

小平市第二次都市農業基本構想

～市民と共につくる農のある快適なまち こだいら～

平成 19（2007）年 3 月

平成 22（2010）年 7 月変更

小 平 市

農のある快適なまち こだいら をめざして

本市の農業は、新鮮な農産物を生産・供給するだけでなく、都市化の進展のなかでは、貴重な緑地空間として、環境や景観の保全、潤いとやすらぎの場、災害時の避難場所等の多面的な機能を持ち合わせており、近年は教育や生涯学習の観点からも注目されています。数多くの直売所や学童農園などで、市民は身近に農業を感じることができます。



しかしながら、本市の農業をとりまく環境は、農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や後継者難など、国内農業全体が抱える問題に加え、相続税をはじめとする税制の問題や、都市化に伴う生産環境の悪化など、都市農業ならではの問題にも直面しています。

このような厳しい状況のなかで、市内の農地面積、農家数、及び農業従事者数の減少を食い止め、いかにして産業としての農業経営の維持、発展を図っていくかということが大きな課題となっています。

この小平市第二次都市農業基本構想は、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間の農業振興の計画ですが、本市の農の営みは未来に続いていくものです。

本構想の施策を実現していくことで、産業としての都市農業を確立するとともに、市民が農と身近にふれあうことができ、緑豊かなこだいらに住みたい、住んでよかったと思っていただけるように、新たな時代に向けて、農のある快適なまちをめざします。

そのためには農業者だけでなく、市民をはじめ、農業関係団体や民間団体、行政がそれぞれの担う役割を理解し、連携・協力して取り組んでいくことが重要となりますので、積極的な参画をお願いいたします。

最後になりましたが、構想策定に当たりご尽力いただきました小平市都市農業基本構想懇談会の委員の皆様、並びにアンケートや意見交換会等、様々な場面でご協力いただいた農業者及び市民の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成19（2007）年3月

小平市長 小林 正 則

農業経営基盤強化促進法の一部改正(平成21年12月15日施行)に伴う法定事項等を計画に反映いたしました。

平成22（2010）年7月

目 次

第1章 構想の目的と位置づけ	1
1 構想の目的	3
2 構想の期間	3
3 構想の性格と関連計画との連携	3
第2章 小平市の農業の現状と課題	5
1 小平市の概要	7
2 小平市の農業の概要	9
3 農業に関する農家・市民の意向	15
4 小平市の農業の課題	27
第3章 小平市の農業の基本目標	31
1 将来像	33
2 基本方針	34
3 基本目標の設定	36
第4章 構想の内容	41
1 構想の体系	43
2 構想の内容	45
3 重点事業とその進め方	63
第5章 構想の実現に向けて	71
1 構想の実現に向けた推進体制	73
2 構想の実現に向けた各主体の役割	73
3 国、東京都との連携	74
資料編	75

第1章 構想の目的と位置づけ

1. 構想の目的

本市は、平成5年3月に農業振興の基本計画である「小平市都市農業基本構想」と平成7年3月に実施計画である「小平市都市農業振興プラン」（平成14年6月改定）の二層構造で農業施策を展開してきましたが、都市農業基本構想策定後10年を経過し、本市の農業の状況とそれを取り巻く環境も大きく変化しています。

平成11年に制定された「食料・農業・農村基本法」は、食料の安定供給とともに、農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的発展に力点を置き、特に、この法律では、国の施策が及ぶことが少なかった都市農業の振興を、国の責務として明記したことが特徴であり、都市農業の役割はこれまで以上に重要になっています。同時に、この法律は、行政の責務だけでなく、農業者及び農業団体の努力、消費者の役割を定めています。

本構想は、これまでの都市農業基本構想と都市農業振興プランを一本化し、新たな状況への対応や平成18年3月に策定された「小平市第三次長期総合計画」を踏まえて、農業者、市民、行政の協働による農業振興を図るために策定するものです。

2. 構想の期間

本構想の期間は、平成19（2007）年度から平成28（2016）年度までの10年間とします。なお、構想の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した内容としていきます。

3. 構想の性格と関連計画との連携

本構想は、農業者、農業団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力しあい実現を図るものです。そのため、農業者、市民が本市の農業を発展させるための指針という性格も持ちます。また、以下の計画等との整合、連携を図り、策定するものです。

（1）小平市第三次長期総合計画による位置づけ

本構想は、「小平市第三次長期総合計画ーこだいら21世紀構想・前期基本計画ー」の「活力ある産業の展開をめざす 都市農業」における計画事業内容を踏まえて策定するものです。

（2）食料・農業・農村基本法による位置づけ

食料・農業・農村基本法は、国が都市農業の振興施策を講ずることや農業振興に対する市町村の責務を明確にするとともに、食糧自給率の目標を設定した食料・農業・農村基本計画を定めるものとしています。本構想は、この法律の主旨を踏まえて策定するものです。

(3) 農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置づけ

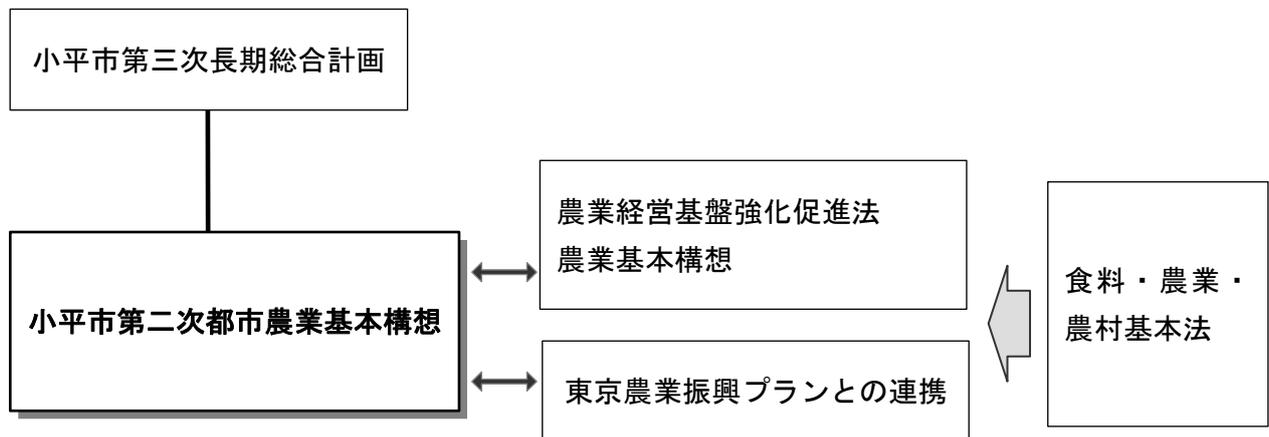
本構想は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置づけ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。

なお、平成21年6月24日付の農業経営基盤強化促進法の改正に基づき、今回、小平市第二次都市農業基本構想の変更を行いました。この変更により別紙「小平市農業経営基盤強化促進基本構想関連(平成19(2007)年3月)」は全文削除しました。

(4) 東京農業振興プランとの連携

本構想は、「東京農業振興プラン」を踏まえるとともに、連携して施策展開を図るものとなります。

図 小平市第二次都市農業基本構想と他の計画の関係



第2章 小平市の農業の現状と課題

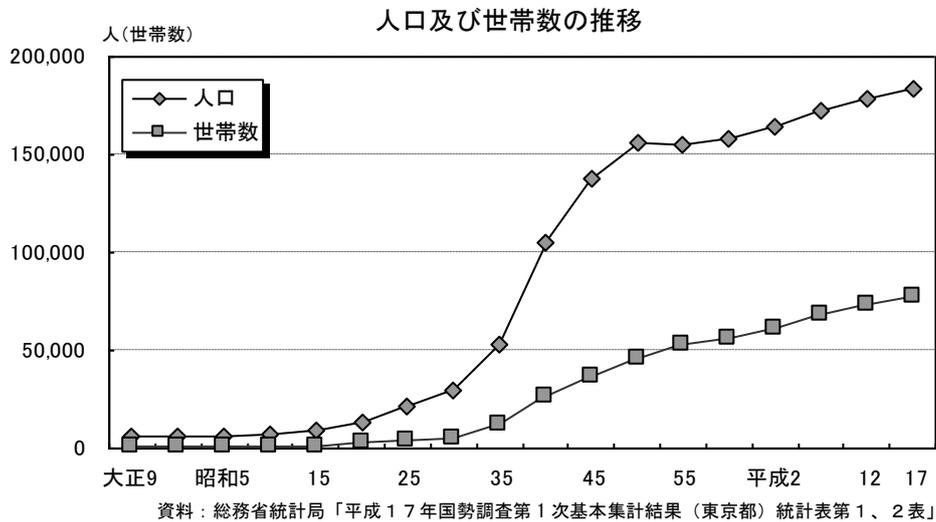
1. 小平市の概要

(1) 位置

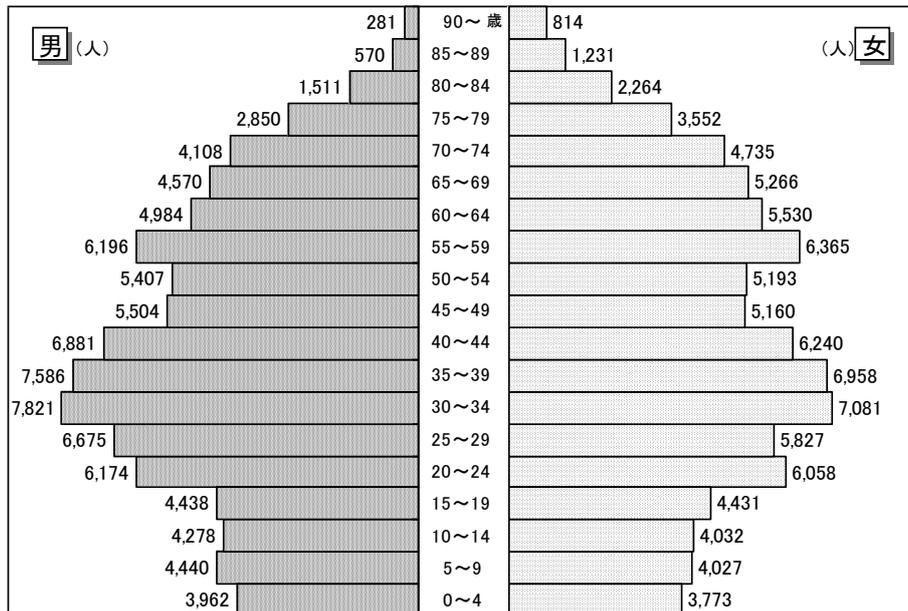
本市は、東京都心部からは西方約 20～30 kmの北多摩地域の中心に位置し、東西約 9.2 km、南北約 4.2 kmに広がり、面積は 20.46 km²であり、東は西東京市、北は東久留米市、東村山市、東大和市、南は立川市、国分寺市、小金井市に接しています。

(2) 人口（住民基本台帳）

平成 18 年 1 月 1 日現在、人口は 176,773 人、世帯数は 78,142 世帯、人口密度は 8,640 人/km²、世帯当たりの人口は 2.26 人であり、近年は微増の状況が続いています。また、男女別の人口は、男性 88,236 人、女性 88,537 人、年齢別人口構成比は、男女ともに 30～34 歳が最も多く、年齢別 3 区分構成比は、年少人口（0～14 歳）は 13.9%、生産年齢人口（15～64 歳）は 68.1%、老年人口（65 歳以上）は 18.0%となっています。



小平市の人口ピラミッド（平成 18 年 1 月 1 日現在）

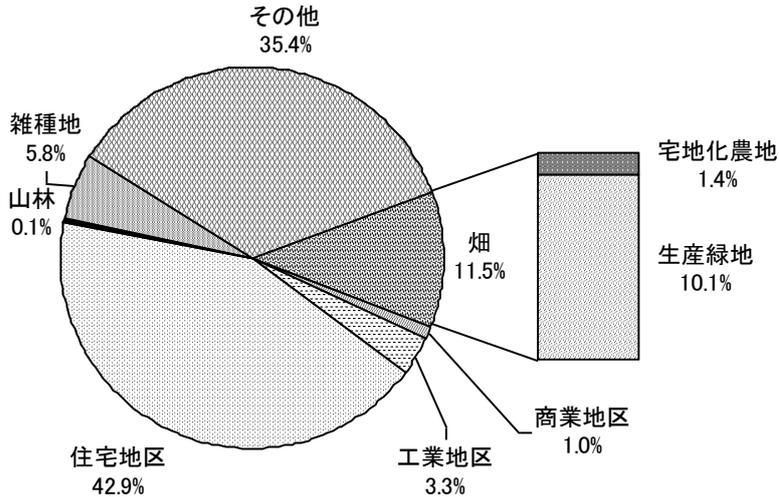


資料：住民基本台帳

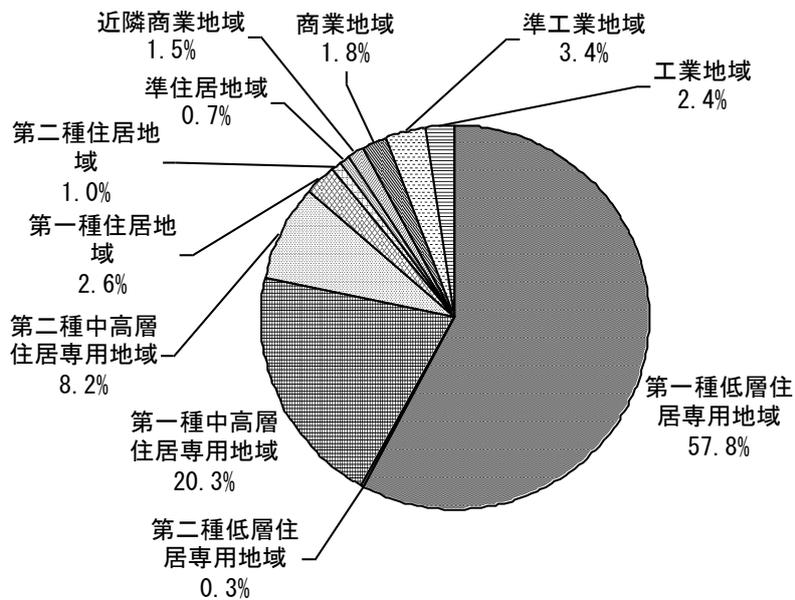
(3) 土地利用

平成17年現在、地目別には宅地が42.9%を占め、農地は11.5%にすぎません。また、用途地域指定は住居系が90.9%を占め住宅都市となっています。

地目別土地面積（平成17年）



用途地域（平成17年）



2. 小平市の農業の概要

(1) 都市農業・農地の現状

都市農地は、高度成長期に伴う開発需要により、宅地や工業用地等への転換が増加し、多くの農地が失われ、現在も減少傾向にあります。また、農業の担い手の高齢化や後継者不足、農地制度、税制度等により、将来、都市から多くの農地がなくなることが懸念されています。農業経営についても不動産収入等、農外収入により都市農業が維持されているのが現状です。

しかしながら、近年、安全で安心な農産物や食育などに対する意識の高まりや、都市環境や緑地空間、防災空間など農業・農地の多面的機能が評価され、都市住民の生活に重要な役割を果たしています。

(2) 小平市の農業の概要

本市農業は、歴史ある農地の形成が現在でも継続しています。江戸時代に玉川上水が通水し、生活のための水が確保され、入植した農家により、青梅街道や東京街道など街道に沿って新田開発が始まりました。東西方向の街道に沿って集落が列状に形成され、それにもない耕地も街道に直角に短冊のように区画され並列しており、現在も、青梅街道など主要街道を中心に短冊形の農地が広がっています。

(3) 農業構造等（農業センサス）

平成17年現在、総農家数は402戸であり、うち主業農家が84戸（20.9%）、準主業農家が115戸（28.6%）、副業的農家が100戸（24.9%）となっています。東京都全体との比較では、全体的に比率が高く、特に準主業農家の比率が高くなっています。

年齢別農業就業人口の推移では、65歳以上が45.3%、50～64歳が28.8%と増加傾向にあり、30～49歳が21.8%と減少傾向にあります。

①農業就業状況等の現状（平成17年）

地域別	農家総数 (戸)	主副業別農家数・農業専従者のいる農家(戸・%)					販売農家世帯員数(人)			
		販売農家	主業農家	うち 65歳未満 農業専従者が いる	準主業農家	うち 65歳未満 農業専従者が いる	副業的農家	総数	男性	女性
小平市	402	299	84	81	115	84	100	1,334	656	678
		74.4%	20.9%	20.1%	28.6%	20.9%	24.9%			
東京都	13,748	7,353	2,148	1,973	2,202	1,461	3,003	31,511	15,632	15,879
		53.5%	15.6%	14.4%	16.0%	10.6%	21.8%			

販売農家…経営耕地面積が30a以上または1年間の農産物販売金額が50万円以上の農家

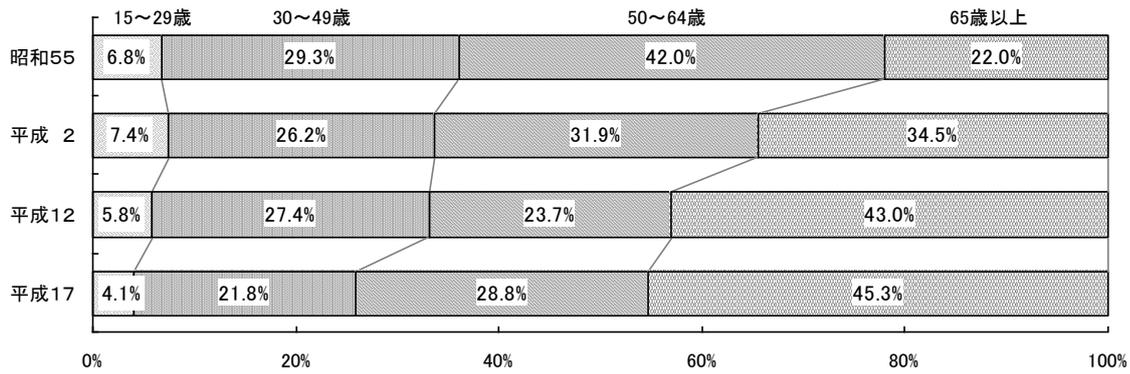
主業農家…総所得のうち、農業所得が50%以上で65歳未満の農業従事年間60日以上の子帯員がいる農家

準主業農家…総所得のうち、農外所得が50%以上で65歳未満の農業従事年間60日以上の子帯員がいる農家

副業的農家…65歳未満の農業従事年間60日以上の子帯員がいない農家

農業専従者…調査期日前1年間に農業に従事した日数が150日以上の者

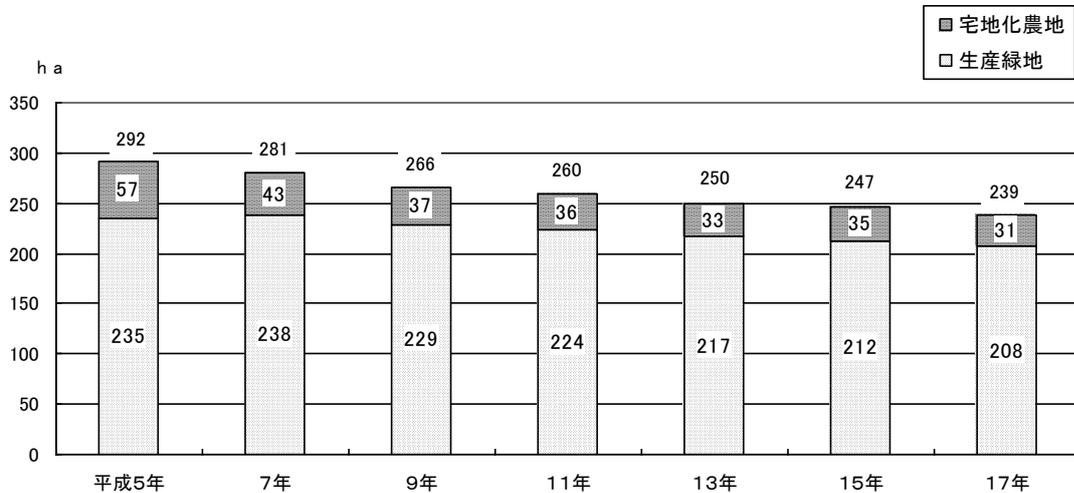
②年齢別農業就業人口の推移



農業就業人口…15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業に主として従事した者。
すなわち、農業のみに従事した者+農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち、農業が主であった者の人数

(4) 農地面積の推移（固定資産税評価上農地面積）

農地面積は年々減少傾向にあり、平成17年現在239ha、うち生産緑地が208ha（87.0%）、宅地化農地が31ha（13.0%）を占めています。



生産緑地…都市計画法による地域地区の一種で、昭和49年の生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため区市が指定する。生産緑地に指定されると、30年あるいは従事者の死亡等によるまでの長期営農が義務づけられる一方、税の軽減措置が受けられる

宅地化農地…生産緑地に指定されていない農地

図 市内生産緑地地区の状況（平成18年3月現在）



(5) 農業生産の指標（「わたしのまちの農業」 東京都農林統計協会）

農業産出額は昭和56年から減少傾向ですが、平成13年以降は横ばいの傾向です。また産物別では平成3年からの推移で見ると、果実が大幅に増加し、種苗苗木類等についても増加傾向にあります。一方、花きは減少しています。

生産農業所得は、平成3年以降減少傾向となっています。

平成16年の作付面積は、野菜では、さといも(17ha)が最も多く、次いでほうれんそう(15ha)、ブロッコリー(13ha)の順となっています。果樹では、くり(22ha)が最も多く、次いで日本なし(12ha)の順となっています。花き類では、花壇用苗もの類(249a)が最も多く、次いで鉢もの類(70a)、切り花類(39a)の順です。

収穫量は、だいこん(443t)が最も多く、次いでキャベツ(313t)、日本なし(240t)、こまつな(210t)、ほうれんそう(179t)の順です。

作物別農業算出額は、日本なし(15.6%)が最も多く、次いで、こまつな(8.5%)、ほうれんそう(5.9%)、花き苗類(5.6%)、トマト(5.4%)の順です。

①農業産出額等の推移

(単位：百万円)

	昭和46年	昭和56年	平成3年	平成13年	平成16年
総額	815	993	936	910	961
米・麦・豆・雑穀	9	10	2	1	X
芋類	48	47	33	24	X
野菜	301	561	564	548	582
果実	47	50	109	199	199
花き	59	73	134	63	80
種苗苗木類等	43	45	23	41	42
畜産物	308	207	71	29	X
生産農業所得	350	378	463	437	352
農家1戸あたり(千円)	502	655	1,007	1,007	811
耕地10aあたり(千円)	80	100	173	173	141

農業産出額…農産物生産数量に農産物別の農家庭先価格を乗じて算出したもの

生産農業所得…農業産出額から農業生産のために投入された物的経費を控除等することにより、新たに生み出された付加価値を算出したもの

X …秘密保護上統計数値を公表しないもの

②作付面積上位品目等（平成16年）

(i) 野菜

	品目名	面積 (ha)	収穫量 (t)
1	さといも	17	170
2	ほうれんそう	15	179
3	ブロッコリー	14	161
4	えだまめ	11	78
5	だいこん	10	443
6	こまつな	10	210
7	ばれいしょ	8	170
8	キャベツ	8	313
9	スイートコーン	7	56
10	ねぎ	5	90

(ii) 果樹

	品目名	面積 (ha)	収穫量 (t)
1	くり	22	24
2	日本なし	12	240
3	うめ	6	6
4	かき	2	17
5	ぶどう	2	14

(iii) 花き類

品目名	面積 (a)	出荷量
切り花類	39	70 千本
鉢もの類	70	38 千鉢
花壇用苗もの類	249	712 千本

③作目別農業算出額順位（平成16年）

	品目名	構成比 (%)
1	日本なし	15.6
2	こまつな	8.5
3	ほうれんそう	5.9
4	花き苗類	5.6
5	トマト	5.4

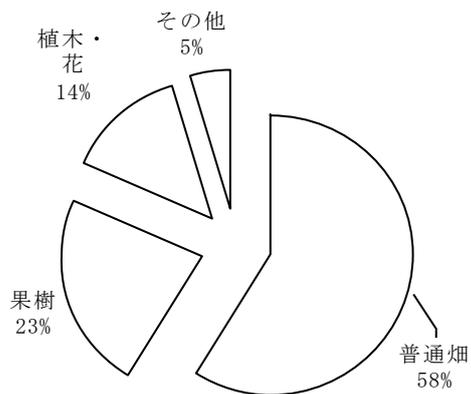


(6) 農地の利用状況（小平市作付調査）

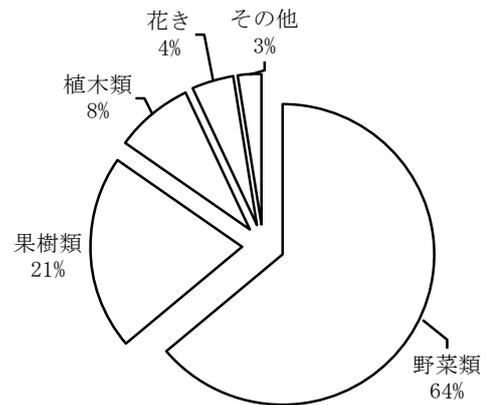
平成17年現在の農地利用別面積は、普通畑が58%、果樹が23%、植木・花が14%、その他が5%となっています。

また、農地作付状況は、野菜類が64%、果樹類が21%、植木類が8%、花き4%、その他が3%となっています。

①農地利用別面積（平成17年）



②農地作付状況（平成17年）



作付状況…1 a に春作、秋作で年間に2回作付を行うと、「2 a」と集計します



3. 農業に関する農家・市民の意向

本市農業の現状と課題を検討するに当たり、下記のとおり、農家意向調査、市民意識調査及び各団体との意見交換を実施しました。

【アンケート調査】

○調査概要

	農家意向調査	市民意識調査
調査対象	小平市内居住農家 402 戸	小平市市民 2,000 人(20 歳以上の男女無作為抽出)
調査方法	JA支部長の手渡しによる配布、回収	郵送による配布、回収(督促状1回)
調査期間	平成 17 年 12 月 26 日 ～平成 18 年 1 月 9 日	平成 18 年 1 月 17 日 ～1 月 31 日
回収状況	回収数:394 票 回収率:98.0%	回収数:1,248 票 回収率:62.4%

○調査内容

農家意向調査	市民意識調査
調査内容	
農業生産・販売について 農地について 農業の担い手について 農業経営について 有機、減農薬栽培について 地域住民との交流やこれからの都市農業	小平市農業とその役割について 小平市内産の農産物の購入、消費について 農業体験・交流事業について これからの農業・農地について
回答者の特徴	
男性が 85.7%、60 代以上が 78.0%	女性が 64.4%、30～60 代が各 20%前後

【意見交換】

対象団体
消費者団体連絡会、商工会事務局、観光農業協会、援農ボランティアの会、JA 青壮年部 野菜組合・うど生産出荷組合、ピクルスの会、果樹組合、JA 直売会、JA 女性部 園芸組合、農業委員会・農業経営者クラブ、JA 東京むさし、環境の会

※意見交換の結果概要については資料編を参照

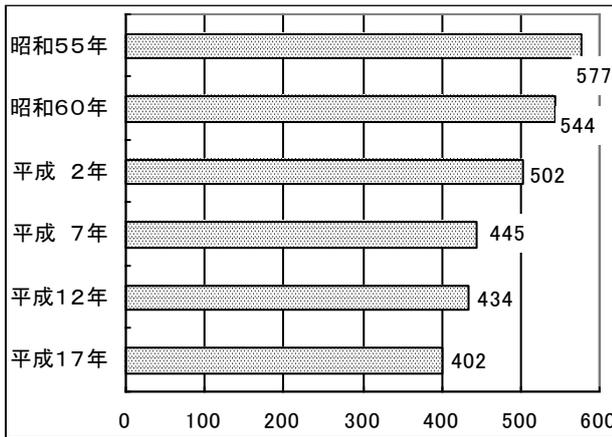
(1) アンケート調査結果の概要

■小平市の農業の概要

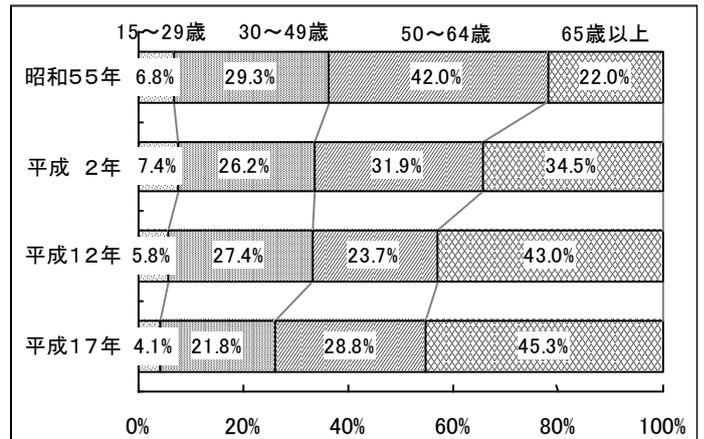
平成17年現在、総農家数は402戸、農業就業人口（販売農家）は666人です。農家数は減少が続いており、平成17年の402戸は昭和55年の577戸の70%となっています。

年齢別の農業就業人口をみると、平成17年は50歳以上が74%で、中でも65歳以上が45%と半数近くを占め、高齢化が進行しています。

農家数の推移：戸



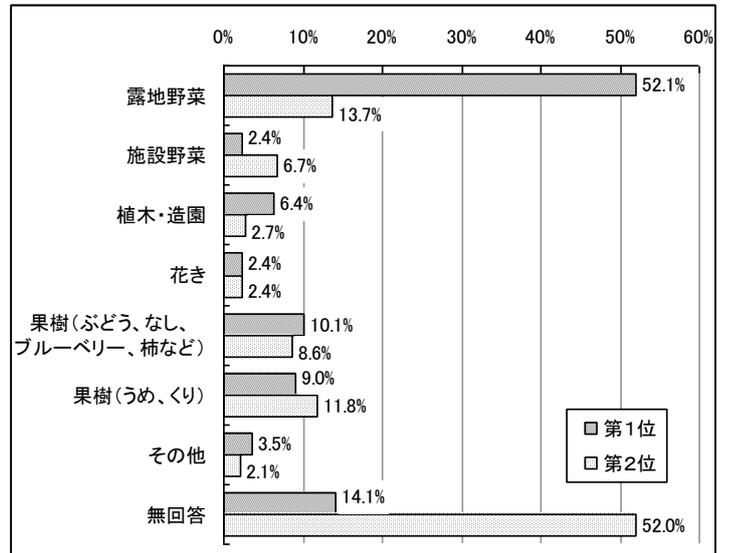
年齢別農業就業人口の推移



農家意向調査の農業収入が第1位の農畜産物をみると、露地野菜が半数以上を占めますが、ハウス等を利用する施設野菜、植木・造園、花き、果樹など様々な農業が営まれています。都市では珍しくなった畜産農家も残っています。

また、小平市はブルーベリーを農産物として、国内で初めて栽培した経済栽培発祥の地であり、果樹のもぎ取りや花の摘み取りなどの観光農園、農家の庭先の直売所は、市民の身近な存在となっています。

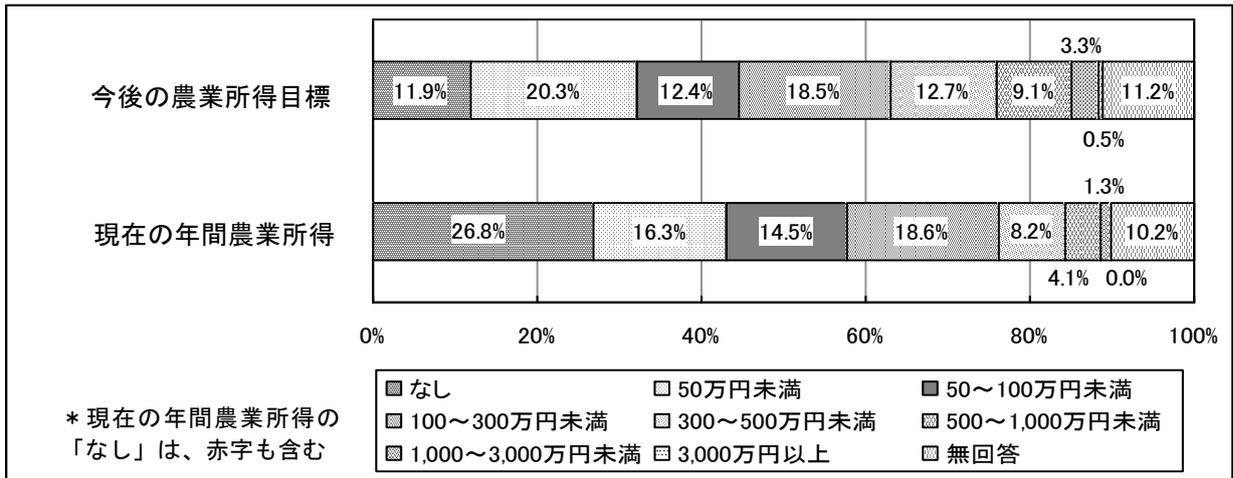
農業収入が第1位と第2位の農畜産物



農家意向調査の農業所得をみると、現在の年間農業所得は100万円未満が60%近くを占め、農業所得がなし（赤字も含む）とする農家が26.8%を占めます。一方、年間500万円以上の所得のある農家は、5.4%にすぎず、農業で生活を成り立たせるのは厳しく、不動産収入などで支えられている状況です。

今後の農業所得目標をみると、年間所得が低い農家も高い農家も、現在の所得より目標額を上げる回答をしており、所得向上の意向が強く感じられます（例えば、所得なしは26.8%から11.9%に減少、50万円未満は16.3%から20.3%に増加するなど）。

現在の農業所得と今後の所得目標

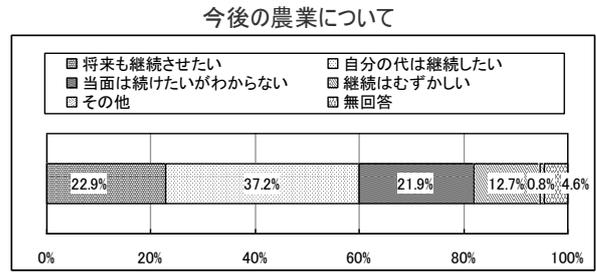


農家意向調査 農業・農地について

■農業の継続意向は高いですが、相続のときに農地は減少する傾向です

【農業継続意向】

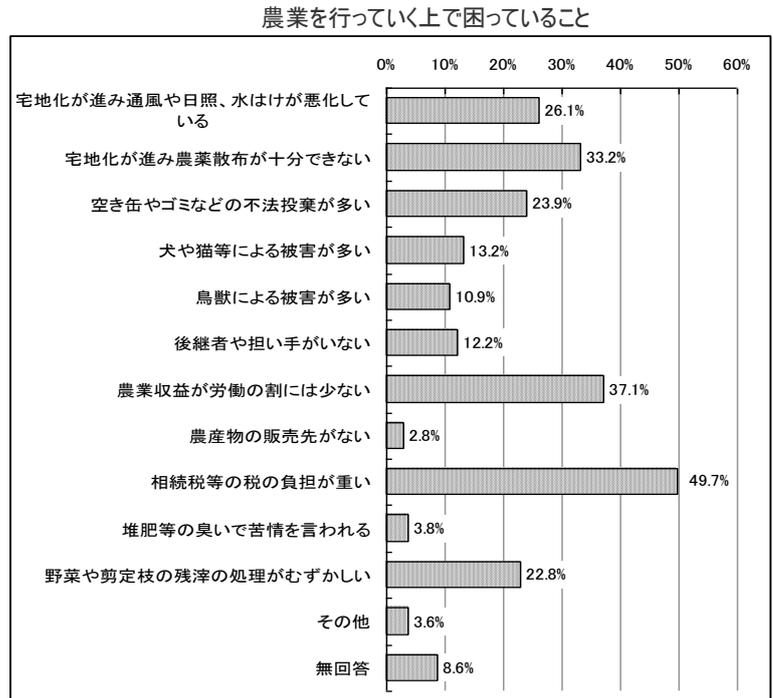
今後の農業については継続意向が高く、「自分の代は継続したい」、「将来も継続させたい」、「当面は続けたいがわからない」を合わせると80%以上の農家が農業継続の意向を示しており、「継続はむずかしい」という農家は、13%にすぎません。



【困っていること】

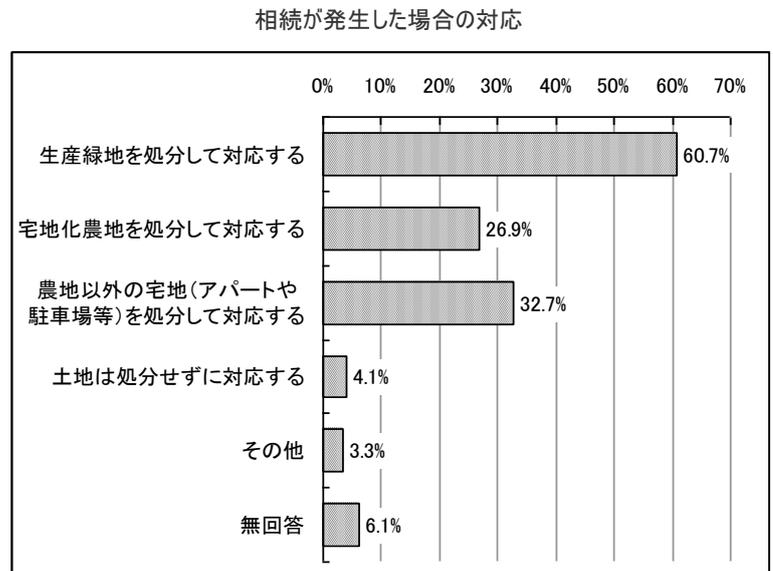
農業を行っていく上で困っていることは、「相続税等の税の負担が重い」が49.7%で特に多く、次いで「農業収益が労働の割には少ない」が37.1%となっています。

また、宅地化が進み農薬散布が十分できない、通風や日照、水はけが悪化する、空き缶やゴミなどの不法投棄が多いなど、都市化に伴う問題も指摘しています。



【相続時の対応】

相続が発生した場合の対応は、「生産緑地を処分して対応する」が特に多く60.7%、次いで「農地以外の宅地を処分して対応する」が32.7%、「宅地化農地を処分して対応する」が26.9%を占めており、相続時に、相続税の支払いや、財産分与のために農地を売却せざるを得ない状況があります。



農家意向調査 農業経営・担い手について

■少量多品目生産、安全安心な農業を志向、家族労働が主、市民の援農を望む農家もあります

【今後の農業経営】

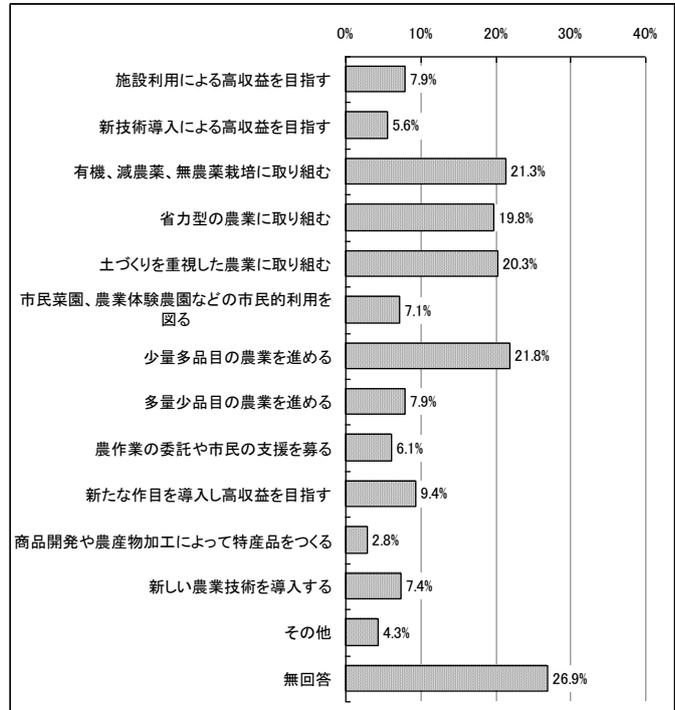
「少量多品目の農業を進める」が21.8%、「有機、減農薬、無農薬栽培に取り組む」が21.3%、「土づくりを重視した農業に取り組む」が20.3%、「省力型の農業に取り組む」が19.8%を占め、直売などにより安全でおいしい農産物づくりをめざす傾向が出ています。

【今後の担い手や労働力】

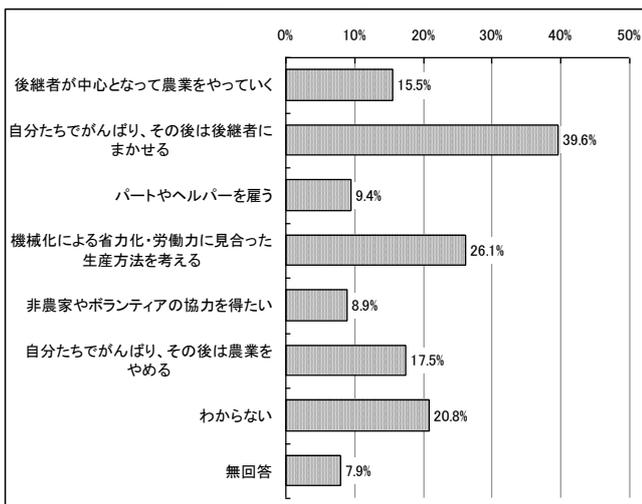
「自分たちでがんばり、その後は後継者にまかせる」が特に多く39.6%、「後継者が中心となって農業をやっていく」が15.5%を占め、半数は後継者が担い手になっています。一方「自分たちでがんばり、その後は農業をやめる」農家も17.5%を占めています。

また、「労働力に見合った生産方法を考える」が26.1%を占め、「パートやヘルパーを雇う」「非農家やボランティアの協力を得たい」もそれぞれ10%弱を占めています。

今後の農業経営の内容について



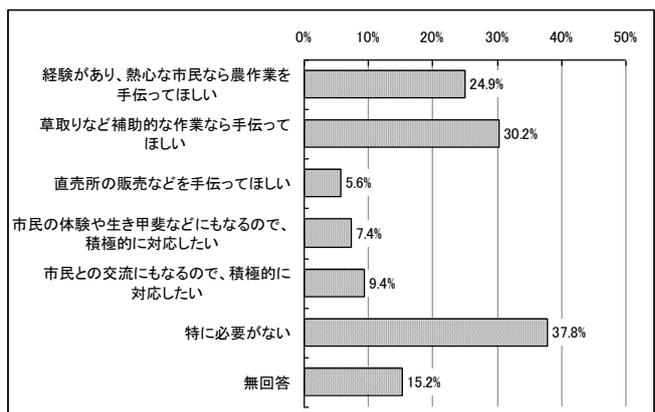
今後の農業の担い手や労働力について



【市民による援農】

「特に必要がない」が最も多く37.8%ですが、「草取りなど補助的な作業なら手伝ってほしい」が30.2%、「経験があり、熱心な市民なら農作業を手伝ってほしい」が24.9%と、市民による援農を望む農家も20~30%おり、農作業の手伝いの意向のある市民との結びつきも求められます。

市民による援農について



市民意識調査 農業・農地への期待、農業体験について

■新鮮で安全な農産物を求めており、農作業の手伝いを希望する市民もいます

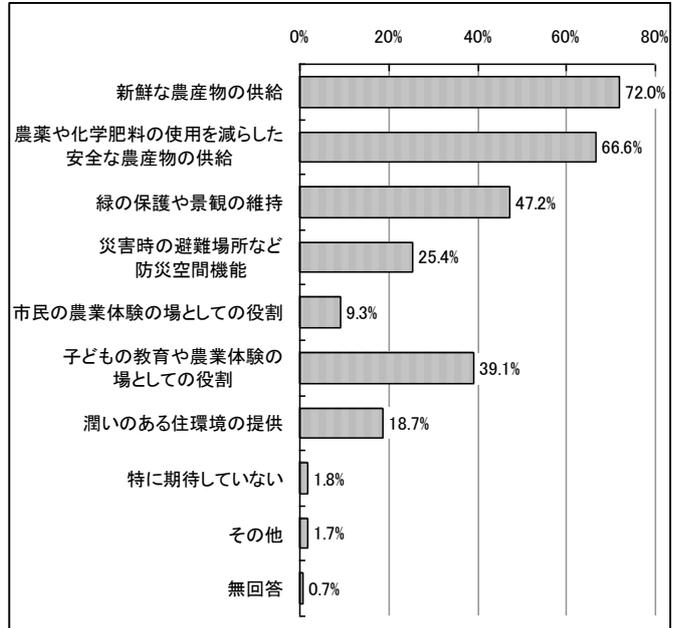
【農業・農地への期待】

「新鮮な農産物の供給」が72.0%、「農薬や化学肥料の使用を減らした安全な農産物の供給」が66.6%と特に多く、市民は新鮮で安全な農産物を求めています。また、緑の景観、子どもの教育、農業体験の場としての期待も高くなっています。

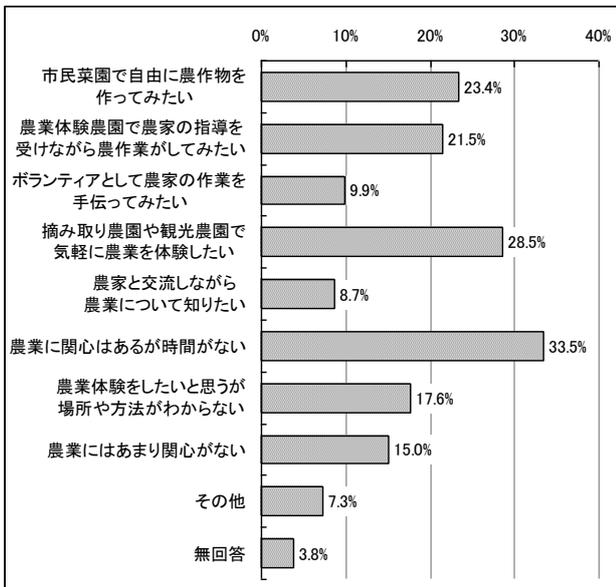
【農業体験】

「農業にはあまり関心がない」とする回答は15.0%と少なく、「農業に関心はあるが時間がない」が33.5%、「摘み取り農園や観光農園で気軽に農業を体験したい」が28.5%、「市民菜園で自由に農作物を作りたい」が23.4%、「農業体験農園で農家の指導を受けながら農作業がしてみたい」が21.5%と多様な回答となっています。一方、「農業体験をしたいと思うが場所や方法がわからない」とする回答も17.6%を占め、市民へのPRも必要です。

農業・農地について期待していること



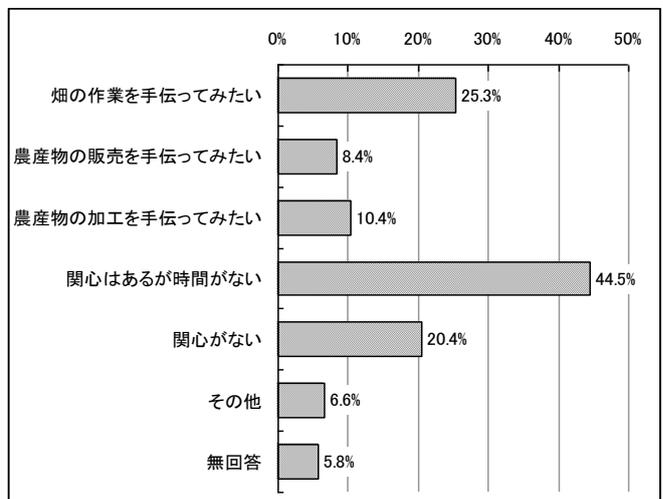
農業体験について



【農作業の手伝い】

「関心はあるが時間がない」が特に多く44.5%ですが、「畑の作業を手伝ってみたい」が25.3%、農産物加工、農産物販売の手伝いも10%程度を占め、農家と市民の交流を通して、市民意向に応じた手伝いも検討課題です。

農作業の手伝いについて



農家意向調査 今後の作目と販売について

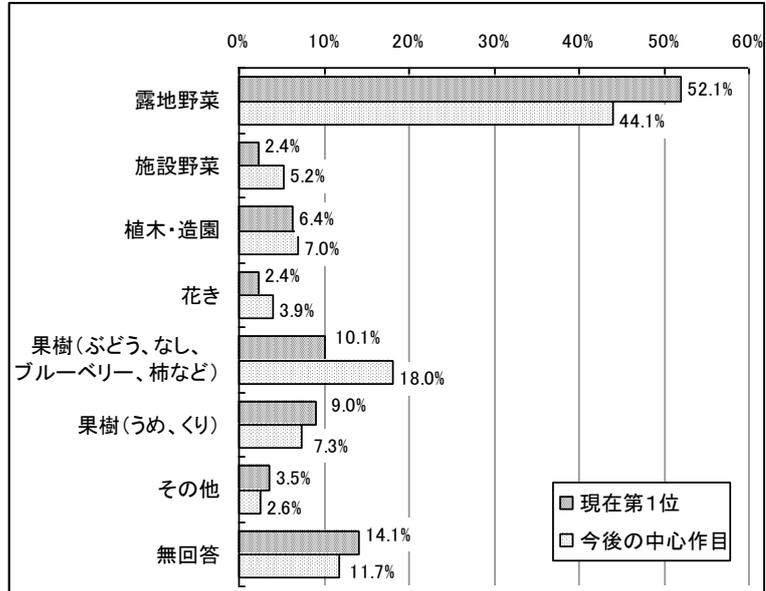
■これからは収益性の高い作目へ移行、販売は個人直売の多様化と共同直売を志向しています

【今後中心となる作目】

現在第1位の作目と今後中心となる作目を比較してみると、露地野菜から果樹（ぶどうなど）、施設野菜、花きなど、収益性の高い農業に移行していくことが分かります。

ぶどうなどの果樹や花きは、市民が直接入手できる作目であり、農家も収益性と併せて、身近な消費者である市民に販売を行おうとする傾向がみられます。

現在第1位の作目と今後中心となる作目



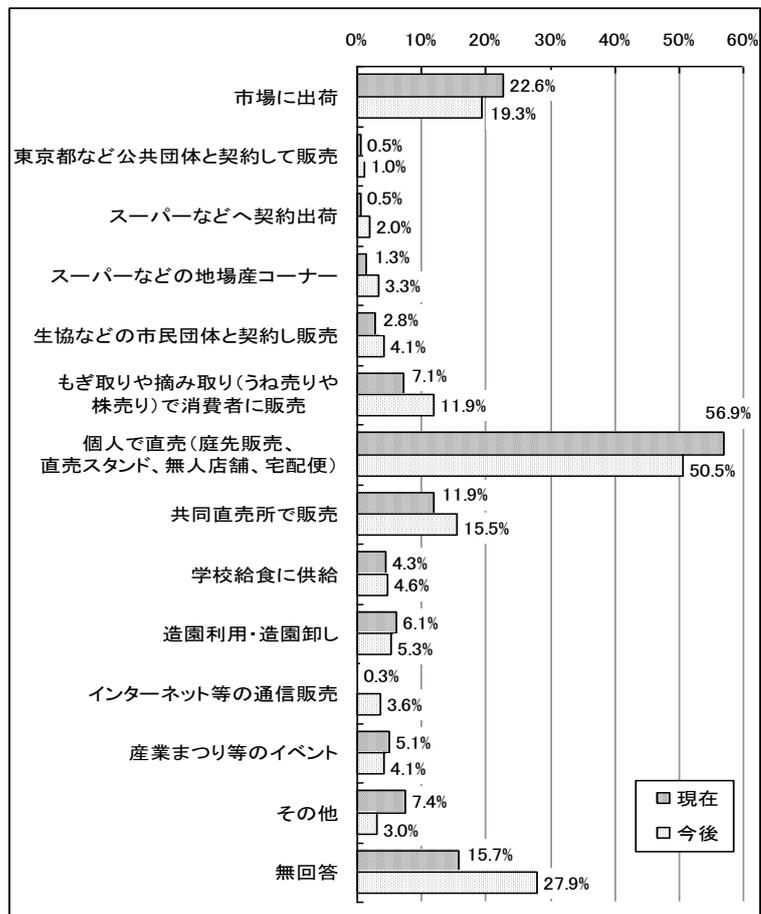
【農産物の販売方法】

現在の販売方法は、「個人で直売」が特に多く 56.9%と過半を占め、次いで「市場に出荷」が 22.6%です。

今後の販売方法は、「個人で直売」が 50.5% (6.4%減)、「市場に出荷」が 19.3% (3.3%減)、「造園利用・造園卸し」が 5.3% (0.8%減)となる一方、「共同直売所で販売」が 15.5% (3.6%増)、「もぎ取りや摘み取り」が 11.9% (4.8%増)と増えています。また、「インターネット等の通信販売」「生協などの市民団体との契約販売」「スーパーなどの地場産コーナー」「スーパーなどへ契約出荷」などが増加しており、直売も多様化する傾向にあります。

一方、無回答が 15.7%から 27.9%に急増しており、販売をやめる農家の増加も考えられ、農業を継続していくための支援策の検討が必要となります。

農産物の販売方法(現在・今後)



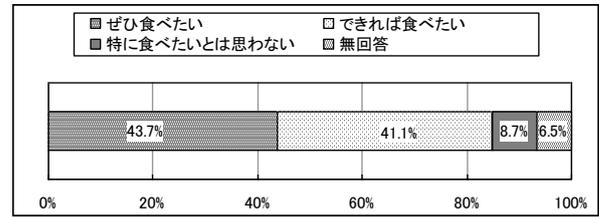
市民意識調査 農産物の購入、消費について

■地場農産物の入手意向は高く、買いやすい場所の設置を望んでいます

【市内産農産物の入手】

市内産農産物を食べたいとする市民は 85%にも達し、そのうち「ぜひ食べたい」が 43.7%、「できれば食べたい」が 41.1%となっています。

市内産の農産物を食べたいか

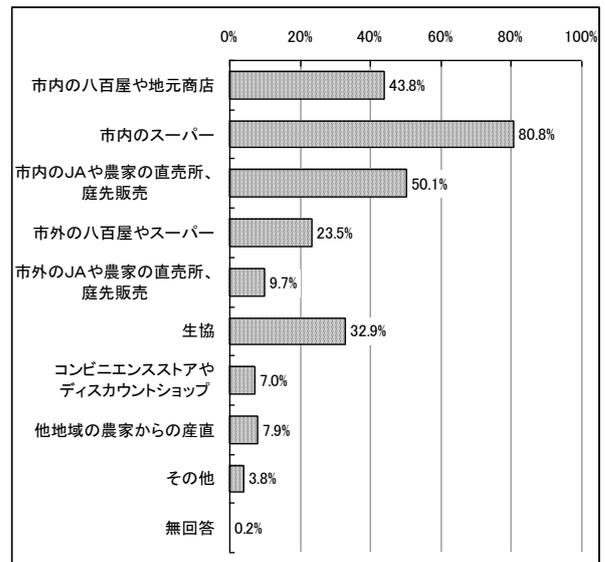


【農産物の購入先・購入しやすくするには】

ふだんの農産物の購入先は「市内のスーパー」が特に多く 80.8%を占め、「市内のJAや農家の直売所、庭先販売」が 50.1%、「市内の八百屋や地元商店」が 43.8%、「生協」が 32.9%となっています。

市内産の農産物を手に入れやすくするには、市内スーパーの利用が多いことから、「スーパー等に小平市産のコーナーを設置する」が特に多く 71.9%、「共同直売所を増やす」が 32.2%、「市内の八百屋や地元商店等で扱う」が 26.0%となっています。

ふだんの農産物の購入先

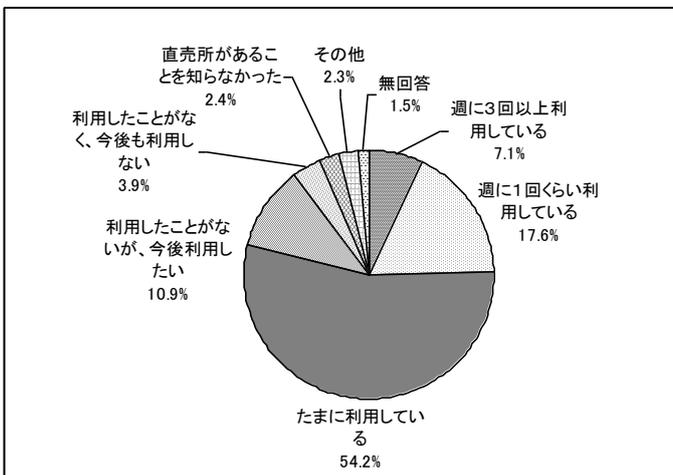


【直売所の利用】

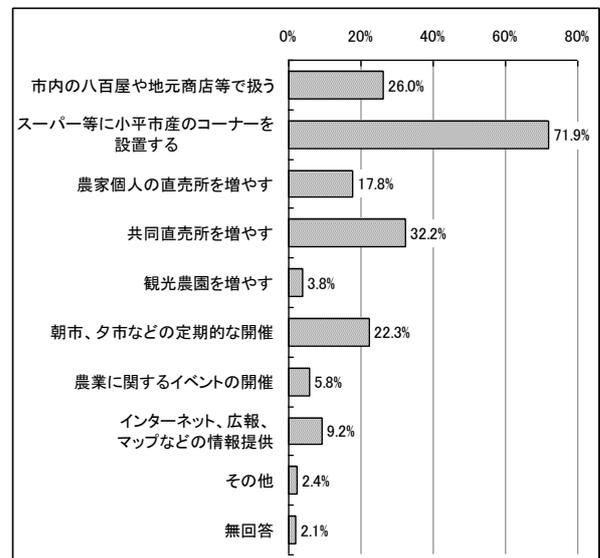
直売所の利用は、「たまに利用している」が特に多く 54.2%、次いで「週に1回くらい」が 17.6%、「週に3回以上」が 7.1%を占め、80%近い市民が利用しており、市民に定着していると考えられます。

一方、直売所の立地は偏りがあり、共同直売所の増設要望も高いことから、市内産農産物を市民が入手しやすくする方策を検討する必要があります。

直売所の利用状況



市内産の農産物を手に入れやすくするためには



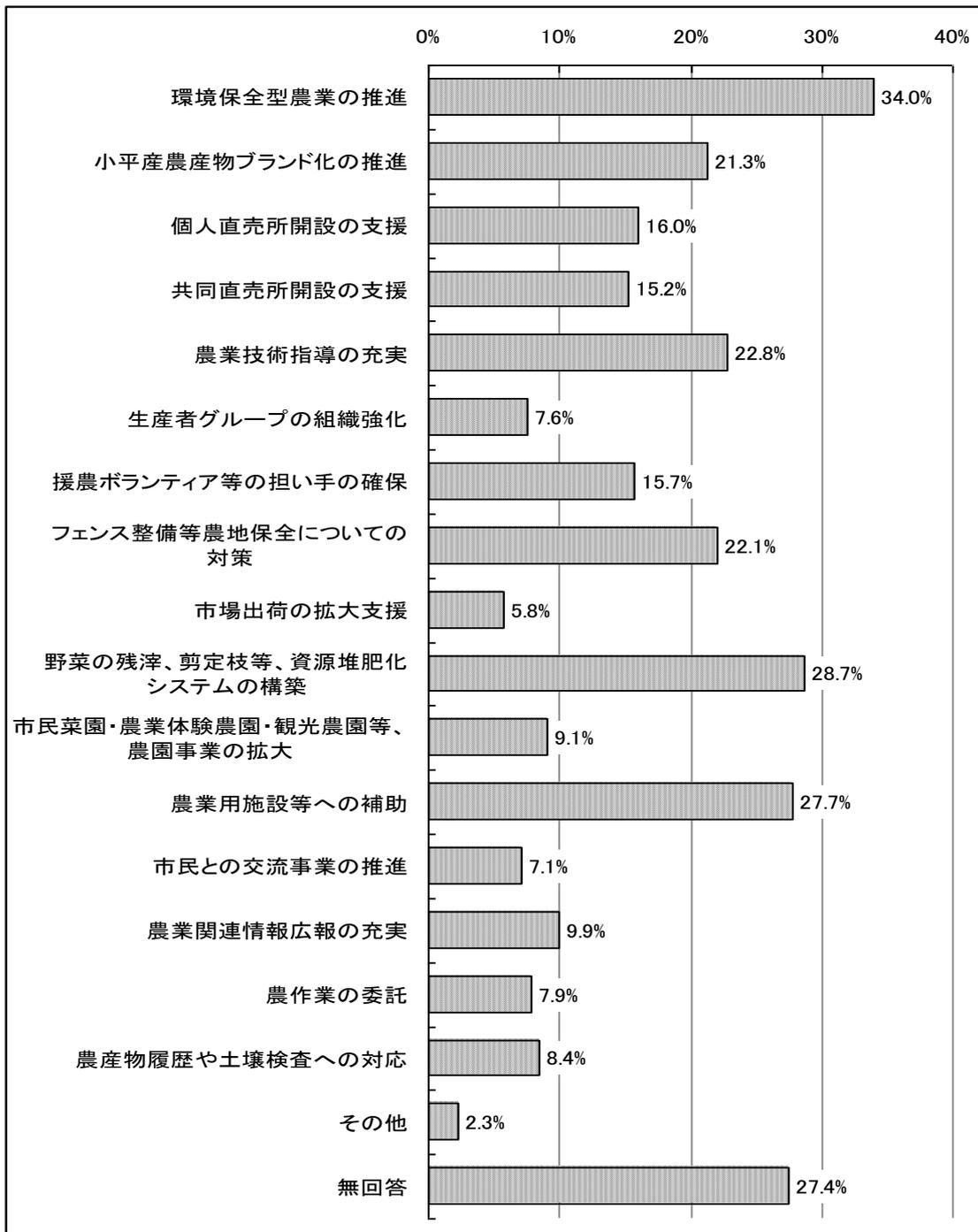
農家意向調査 今後の農業施策について

■環境保全型農業への支援を求めています

【農家が求める農業施策】

「環境保全型農業の推進」が最も多く 34.0%、次いで「資源堆肥化循環システムの構築」が 28.7%となっており、市民と共存する環境保全型農業のあり方と支援策の検討が大切といえます。また、「農業用施設等への補助」、「農業技術指導」、「農地保全についての対策」、「小平産農産物のブランド化」がそれぞれ 20%強を占めており、農業経営・技術の確立や、農地保全に向けた支援策を求める声も大きいといえます。

今後の農業施策で重視して欲しいもの



市民意識調査 今後の農業施策について

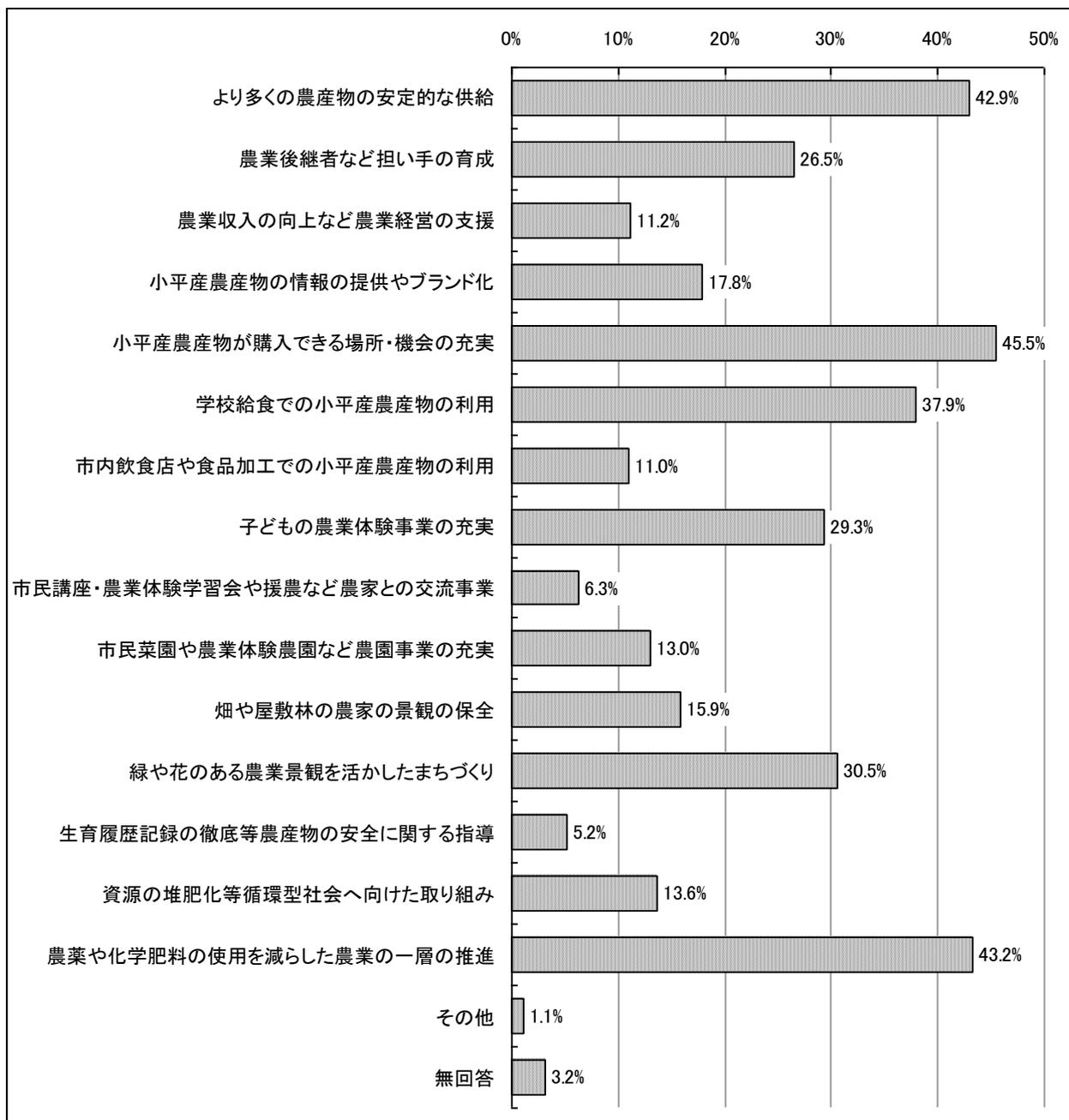
■安全な市内産農産物の安定供給を求めています

【市民が求める農業施策】

「小平産農産物が購入できる場所・機会の充実」、「農薬や化学肥料の使用を減らした農業の一層の推進」、「より多くの農産物の安定的な供給」がそれぞれ40%強で上位を占め、次いで「学校給食での小平産農産物の利用」が37.9%、「緑や花のある農業景観を活かしたまちづくり」が30.5%、「子どもの農業体験事業の充実」が29.3%となっています。

市民は、安全で安心できる小平産農産物を手軽に入手できることと、市民と交流できる農を活かしたまちづくりを求めているといえます。

これからの農業施策で充実してほしいこと



農家意向調査 市民とのふれあいについて

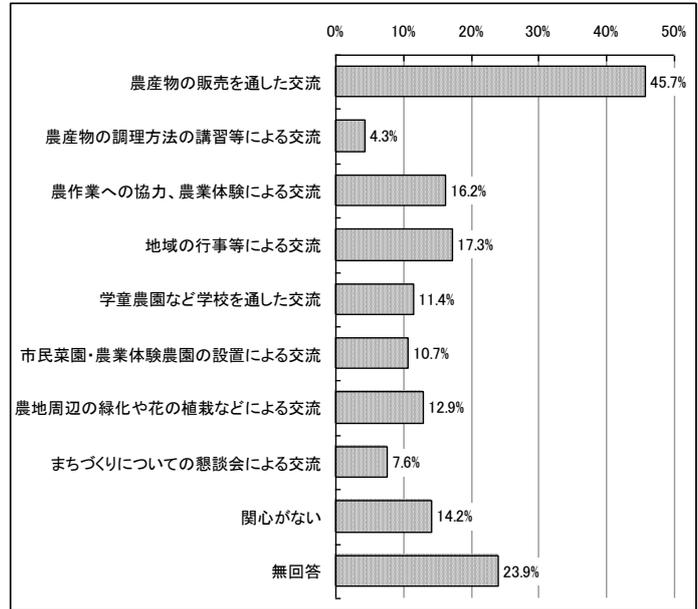
■農業生産を通じた交流が主としており、行事や農業体験による交流の可能性もあります

【地域住民とのふれあい】

「農産物の販売を通じた交流」が特に多く 45.7%を占め、この他では「地域の行事等による交流」、「農作業への協力、農業体験による交流」、「農地周辺の緑化や花の植栽などによる交流」が 15%前後、「学童農園など学校を通じた交流」、「市民菜園・農業体験農園の設置による交流」が 10%強となっています。

農家は生産、販売を基本とした市民との交流を求めています。地域行事や農作業体験等による交流の可能性もあります。

地域住民とのふれあいについて



市民意識調査 農家との交流について

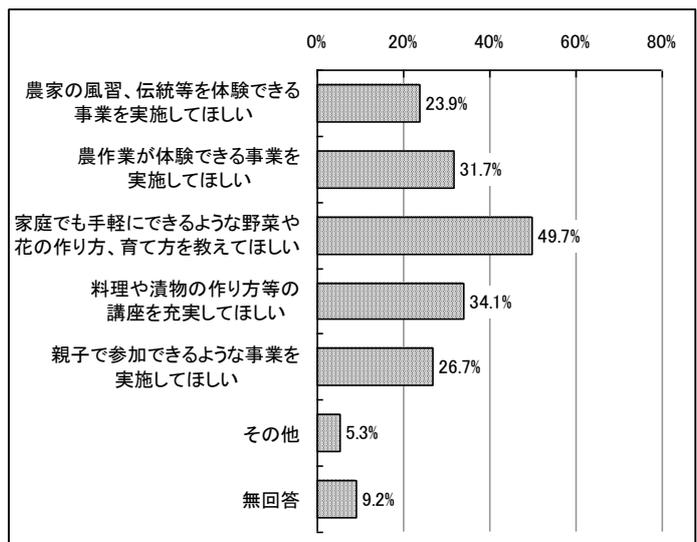
■野菜や花の栽培、利用方法を教えてほしいと希望しています

【農家との交流で望むこと】

「家庭でも手軽にできるような野菜や花の作り方、育て方を教えてほしい」が最も多く 49.7%を占め、次いで「料理や漬物の作り方等の講座を充実してほしい」、「農作業が体験できる事業を実施してほしい」が 30%強、「親子で参加できる行事の実施」「農家の風習、伝統等を体験できる事業」が 25%前後となっています。

市民は、自らの生活に農業、農産物を活かすことを求めているといえます。

農家との交流について望むこと



4. 小平市の農業の課題

(1) 都市農業（市街化区域）の現状

本市も含めた市街化区域での農業経営は、小規模で集約的な農業が営まれており、直売等、消費者と身近に接し農産物を販売できる良さはありますが、農業収入だけで生計をたてている農家はわずかであり、大半は不動産収入等、農業以外の収入を主として生計を維持しているのが実情です。

農地については、市内農地の90%近くが生産緑地地区に指定されており、保全されている状況です。今回のアンケート調査の結果では、市民の大半が農地を残してほしい、農家も農地を維持していきたいとしていますが、農業従事者の高齢化や後継者等の担い手の不足、農家の相続により農地が減少しています。相続時には納税猶予制度により、相続税の納税猶予の特例を受けることができますが、宅地に対する課税額が大きいいため、農地を売却せざるを得ないのが現状です。

(2) 小平市の農業施策の展開

本市は、平成5年に「市民の豊かな食生活と農のある快適なまちづくり」を目標とする、「小平市都市農業基本構想」を策定し、農地の保全と有効活用、都市型農業経営の確立、ふれあい農業の推進、農のあるまちづくりの推進を基本方向として、農業振興に取り組んできました。

平成7年には、都市農業基本構想の実現に向けて「小平市都市農業振興プラン」を策定し、取り組むべき事業とその実施計画及び各事業の到達度目標値を設定し、事業の実践を進めてきました。その後、平成11年には「食料・農業・農村基本法」が制定され、法律上初めて都市農業の振興が位置づけられたことや、平成13年には「東京農業振興プラン」が改定されたことを踏まえ、平成14年には「小平市都市農業振興プラン」の改定を行い、多面的機能を発揮した農地の積極的な活用、都市の立地条件を生かした農業経営、環境と調和した持続性の高い農業、市民との交流を基調とした農業経営を前提条件とした施策を推進してきました。

(3) 小平市の農業の課題

①農地の保全と活用

本市の農地は生産緑地が90%近くを占めており、農業委員会が主体となった肥培管理の指導、支援とともに、生産緑地の追加指定を積極的に行い、保全を進めてきました。また、農業体験農園など市民との交流による新たな農地活用も進められています。

しかし、農業従業者の高齢化や減少に伴い、今後は自給的農家だけでなく、営農意欲の高い農家でも十分な手入れができない農地が増加するおそれがあり、これまで以上に農地の保全と活用に向けた対策が重要になります。そのために、農業生産の支援の手立てと併せて、レクリエーションや緑地環境などの機能を生かして、市民の利用や市民との協働による農地の保全と活用を検討していく必要があります。

また、アンケート調査の結果によると、相続時に生産緑地を処分して対応せざるを得ない農家は3分の2を占める一方、市民の農地保全意向は90%を占め、農地空間としての農地の買い取りにも63%が理解を示しており、税制の改善と併せて、農地保全に向けた財源確保も含めた様々な手法も検討課題となっています。

②農業生産・農業経営の支援

農業生産については、生産施設、設備整備の補助、環境保全型農業に資する肥料、堆肥、資材の活用の補助等により、都市農業としての基盤整備を支援してきました。農業経営については、認定農業者の認定及び支援、家族経営協定の締結などを進めてきました。

農業生産では、農業者、市民とも環境保全型農業の推進を望んでおり、生産者、消費者の相互理解を深めるとともに、地域の資源を活用した堆肥づくりやトレーサビリティの普及など循環型の農業生産の仕組みづくりや農業情報の提供を進めていくことが重要です。

農業経営では、認定農業者は1法人という状況であり、農業者の中でも認知度が極めて低い状況であり、制度の内容と認定によるメリットなどを周知していく必要があります。また、生産組織については、作目や経営形態の変化や、新たな作目や新技術導入を考える農業者もあることから、状況に応じた組織体制の見直しが必要となります。

また、国や自治体の財政が厳しいことから、農業施策の対象は、認定農業者など経営意欲の高い農業者に限られてくることも考えられ、農業者自らの経営改善の取組とその支援が必要となります。

③農業の担い手の確保

担い手の育成では、後継者対策として経営の近代化への助成や女性農業者の組織づくりを支援してきました。また、市民との関係では、援農ボランティアの育成を推進し、市民と農業者による援農ボランティアの会が発足し、農業者の支援を進めています。

本市の農家は後継者がいる農家が3分の2を占めますが、農業従事者の減少を補うためには、帰農者への支援、女性農業者への支援、市民による援農、農業者相互の支援など、多様な担い手の確保の方策を検討していく必要があります。

④販売・流通の促進

販売・流通については、地場流通や特産化を推進するために、「畑からまっしぐら」のシンボルマークを活用してブランド化を図り、直売の取組を支援してきました。平成18年度に実施したブルーベリーまつりは、市民にも好評であり、ブルーベリーに限らず定期市として継続する可能性もあります。学校給食への地場農産物の活用は定着していますが、供給量の拡大を図ることとその仕組みづくりが重要です。

販売・流通では、商工業団体からも、空き店舗の活用や地場農産物を活用した商品づくりなどの期待もあり、他産業と連携した取り組みが求められています。また、量販店や生協など新たな販売先の拡大も課題となっています。

⑤市民との交流

市民との交流では、産業まつりをはじめ、農産物の即売会、消費者との交流会などのイベントや、市民菜園、生きがい菜園、学童農園、観光農園など多様な農業体験の場づくりを進めており、平成19年度には農業体験農園が開園する予定です。市民意識調査では、農産物の調理方法や加工方法、農作業体験を望む市民も多く、農業体験だけでなく、加工などへの市民参加の機会を検討することも大切です。

また、本市は多様な農産物が生産されていますが、四季を通じた農産物の入手方法の情報を提供し、これまで以上に市民の身近な農業にしていくことも重要な課題です。

⑥農業施策の推進体制

農業者に対しては、農業講演会や地区別座談会を開催し、農業知識や農業施策の普及を図るとともに、施策の実践を進めてきましたが、平成 17 年に農業者だけでなく市民、商工業者、学識経験者等からなる「農のあるまちづくり推進会議」が発足し、本市農業への提言をまとめています。今後は、「農のあるまちづくり推進会議」を有効に活用し、農業施策の推進を図る必要があります。

農業委員会は、農業者の代表として、農地の保全や地域農業の推進を図っていますが、今後は維持管理が困難になる農地の増加が予想されこともあり、活動内容の充実を図ることが重要です。

また、都市化が進行する中で、農業、農地は市民にとって環境、防災など多面的な役割を果たしていることから、市内連携による施策の実施体制を整えることも大切です。

小平の農産物のブランド化を推進します



【畑からまっしぐら】

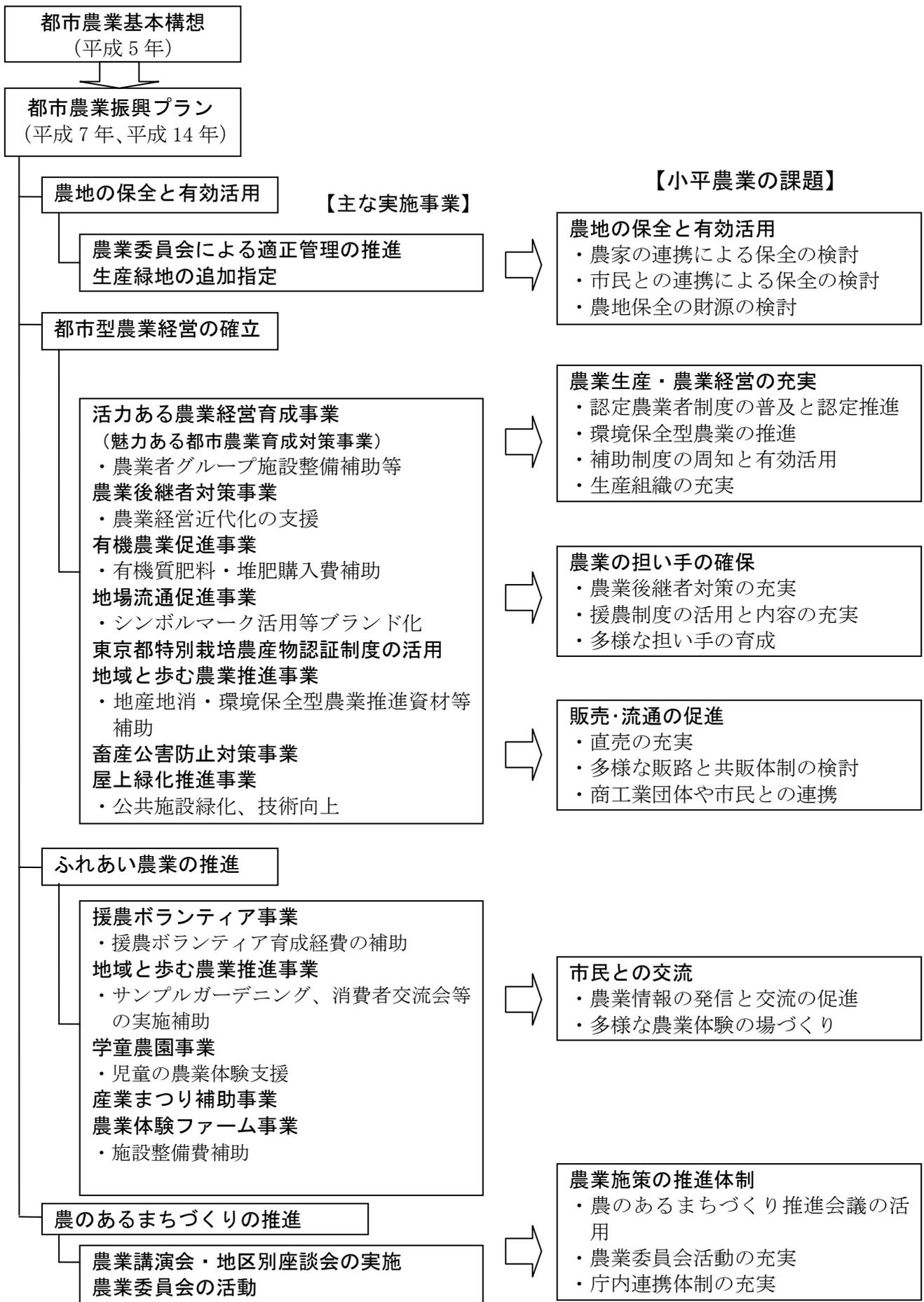
小平市都市地域農業農産物特産化推進事業の一環として、公募で選ばれたシンボルマークです。こだいらの農業の象徴として、出荷箱、結束テープ、販売袋、のぼり旗等に登場してPRにひと役買っています。



【ブルーベリー栽培発祥の地 こだいら】

本市は、国内ブルーベリー経済栽培発祥の地であり、近年ブルーベリーを栽培する農家が増えています。小平産のブルーベリーをより知って食べてもらい、親しみを持ってもらおうという趣旨で、武蔵野美術大学の協力を得て、「ブルーベリー栽培発祥の地こだいら」のシンボルデザインを作成しました。このシンボルデザインは、小平産ブルーベリーのPRとともに、小平市の知名度アップの役割も担っています。

図 小平市農業の課題



第3章 小平市の農業の基本目標

1. 将来像

本市の農業の第一の特徴は、農地と住宅地が混在しており、比較的、農業や農業のもたらず環境を身近で感じることができることです。本市の農業は直売が中心であり、市民の地場農産物の購入意向は高くなっています。また、市民の身近に農地があることから、農業者、市民の相互の理解が必要不可欠です。

第二の特徴は、野菜が主ですが、果樹、植木、花きなど多様な経営体があることです。販売形態は個人直売が中心ですが、共同直売、摘み取り・畝売り、生協・スーパー等へ出荷、学校給食に供給など多様です。

第三の特徴は、なし、ブルーベリー等の特産品があることです。特にブルーベリーは経済栽培発祥の地であることから、ジャムや菓子、ワイン等の製造、販売もされており、栽培農家が増加する傾向にあります。

第四の特徴は、小平グリーンロードと7つの駅があることです。そのため、市内だけでなく市外からも多くの人を訪れ、賑わいを見せています。沿道には直売所も見られ、観光と連携した農業や小平市農業とふれあう機会として活用することも考えられます。

このような特徴を踏まえて、市民との協働により、農業生産と農のある環境を活かすまちを目指して本市の農業の将来像を

～市民と共につくる農のある快適なまち こだいら～

と設定します。



2. 基本方針

将来像を具体化するために、以下の6つの基本方針に基づき、施策展開を図ります。

(1) 農業生産と経営の支援

合理的な経営を目指すとともに、認定農業者の育成、安全で安心な農産物の生産、地域内循環の仕組みづくりを進めます。また、農業関係団体の組織強化を進め、団体相互の連携を深めます。

(2) 担い手の育成

後継者や担い手が不足している状況から、農業後継者、女性農業者等への支援を行うことや、新規就農者など新たな担い手の育成、援農制度の強化、農業に関心のある市民や団体等との連携を図ります。

(3) 販売、流通の推進

多様な直売や新たな販路の拡大、地場農産物活用の仕組みづくりを図ります。特産品を活用した観光、商工業との連携や、新たな特産品づくりを進めます。

(4) ふれあい農業の推進

本市農業の振興を進めるためには、市民の農業に対する理解を深めることが大切です。市民が気軽に農業に触れることができるように、情報提供や交流の場づくり、多様な農業体験の場を提供し、農業者と市民との協働による取り組みを目指し、農業の活性化を進めます。

(5) 農地の保全と有効活用

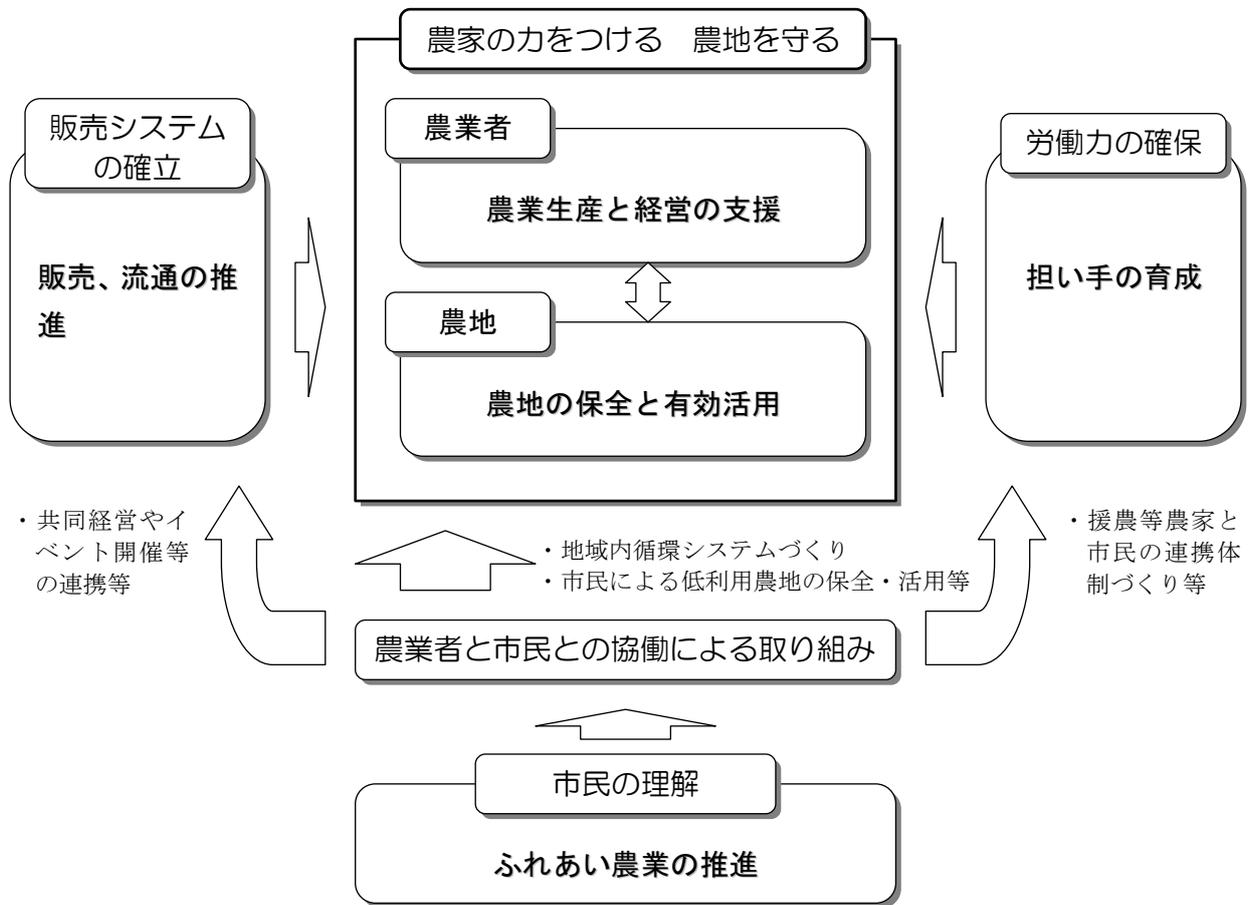
都市農地は相続や担い手の減少等、様々な要因で減少傾向にあります。農業生産だけでなく、防災機能や景観等多面的な機能を活かすことや、市民の利用による農地保全を進めます。

(6) 農のあるまちづくりの推進

農業を活かしたまちづくりを進めていくために、本市農業の実態を的確に把握し、農業振興施策を講じ、評価を行うとともに、小平グリーンロード等資源の活用や関係団体、機関、庁内関係課等、様々な連携を図ります。

また、本構想の考え方として、農業者自身の努力とその支援を進めるとともに、市民にも農業への理解を深め、農業者と市民の協働による取り組みにより、販売システムや担い手の育成を図り、農業者、市民が一体となった農業の振興を目指します。

図 構想の考え方



3. 基本目標の設定

(1) 農家戸数

平成17年の農家数は402戸ですが、農家意向調査において、相続で農業継続が難しいと回答した農家の数を考慮し、平成28年度の農家数を概ね382戸と設定します。

(2) 農地面積

平成17年の農地面積は239haであり、平成7年から17年まで平均で年約1.5%の減少が続いていますが、本構想の施策を講ずることにより減少率を抑え、平成28年度の農地面積は12%減の概ね210haと設定します。

(3) 農業従事者数

平成17年の農業従事者数は880人（一人あたりの農地面積27a）ですが、平成7年から17年までの10年間の減少傾向が続くものとして、平成28年度の農業従事者数は約1割減の概ね788人（一人あたりの農地面積25.9a）と設定します。

(4) 中心となる農家数

農家意向調査をもとに、平成17年の年間農業所得100万円以上で継続意向のある農家を対象とし123戸（総農家数の30.6%）と設定します。

(5) 認定農業者を目指す農家数

農家意向調査をもとに、経営モデルに該当する農家として80戸（総農家数の20%）と設定します。



(6) 農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

① 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

認定農業者を目指す農家の農地面積は62.9ha（農家意向調査による、戸別平均農地面積×認定農業者を目指す農家80戸）とし、平成28年度の市内農地面積の目標210haより、農地利用集積率の目標は30%と設定します。

② 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

③ 農用地の利用関係の改善に関する事項

関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等担い手の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しするため、農作業受委託等の取組を促進します。その際、市は関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、認定農業者等の担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて講じます。

(8) 労働時間と農業所得目標

年間労働時間の目標は、主たる農業従事者1人と補助的従事者1人からなる家族経営を基本とし、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を進めるとともに、経営に合わせパートタイマーや援農などの活用により、主たる農業従事者1人当たり年間1,800時間を目標とします。

年間農業所得の目標は、本市の農業を担う経営体として他産業従事者並みの水準を確保することを目標とし、年間1,000万円としますが、経営規模、農業従事者の数や年齢に応じ、経営モデルに示す営農類型により、300万円以上を目標とします。

また、経営規模の小さな農家についても、10a当たりの所得目標を15～30万円と設定し、すべての農家が販売に取り組むことを目標とします。

(9) 農業経営の改善

農産物の販売では、直売を主に地場流通を促進するとともに、契約栽培、地元スーパー、観光を取り入れた方策を進めていきます。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ経営の合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農による労働負担の軽減、家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。



(10) 経営モデルの設定

経営モデルは、本市の農業を担う農業経営体を概ね10年間で育成する目標として、農畜産物別に以下のモデルを設定します。

①野菜

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営耕地 (a)及び作 付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	土地利用型野菜や集約型野菜を主とした経営	1,000	150 (施設 30) 300	3	だいこん・キャベツ・ほうれんそう・こまつな・うど・トマト・ブロッコリー	トラクター・シーダー・マルチャー・移植機・予冷库・洗浄機
	土地利用型野菜の市場出荷を主とした経営	600	150 200	2	だいこん・えだまめ・キャベツ・さといも・うど・ブロッコリー	トラクター・移植機・保冷库・洗浄機・動力噴霧機
	援農を取り入れた多品目野菜の契約・直売経営	600	80 120	2 + 援農	トマト・なす・きゅうり・だいこん・スイートコーン・ほうれんそう	パイプハウス・トラクター・予冷库・は種機・動力噴霧機・直売施設
	特別栽培農産物等の認証やエコファーマーの認定を受けた野菜の契約・直売経営	600	80 120	2	だいこん・ほうれんそう・こまつな・キャベツ・にんじん・スイートコーン	パイプハウス・トラクター・トレンチャー・堆肥盤
	野菜の直売と農業体験農園を主とした経営	600	80 120	2	キャベツ・ほうれんそう・こまつな・えだまめ・果菜類・農業体験農園	パイプハウス・予冷库・農業体験農園施設
	集約的作目を主とする野菜経営	600	50 (施設 20) 150	3	こまつな・ほうれんそう・えだまめなど 葉菜類・果菜類	パイプハウス・予冷库・は種機・動力噴霧機
	市場出荷を主とした野菜経営	300	60 100	2	ブロッコリー・キャベツ・だいこん・さといも・トマト・きゅうり	トラクター・動力噴霧機
	直売を中心とした野菜経営	300	50 100	2	トマト・きゅうり・えだまめ・いちご・葉物類・カジュアルフラワー	パイプハウス・トラクター・動力噴霧機・養液栽培装置
野菜 複合	野菜・果樹の複合経営	1,000	120 160	3	野菜類・なし・ぶどう・ブルーベリー	パイプハウス・トラクター・スピードスプレーヤー・雨よけ施設・保冷库・直売施設
	野菜・果樹の複合経営	600	80 100	2	野菜類・なし・ぶどう・ブルーベリー	パイプハウス・トラクター・スピードスプレーヤー・雨よけ施設・保冷库・直売施設
	農業体験農園を取り入れた経営	300	50 100	2	野菜類、切り花類、 農業体験農園	パイプハウス・動力噴霧器・保冷库・農業体験農園施設

②果樹

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営耕地 (a)及び作 付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
果樹	なし・ぶどう等、果樹の 直売を主とした経営	800	100 100	2 + 雇用 0.5	なし・ぶどう・ブルーベリー	トラクター・スピードスプレヤー・雨よけ施設・かん水施設・直売施設
	なし・ぶどう・ブルーベリーを主とした経営	500	60 60	2 + 雇用 0.5	なし・ぶどう・ベリー類・キウイフルーツ・かき	トラクター・スピードスプレヤー・雨よけ施設・かん水施設・直売施設
果樹 複合	観光果樹園と野菜を組み合わせた複合経営	600	80 100	2	なし・ぶどう・ブルーベリー・かき・野菜類	トラクター・スピードスプレヤー・直売施設
	観光及び直売果樹を主とした経営	300	50 50	2	なし・ぶどう・ブルーベリー・うめ・うめぼし・野菜類	管理機・動力噴霧機・加工施設・販売施設

③植木

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営耕地 (a)及び作 付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
植木	緑化木・苗木類の生産と流通を行う経営	1,000	150 150	2 + 雇用 0.5	ハナミズキ・サクラ・モミジ・ベニカナメ・コニファー類	パワーショベル・クレーン付きトラック・根切りチェーンソー
	緑化木・苗木類の生産・販売を行う経営	600	80 80	2	株もの ポット類	育苗ハウス・パワーショベル・動力噴霧機
	ガーデニングや屋上緑化等に向けた苗木生産を行う経営	300	60 60 (施設2)	2	コニファー類・ツツジ類・グランドカバー類・ハナミズキ等	育苗ハウス・パワーショベル・動力噴霧機・根切りチェーンソー

④花き

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営耕地 (a)及び作 付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
花き	鉢物・花壇用苗物を主 とした経営	1,000	50 (施設 30) 100	2 + 雇用 2	鉢物・花壇用苗物・ 野菜苗	鉄骨ハウス・パイプハウ ス・底面給水装置・は種 機・自動土入れ機・鉢用 土混合機・土壌消毒機・ 無人防除機
	摘み取りを主としたカ ジュアルフラワーの直 売経営	600	100 100	2	カジュアルフラワ ー・花壇苗	パイプハウス・トラクタ ー・直売施設
	花壇用苗物・鉢物を主 とした市場出荷を中心 とした経営	600	50 (施設 20) 80	2	パンジー・ビオラ・ ピンカ・ペチュニ ア・鉢物類	パイプハウス・は種機・ 自動土入れ機・鉢用土混 合機・土壌消毒機
花き 複合	カジュアルフラワー・ 野菜の直売経営	600	70 100	2	カジュアルフラワ ー・野菜類	パイプハウス・トラクタ ー・動力噴霧器・直売施 設
	カジュアルフラワー・ 野菜の直売経営	300	50 80	2	花壇苗・カジュアル フラワー・野菜類	パイプハウス・トラクタ ー・動力噴霧器・直売施 設

⑤畜産

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営耕地 (a)及び作 付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
畜産	地域資源のリサイクル に取り組む畜産経営	600	70 〔牛 150 豚 150〕	2	肉牛・肉豚・堆 肥	牛舎・豚舎 ふん尿処理施設 堆肥舎

◎農業法人など企業的な経営体モデル：販売目標 3,000 万円以上

分類	営農モデル	所得目標 (万円)	経営耕地 (a)及び作 付面積(a)	労働力 (人)	主な品目	主な施設
野菜	高度環境制御温室（植物工場）を 営む有限会社経営		(施設 5)	8 (うち雇 用 6)	サラダ菜・リーフレ タス・サンチュ・タ アサイ	栽培施設・養液栽培装置
花き	花き類の法人経営		50 (施設 30) 120	6 (うち雇 用 4)	鉢物・花壇用苗物・ 野菜苗等	鉄骨ハウス・パイプハウ ス・は種機・自動土入れ 機・鉢用土混合機・土壌 消毒機・無人防除機・販 売施設
植木	緑化木の生産・流通と造園施工を 行う一貫経営		200 (施設 5) 200	4 (うち雇 用 2)	ハナミズキ・ベニカ ナメ・コニファー 類・ツツジ類	パワーショベル・クレー ン付トラック・動力噴霧 機・チェーンソー

- (1 1) 農業経営基盤強化促進事業に関する事項
全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

- (1 2) 農地利用集積円滑化事業に関する事項
全城市街化区域のため、本事業は該当しません。

第4章 構想の内容

1. 構想の体系

基本方針の6つの柱に基づき、施策の具体的展開を図っていくため、以下の施策体系を設定します。

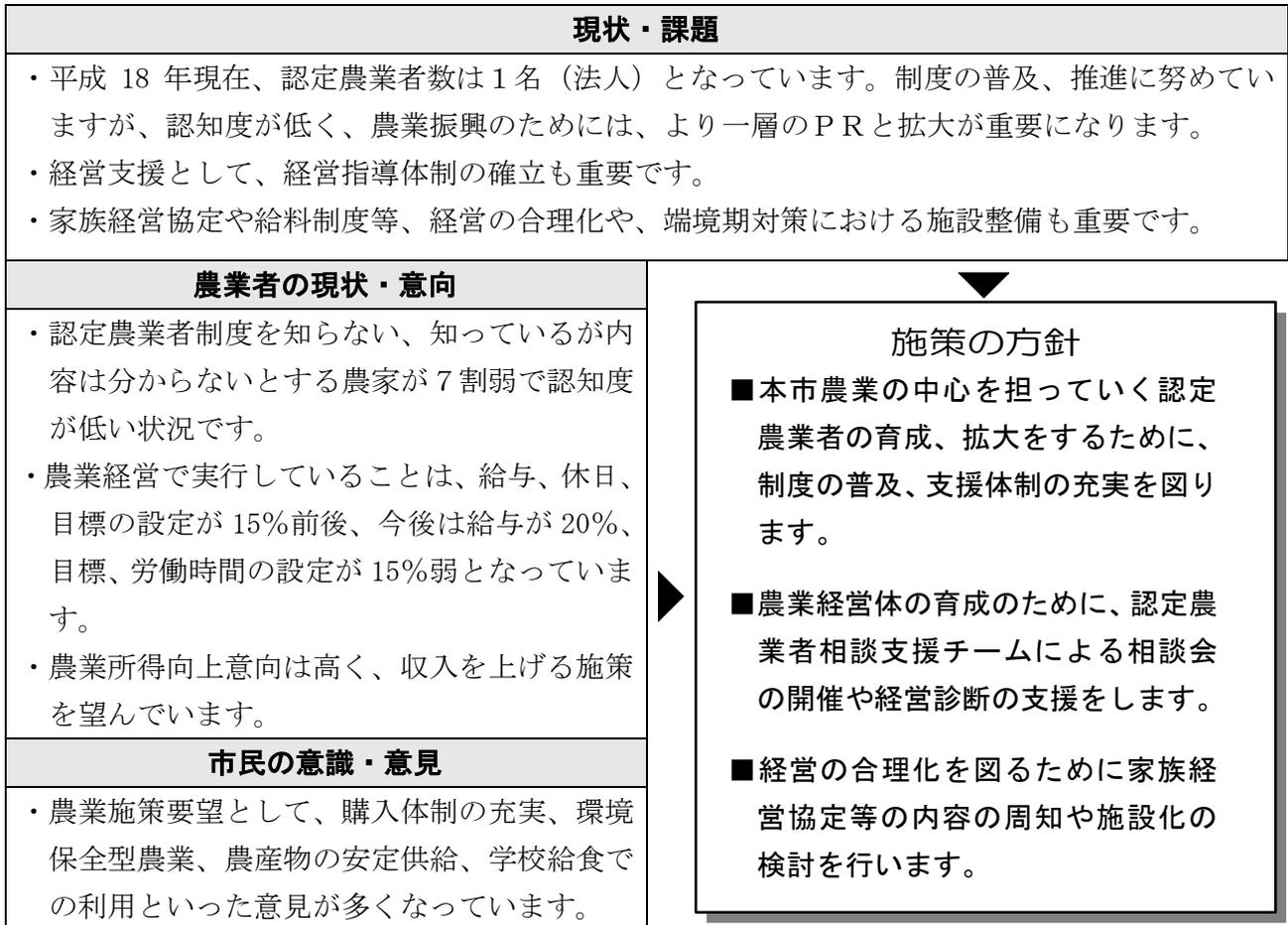
また、構想の内容に示した項目については、農家、JA、市民、行政、民間が連携して取り組んでいきますが、特に取り組みの主体となるもの、支援するものを明示するとともに、優先的に取り組む施策を重点事業として位置づけ、その推進を図るものとします。



2. 構想の内容

1. 農業生産と経営の支援

(1) 農業経営体の育成

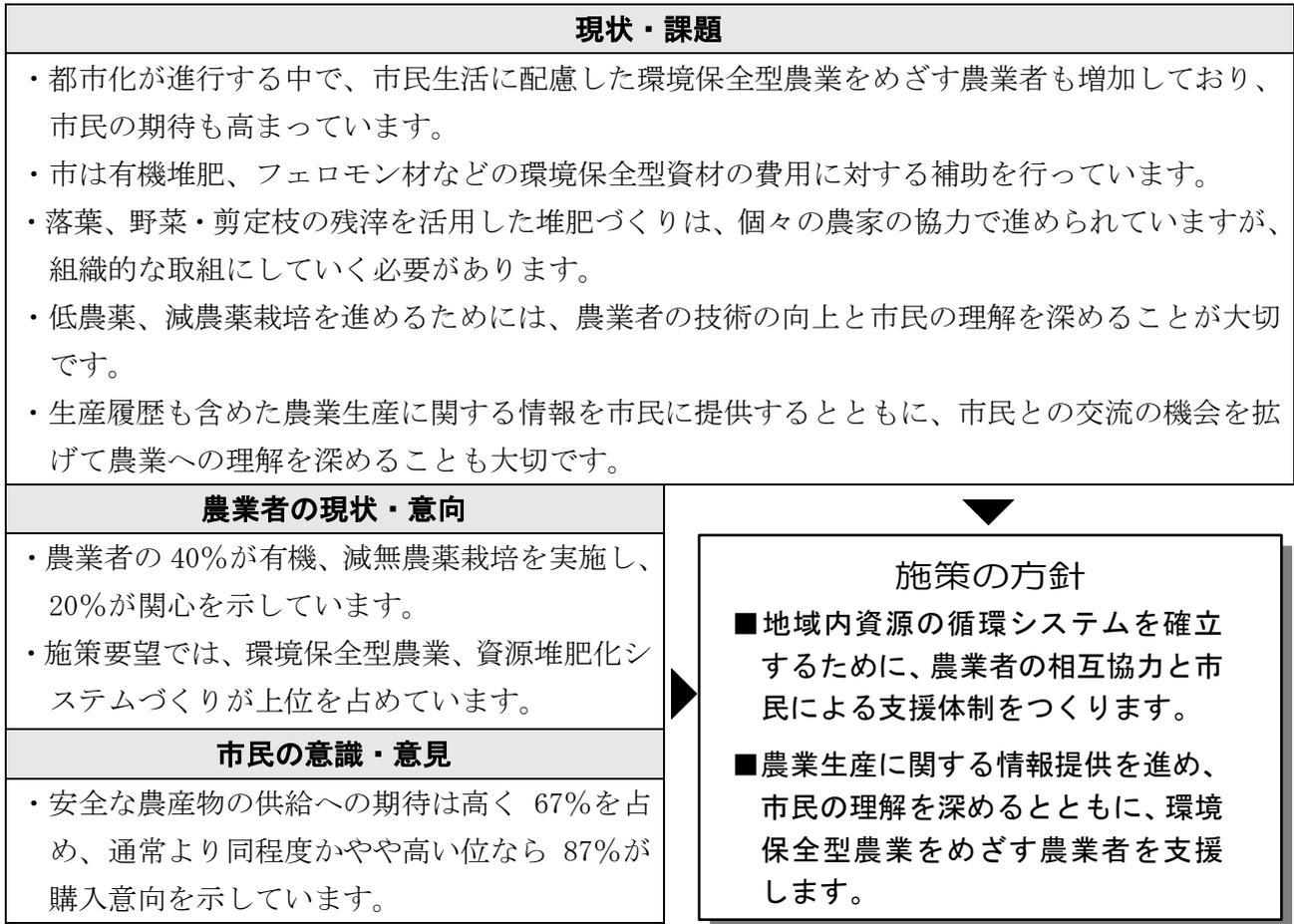


* は重点事業

(1) 農業経営体の育成						
講じる施策	内容	農家	J A	市民	行政	民間
①認定農業者の育成	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度のメリットの明確化と普及 認定農業者相談支援チームによる経営改善計画支援体制の確立 認定農業者による組織づくり 市独自の支援制度の確立 	○	△		○	○
②合理的な経営の促進	<ul style="list-style-type: none"> 相談会、個別指導等による経営診断の実施 家族経営協定の推進 経営者クラブ等の経験者による指導體制づくり 施設化等の生産条件の整備 	○	△		○	△
③生産技術の向上と経営改善	<ul style="list-style-type: none"> 共同出荷、販売、加工等の促進 複合経営による経営改善 新たな生産技術や新品種導入 小規模農家への営農相談、技術指導の充実 	○	△		△	△

○：主体 △：支援

(2)環境保全型農業の推進

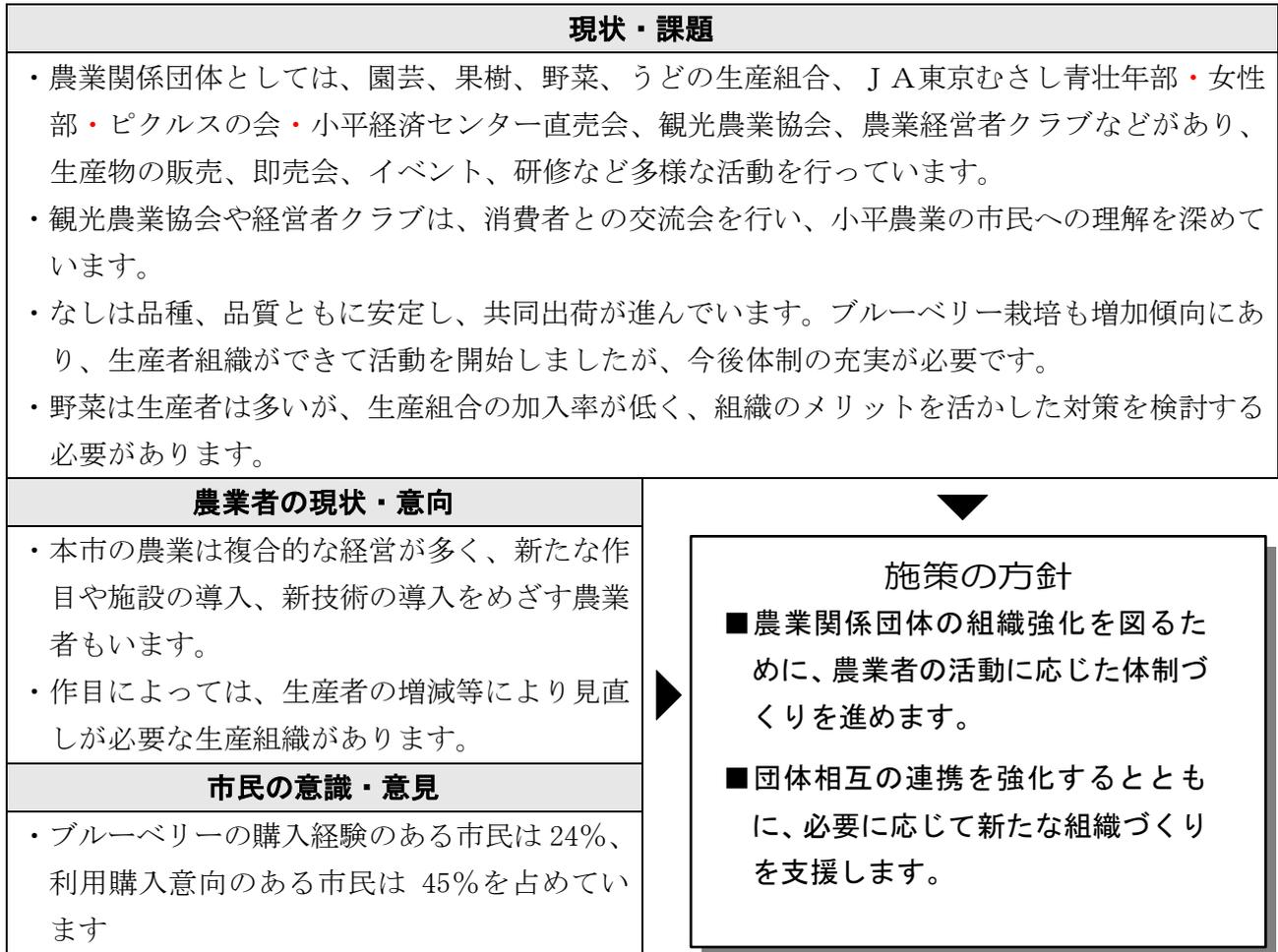


* は重点事業

(2) 環境保全型農業の推進						
講じる施策	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
①地域内資源循環のシステムづくり	・野菜、果樹、植木農家における堆肥についての意向把握と情報交換	○	△		△	
	・市民、学生等と連携した落ち葉掃きや堆肥づくり	○	△	○	△	
	・地場農産物の地域内消費と残滓の有効活用	○	△	○	△	
②安全で安心な農業生産	・生産履歴の情報提供（トレサビリティ）	○	○		○	
	・安全で安心な農産物のPR	○	△		△	
	・環境に配慮した病虫害防除技術の推進	○	△		△	
	・特別栽培農産物等認証制度の推進	○	△		△	
	・エコファーマー認定に向けた取り組み	○	△		△	

○：主体 △：支援

(3) 農業関係団体の育成支援

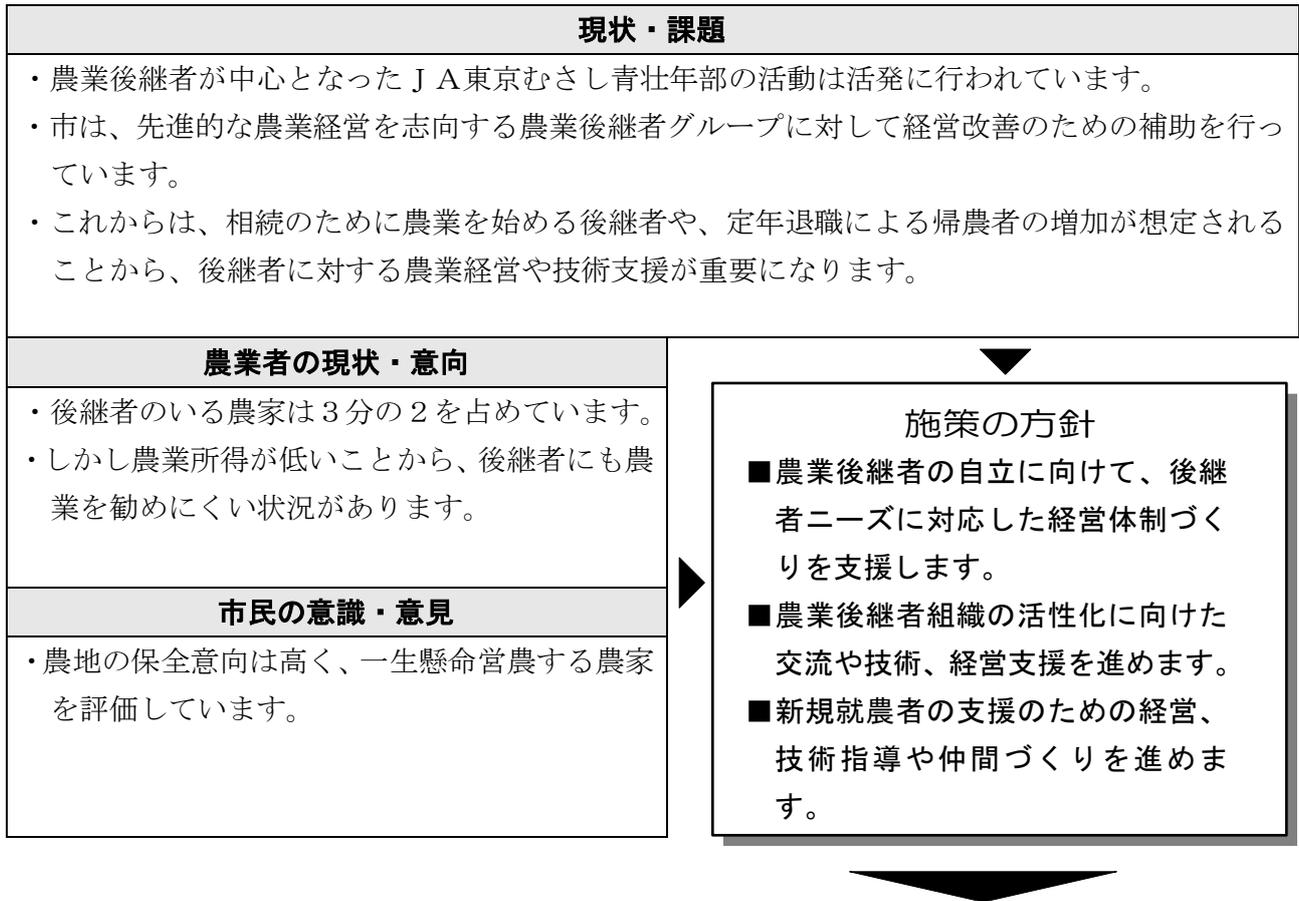


(3) 農業関係団体の育成支援						
講じる施策	内容	農家	JA	市民	行政	民間
① 農業関係団体の組織強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存組織の活動内容の見直し ・ 作目別組織の活動強化 ・ 組織間連携の促進 ・ 新たな組織の設立と活動強化 	○	○	○	△	△
		○	○	○	△	△
		○	○	○	△	△
		○	○	○	△	△

○：主体 △：支援

2. 担い手の育成

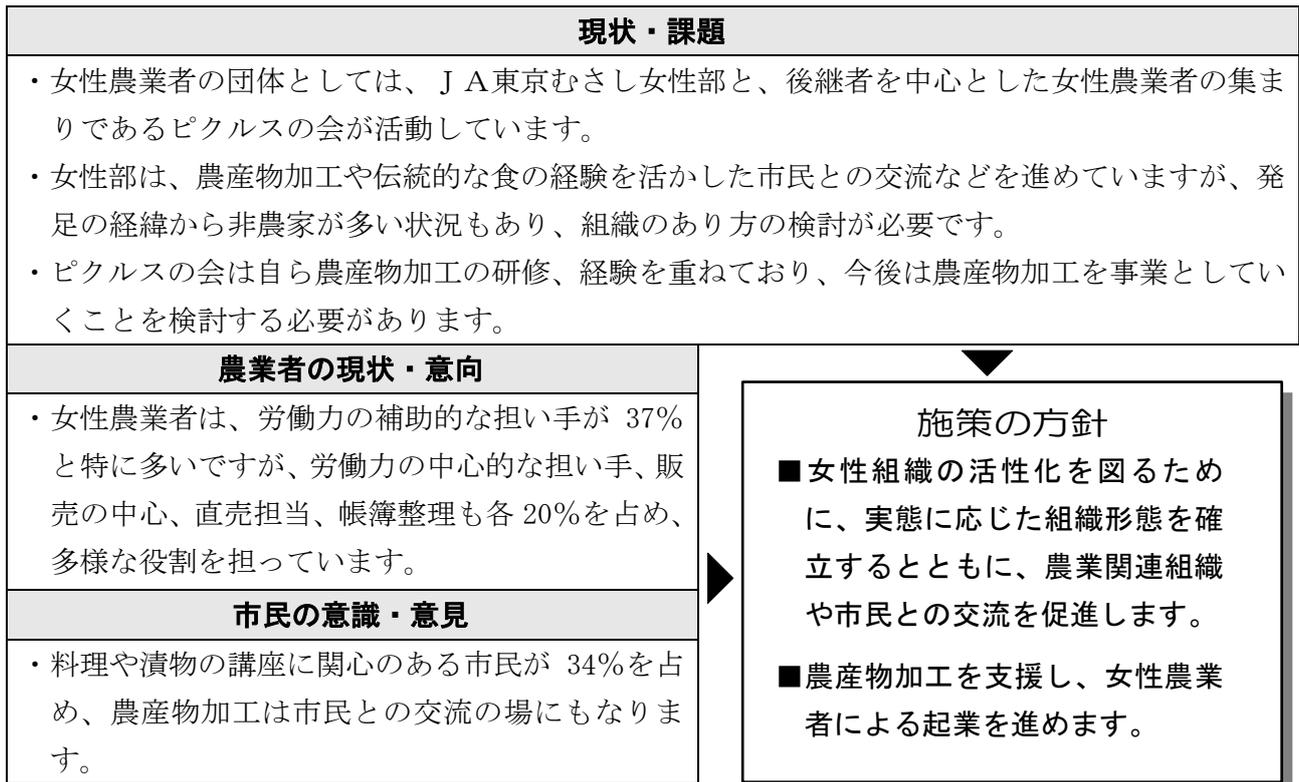
(1) 農業後継者の支援



(1) 農業後継者の支援						
講じる施策	内容	農家	J A	市民	行政	民間
① 農業後継者組織の活性化	・ 生産技術の向上や経営改善に向けた活動強化	○	△		△	
	・ 後継者組織間の交流と情報交換	○	△		△	
	・ 普及センターとの連携による営農・技術指導の充実		○		○	
	・ 新たなニーズに対応する農業経営の研究	○	△		△	
② 新規就農者の支援	・ 経験者による経営指導、技術指導の体制づくり	○	△		△	
	・ 後継者組織との交流づくり	○	○			
	・ 帰農者に対する支援制度の周知		○		○	

○：主体 △：支援

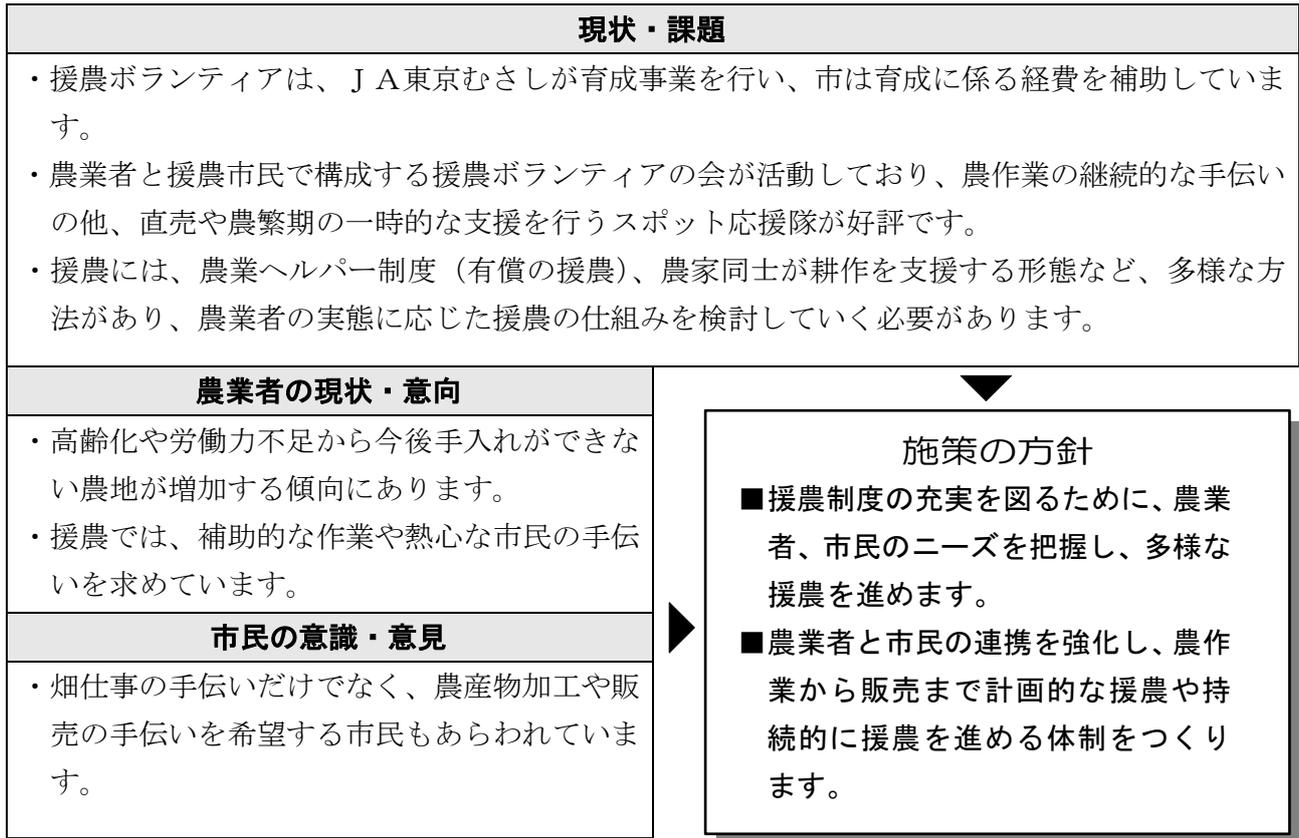
(2) 女性農業者の支援



(2) 女性農業者への支援						
講じる施策	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
①女性組織の活動支援	・組織形態の見直し	○	○		△	
	・技術向上や農業関連組織との交流等の活動の充実	○	△		△	
	・市民・消費者団体との交流の場づくり	○	△		△	
②農産物加工の支援	・経験者、希望者の把握	○	△		△	
	・経験交流、事例研修の実施	○	△		△	
	・加工実践グループによる起業	○	△		△	

○：主体 △：支援

(3) 多様な援農の仕組みづくり

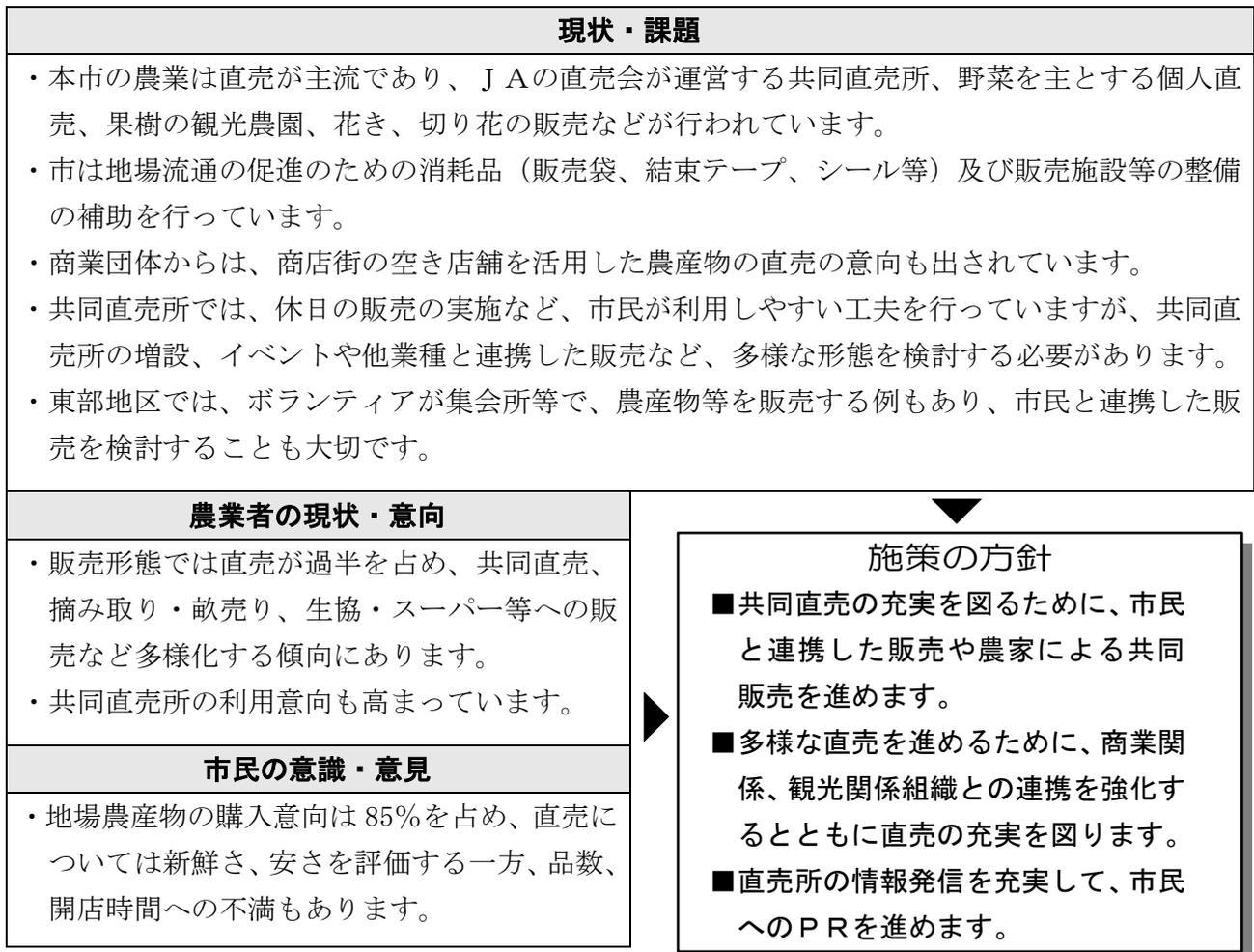


(3) 多様な援農の仕組みづくり						
講じる施策	内容	農家	J A	市民	行政	民間
① 援農制度、組織の充実	・ 農家、市民に制度のPRと援農希望農家、市民の掘り起こし	○	○	○	○	
	・ 農作業、販売、加工等、多様な援農体制づくり	○	○	○	△	
	・ 農業ヘルパー制度の充実		○	○	△	
② 農家と市民の連携体制づくり	・ 農作業の手伝いの体系化	○	△	○	△	
	・ N P O 法人の活用と連携	○	△	○	△	○

○：主体 △：支援

3. 販売、流通の推進

(1) 多様な直売の推進

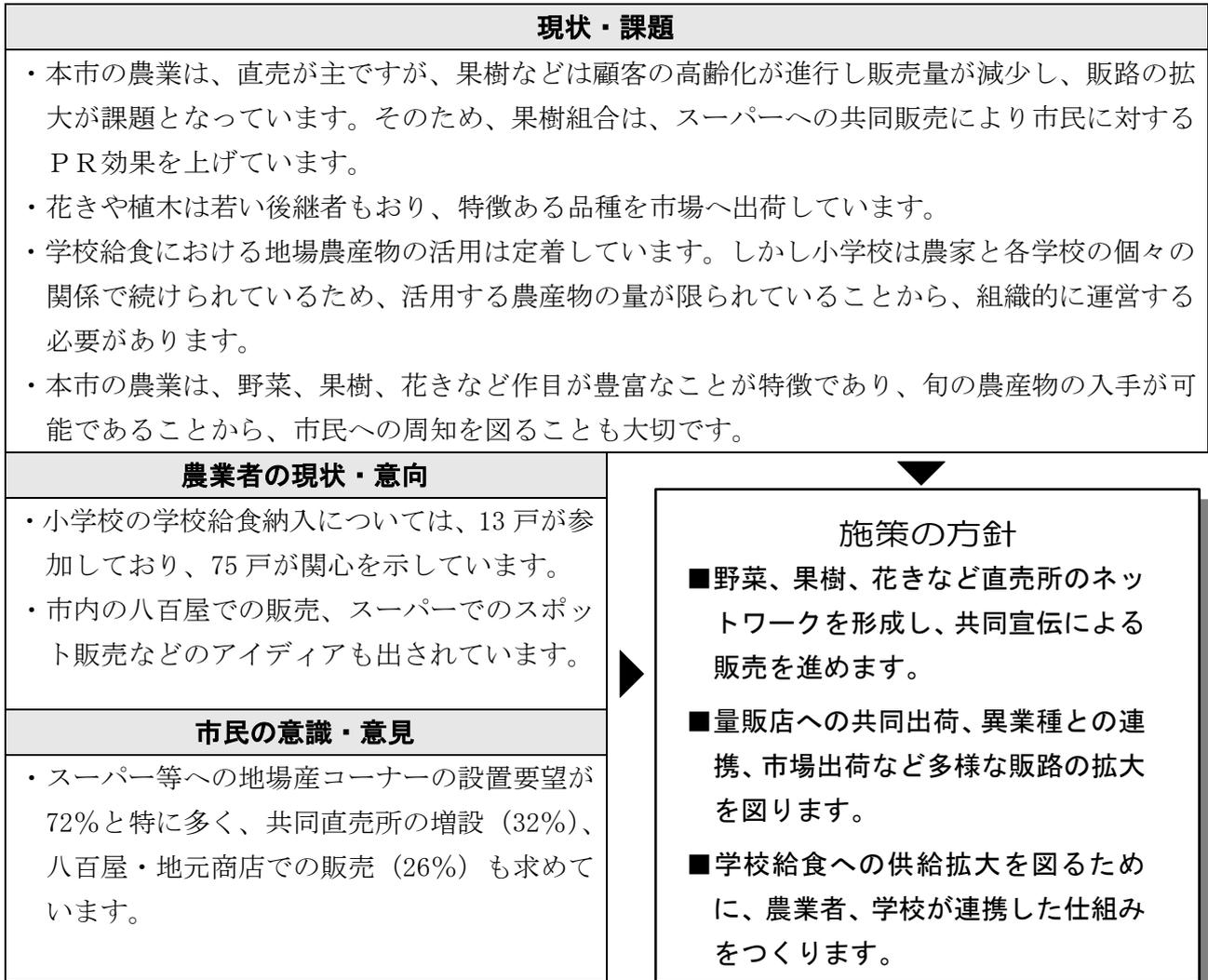


* は重点事業

(1) 多様な直売の推進						
講じる施策	内容	農家	JA	市民	行政	民間
①共同直売の充実	<ul style="list-style-type: none"> JA共同直売所での販売時間、特産品販売等、内容の充実 市民・消費者団体との共同運営 農家グループでの共同販売の意向把握、運営方法の研究 新たな共同直売所の検討 	○	○	△	△	
②販売形態の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗を活用した販路の拡大 定期市の開催 小平グリーンロードを活用した直売の充実 農業関連イベントと連携した直売の充実 インターネット販売の研究、普及 	○	△	△	△	○
③直売所の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページ、広報紙等を活用した直売所、旬の農産物のPR 直売マップの更新と充実 	○	○		○	

○：主体 △：支援

(2) 流通・販路の拡大

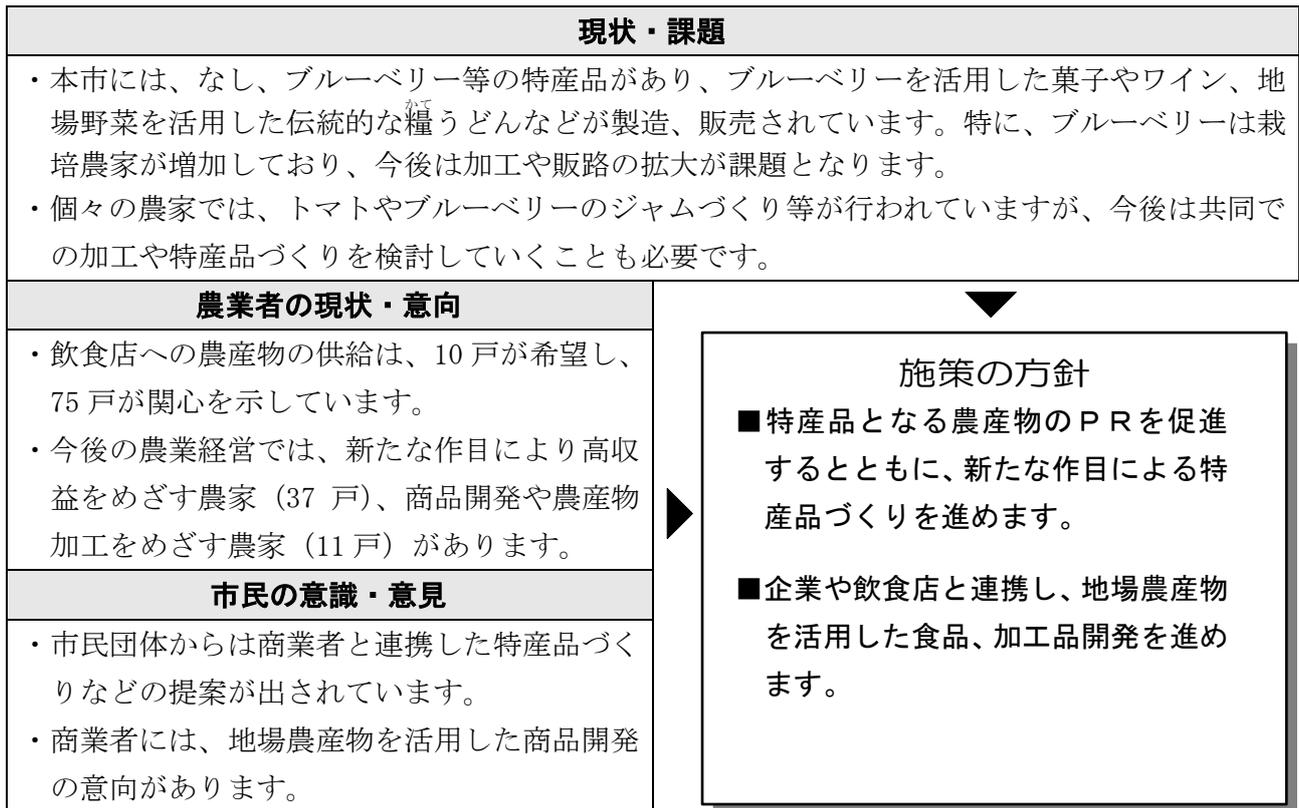


* は重点事業

(2) 流通・販路の拡大						
講じる施策	内容	農家	JA	市民	行政	民間
①直売のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・個人直売所、共同直売所のネットワークの整備 ・季節ごと、作目別の直売の共同宣伝と販売の促進 	○	○		△	
②量販店・生協等の販売の拡大の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・スーパー、生協への働きかけ ・販路に応じた共同出荷体制づくり ・市場出荷の支援 	○	△		△	○
③異業種との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街イベント等への参加による販路拡大 ・地元商店での農産物の販売・活用 	○	△		△	○
④学校給食への供給の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係者との定期的な協議 ・地場農産物の利用を増やす仕組みづくり ・供給方法の改善 	○	○	△	○	

○：主体 △：支援

(3) 地場農産物の活用



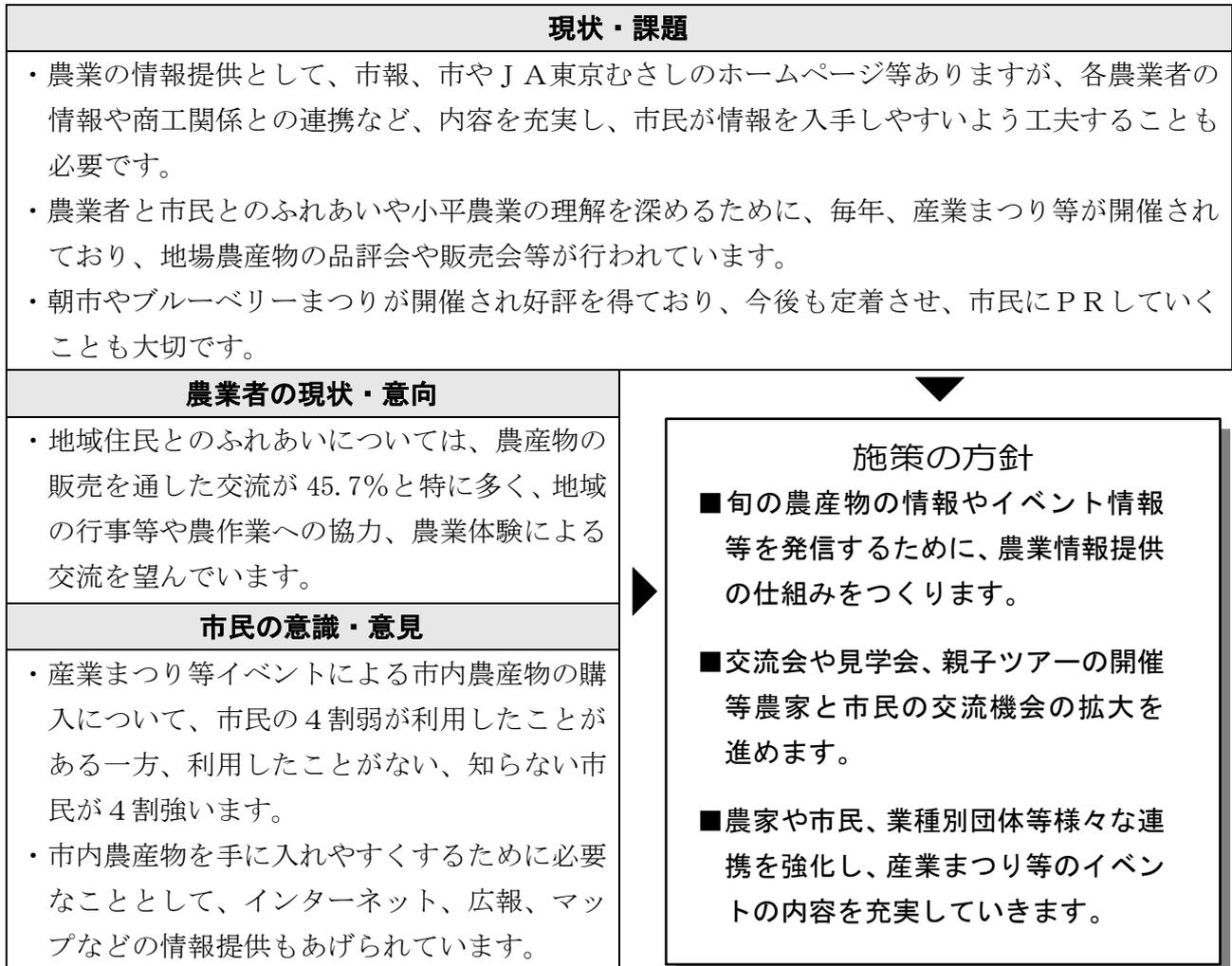
* は重点事業

(3) 地場農産物の活用						
講じる施策	内 容	農家	JA	市民	行政	民間
① 特産品(農産物)の振興	・なし、ブルーベリー等特産品の生産流通の推進とPR	○	○	△	○	△
	・特産品を活用したイベントの実施	○	△	○	△	○
	・新たな特産品づくり	○	△		△	△
② 商工業団体、飲食店等との連携	・商業者団体との交流の実施	○	△		△	○
	・食品製造業等との連携による加工品開発	○	△		△	○
	・地場農産物を活用した食品やメニューの開発	○	△	△	△	○

○：主体 △：支援

4. ふれあい農業の推進

(1) 農業情報の発信と交流の場づくり



(1) 農業情報の発信と交流の場づくり

講じる施策	内容	農家	J A	市民	行政	民間
①農業情報の提供	・消費者ニーズの把握とPR活動の充実	○	○	○	△	△
	・市報、公共施設、ホームページ等における情報提供	○	○		○	
	・農業関連イベント等の情報発信	○	○	△	○	○
②農業イベントの開催	・農家と市民の定期的な交流会の開催	○	○	○	○	○
	・親子ツアー等の開催	○	○	○	○	○
	・産業まつりの充実	○	○	△	△	
	・朝市や季節ごとのイベントの開催	○	○	○	○	

○：主体 △：支援

(2) 農業体験の推進

現状・課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の農業体験の場として、市民菜園が4ヶ所、生きがい菜園が2ヶ所、学童農園が18ヶ所あり、観光農園の開設も進んでいます。 ・平成19年4月に開園（2か所）する農業体験農園の状況を把握し、充実を図ることや拡大を目指す必要があります。 ・学童農園については、種まきから収穫まで児童が農業・農家とふれあえる貴重な場であることから、農家、学校、関係機関が話し合い、充実させていくことが重要です。 ・気軽に農業にふれあえる観光農園の充実や市民のニーズを取り入れた農業体験の場を検討していくことも必要です。 ・料理や漬物の作り方を教えてほしいと市民が望んでおり、農家と市民の交流として講習会等を行うことも大切になってきます。 	
農業者の現状・意向	<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験農園について、やってみたい農家が11戸、関心のある農家が68戸です。 ・農産物加工について、やってみたい農家は15戸、関心ある農家が67戸です。
市民の意識・意見	<ul style="list-style-type: none"> ・摘み取り農園、観光農園、市民菜園、農業体験農園等、多様な農業体験を希望しています。 ・農家との交流は、家庭でも手軽にできる野菜や花の作り方や育て方、漬け物の作り方講座、農作業体験ができる事業の実施を望んでいます。 ・市内にあったら良いと思う農園は、果実のもぎ取りやイモほり、野菜やイチゴの畝売り農園の希望が多くなっています。
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">施策の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 現在ある農業体験の場の状況を的確に把握し、充実を図ります。 ■ 年代等に応じた多様な農業体験の場の検討を行います。 ■ 食育を通じた伝統料理の継承と農家と市民の交流を進めます。 ■ 農業体験や観光農園、講習会等のPRを強化します。 </div>	

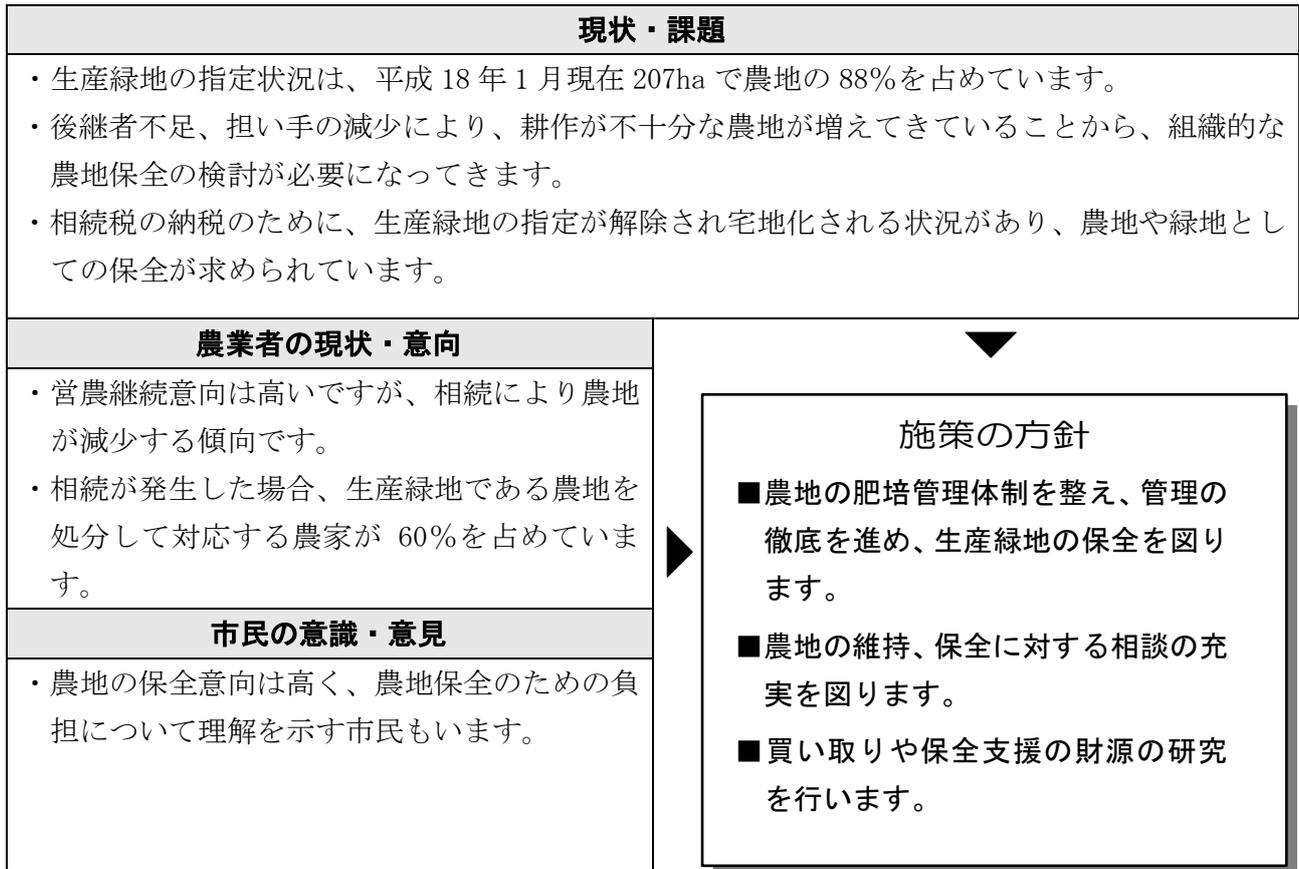
* は重点事業

(2) 農業体験の推進		農家	J A	市民	行政	民間
講じる施策	内容					
① 多様な農業体験の場の提供	・ 農業体験農園の拡大と充実	○	○		○	
	・ 実施農家と学校、関係機関との協議による学童農園の充実	○	△		○	
	・ 年代等に応じた農業体験の場づくり	△	△	△	○	
	・ 落ち葉掃きや堆肥づくり体験の実施	△	△	○	△	
② 食育の推進	・ 伝統料理の継承と交流	○		○	△	
	・ 地場農産物を活用した料理講習会の実施	○	△	○	△	
	・ 漬物、加工の講習会の実施	○	△	○	△	
	・ 学校における地場農産物の活用	△	○		○	
③ 観光農園の充実	・ 観光農園のPR、情報提供	○	○		△	
	・ 小平グリーンロードを活用した観光農園の充実	○	△	△	○	

○：主体 △：支援

5. 農地の保全と有効活用

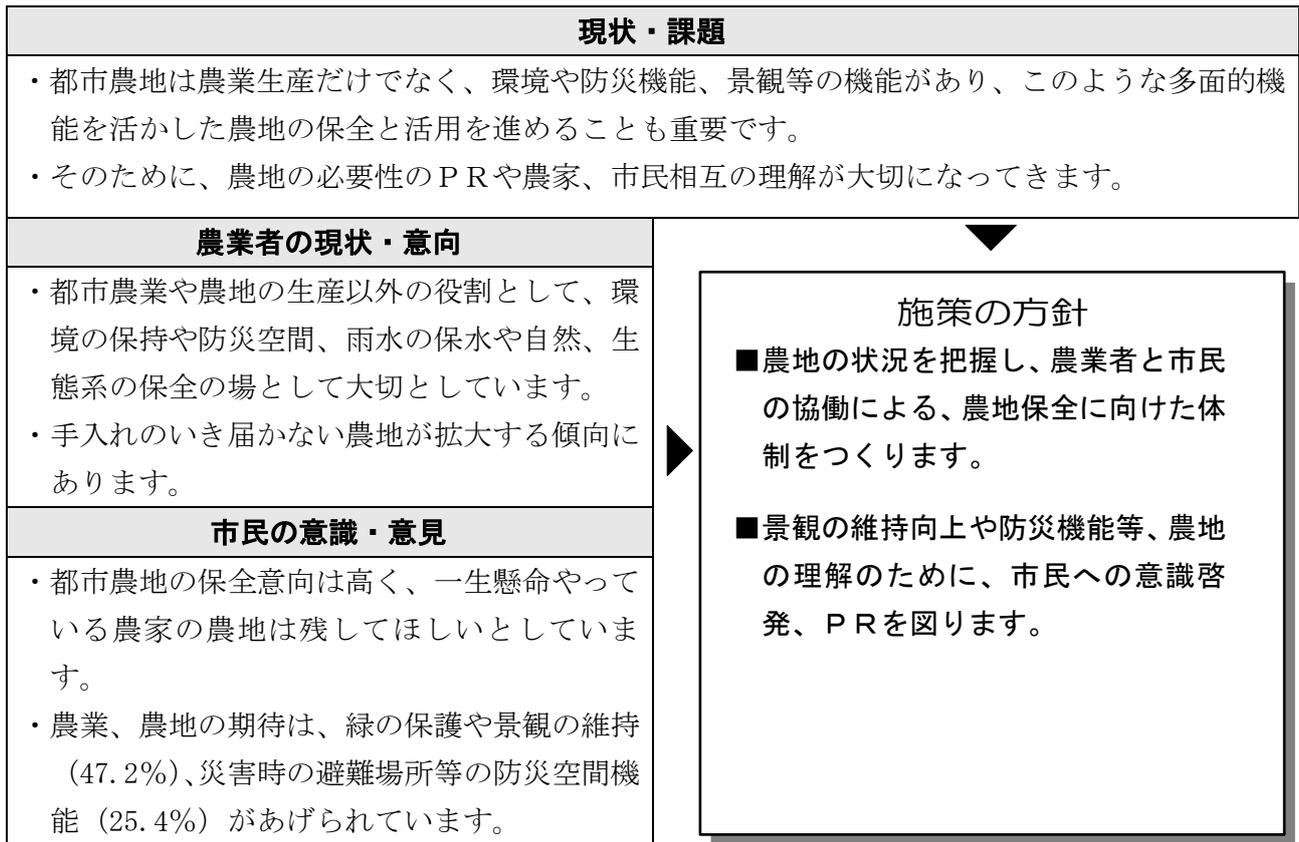
(1) 生産緑地の保全と確保



(1) 生産緑地の保全と確保						
講じる施策	内容	農家	J A	市民	行政	民間
①適正な農地管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 農地の実態把握と肥培管理の徹底 農業者組織による耕作の支援 	○ △	○ ○		○ △	
②生産緑地の確保の検討	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の追加指定の継続 農地保全のための農家への働きかけ 相続や農地制度に対する相談窓口等の検討 買い取りや保全支援のための財源の研究 	△	○ ○ ○	△	○ ○ △ ○	

○：主体 △：支援

(2)多面的機能の活用による農地保全

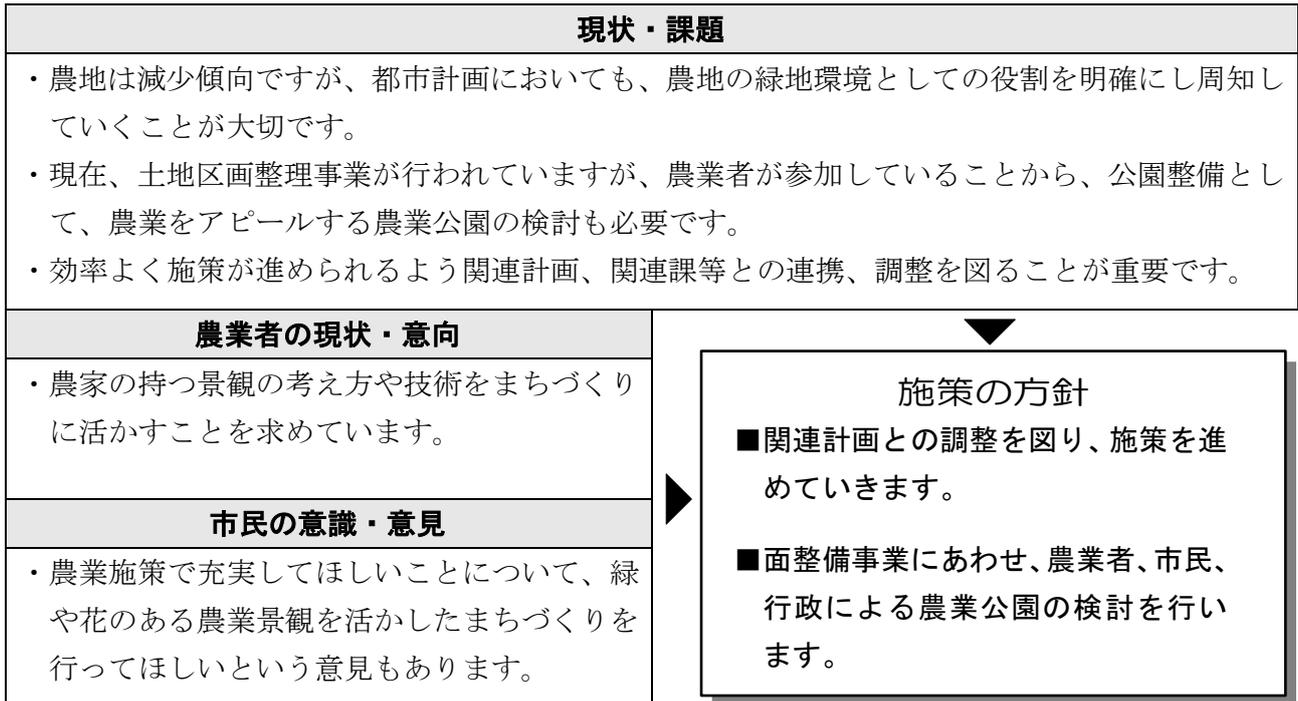


* は重点事業

(2) 多面的機能の活用による農地保全						
講じる施策	内容	農家	J A	市民	行政	民間
①多様な農地の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 市民による低未利用農地の保全と活用 健康づくり、レクリエーションの場としての農地活用 	○	○	○	○	△
②農業・農地を活かした地域景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> 接道農地への花や植木等の植栽 ごみ投棄防止など市民への意識啓発 農地のPR看板の設置 用水や屋敷林等農業景観を活用した散策路づくり 	○	△	○	△	○
③防災機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> 防災協定に基づく農地の指定 指定農地の市民への理解、周知の徹底 	○	○	○	○	○

○：主体 △：支援

(3)まちづくりとの調整



* は重点事業

(3) まちづくりとの調整						
講じる施策	内 容	農家	J A	市民	行政	民間
①都市計画における位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の役割の明確化 ・緑地環境としての農地保全施策の検討 	○			○	
②関連計画による農地の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ・都市、環境、防災、教育等の計画と連携した農地保全と活用 ・関係課との施策内容の調整 ・土地区画整理事業による農業公園等の検討 ・公有地を活用した農業公園の検討 	△	△	○	○	○

○：主体 △：支援

6. 農のあるまちづくりの推進

(1) 農のあるまちづくり推進会議

現状・課題

- ・平成 17 年に発足した「農のあるまちづくり推進会議」は、農業者、農業関係団体、消費者団体、商工団体、学識経験者、公募委員などが参加し、まちづくりに農業・農地を積極的に位置づけていくための検討を行い、平成 18 年 8 月には推進会議としての提案をまとめています。
- ・推進会議は農業者、消費者、商工関係者など農に関わる多様な団体が参加していることから、農業者と市民の協働による取組を実践する体制づくりが求められています。

施策の方針

- 都市農業振興策の具体化のために、実施状況と評価を検討し提言を行います。
- 農業者と市民、関係団体間の連携を図り、協働して農業施策を進めます。

(1) 農のあるまちづくり推進会議

講じる施策	役割・内容等
①施策の実践、評価	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興施策の推進と具体化 ・農業振興施策の検証と研究
②市民と農業の交流推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働による農地保全と農業景観づくり ・農業関連イベントの企画、調整等、農業を通じた地域交流やコミュニティの形成
③関係団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・J A、商工会、消費者団体、環境団体等との協議と連携の促進 ・大学との連携の検討

(2) 農業委員会

現状・課題

- ・農業委員会は、法律に基づき市が設置している行政委員会であり、地域の世話役活動と農業者の利益代表、農地行政の適正な執行、地域農業の構造改革の推進を図る役割があります。
- ・小平市農業委員会は16名の委員で構成し、農地の管理、保全のための活動、農家の相談業務などを行っていますが、農地の保全や農業経営の継続のためには、その役割は一層重要になっています。



施策の方針

- 適正な農地としての利用を図るために、農地の実態把握と管理指導を進めます。
- 農業者個々の相談を充実し農業経営者の育成を図るとともに、農業に関する情報発信や提言を進めます。



(2) 農業委員会

講じる施策	役割・内容等
①農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農地情報の収集、実態把握 ・生産緑地等の肥培管理の指導、支援
②農業経営者の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者等、担い手の確保と経営改善への支援 ・農業後継者への営農の助言、支援
③農業施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者への情報提供と意見、意向の把握 ・都市農地・農業についての市民へのPR ・農政に関する提言

(3)小平グリーンロード

現状・課題

- ・小平グリーンロードは、野火止用水・玉川上水・狭山境緑道の三つの水の道を結び、小平を一周する緑を楽しむ散歩道であり、沿道には直売所がみられます。
- ・平成10年には小平市グリーンロード推進協議会が発足し、市民協働の力で小平グリーンロードを活用し産業の活性化と歴史的遺産である小平グリーンロードの水と緑の育成・管理に関わる活動を進めており、農業に関しては地場農産物の販売等を含むイベントを開催しています。
- ・小平グリーンロードは市内だけでなく、市外からの来訪者も多いことから、小平農業を知り、楽しんでもらう場として有効に活用することが必要です。



施策の方針

- 小平グリーンロードの来訪者が、小平農業にふれ、楽しむための仕組みを充実します。
- 推進協議会に参加する団体、市民と連携し、農業情報の提供とふれあいの場を拡げます。



(3) 小平グリーンロード

講じる施策	役割・内容等
①小平グリーンロードの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道農地の保全 ・小平グリーンロードを活用した観光農業の充実 ・小平グリーンロードを活用した農業散策路の整備
②小平市グリーンロード推進協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・農業関連イベントの共催 ・観光資源としての小平農業の市内外へのPR

(4) 市内体制と広域連携

現状・課題

- ・都市農業、都市農地は生産だけではなく、防災、環境保全、教育、レクリエーションなど多様な役割があり、災害時の活用は防災関係課、学童農園は教育委員会など、施策を推進するためには関係課との連携が重要です。
- ・都市農業の振興は、本市だけで実現できるものではなく、都市農業振興の課題を抱える他の自治体や関係組織と連携した取組が求められます。



施策の方針

- 農業振興策の実現に向けて、関係課との連携を強化し、市内の推進体制の充実を図るとともに、近隣自治体や関係組織と連携した取組を進めます。
- 都市農業の振興を図るために、都市農業の振興を進める自治体や関係団体との連携を強化するとともに、国や都とも連携して、制度の改善、税制の改正などに取り組みます。



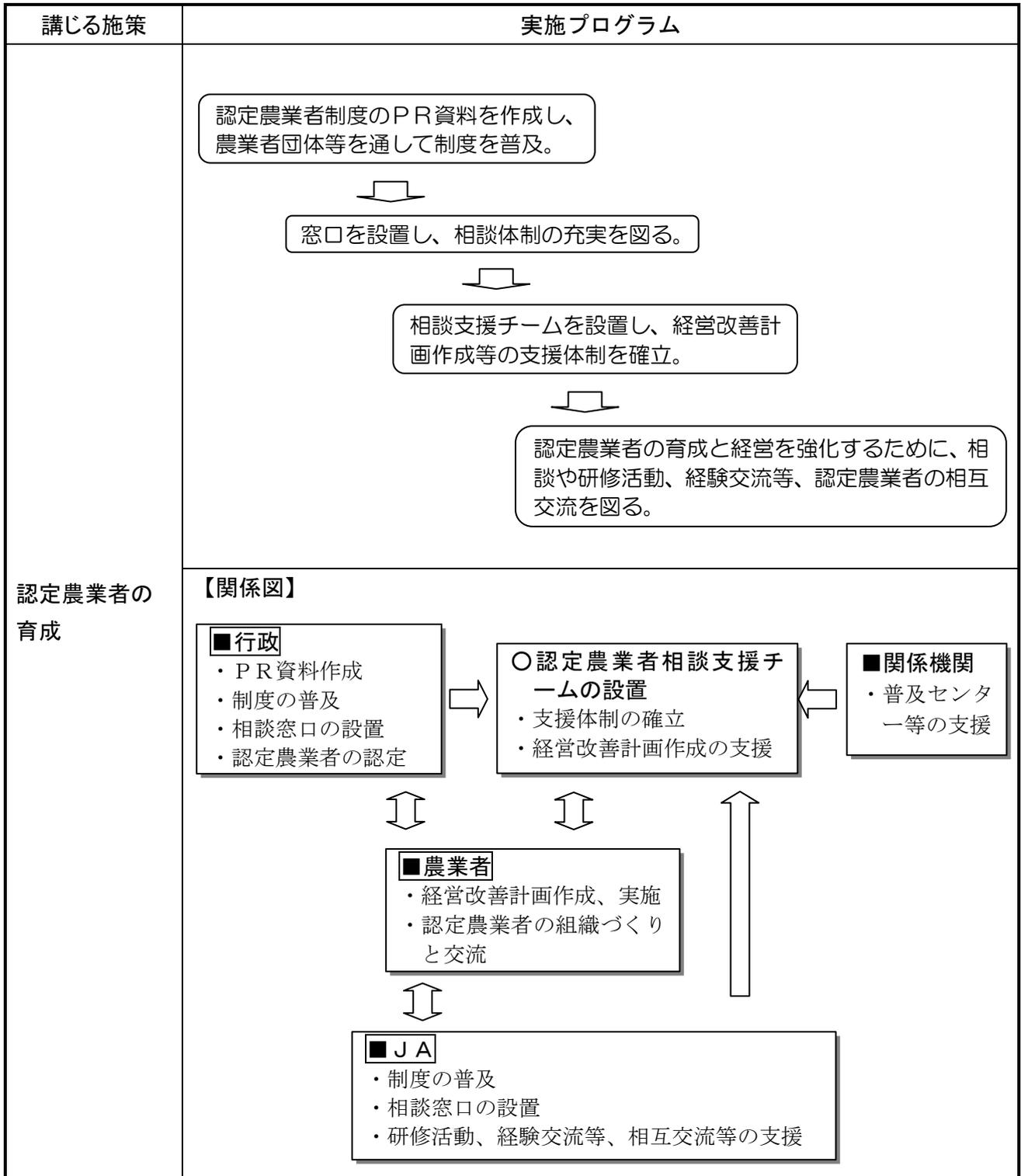
(4) 市内体制と広域連携

講じる施策	役割・内容等
①市内推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ・部門別の各種実施計画との連携 ・農業振興に関する日常的な業務の関係課との連携と実施 ・特定課題の解決のための関係課によるプロジェクトチームの設置
②広域連携による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺市や都市農業地域との連携 ・市街化区域内農業に対する農業振興策の充実 ・都市地域に即した農地制度の改善への働きかけ ・農業・農地に係る税制の改善（雑木林、屋敷林、納屋等農業用施設の農地並評価など）の働きかけ

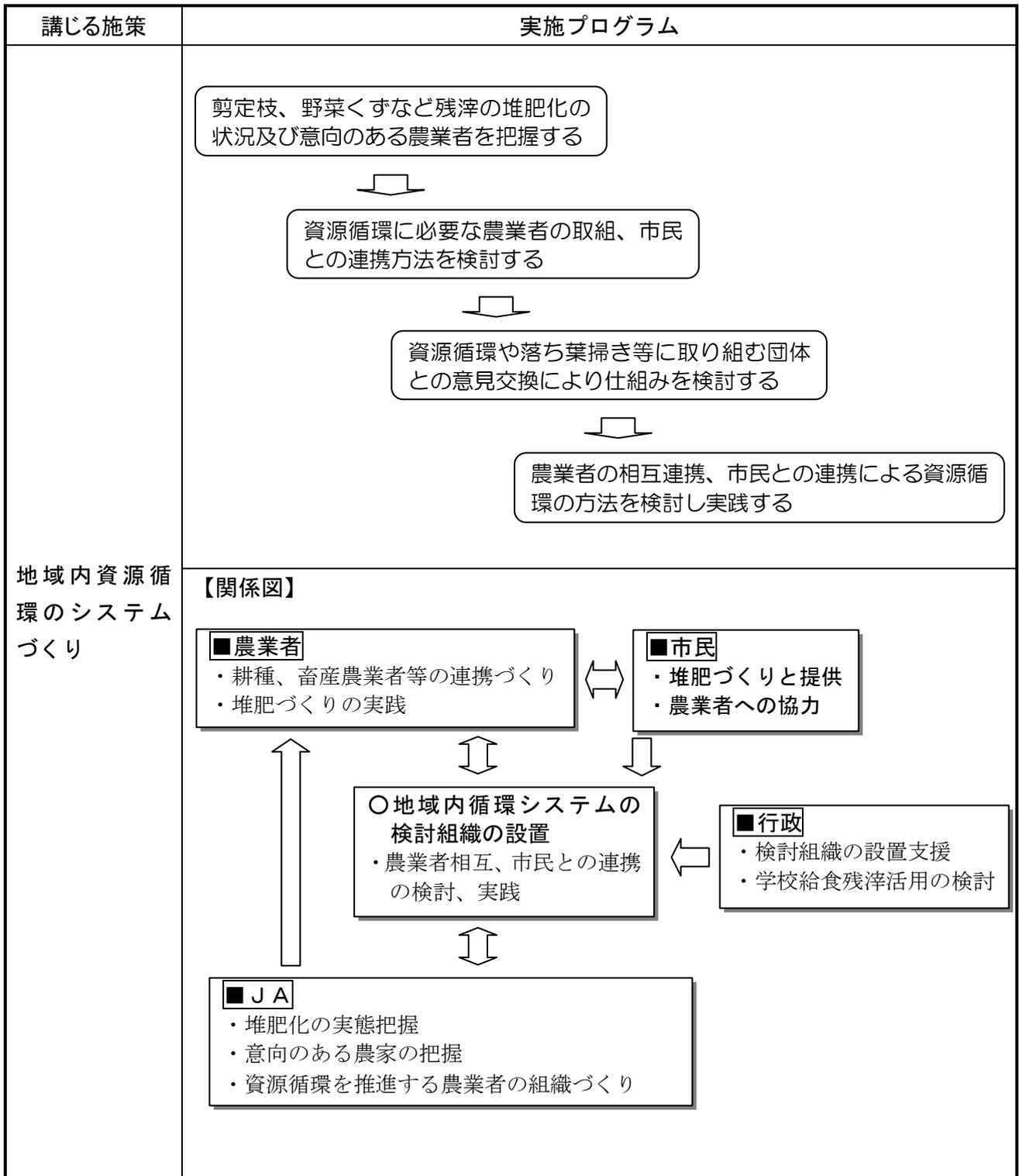
3. 重点事業とその進め方

構想の体系ごとの重点事業と実施プログラムは以下のとおりです。

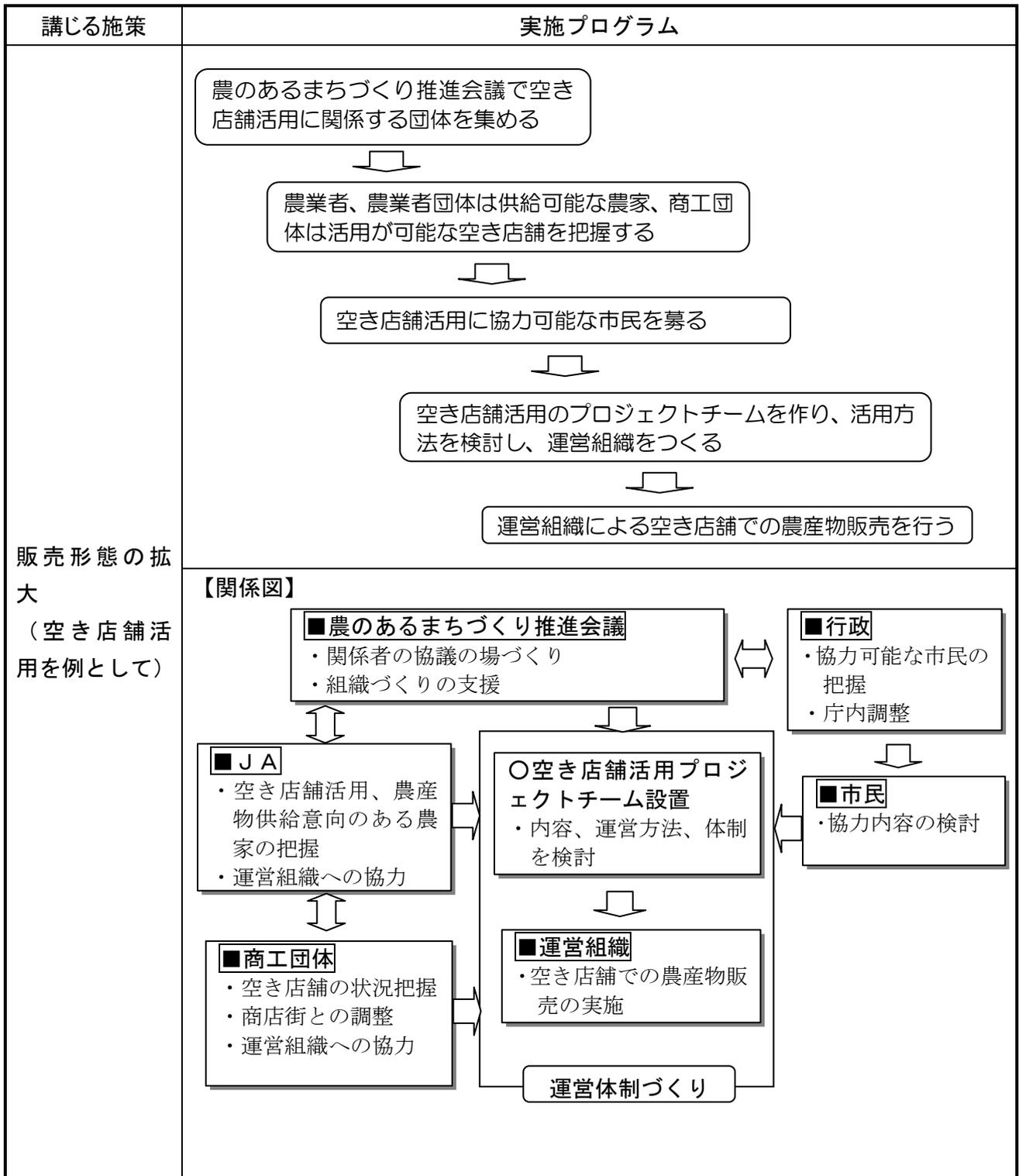
(1) 認定農業者の育成



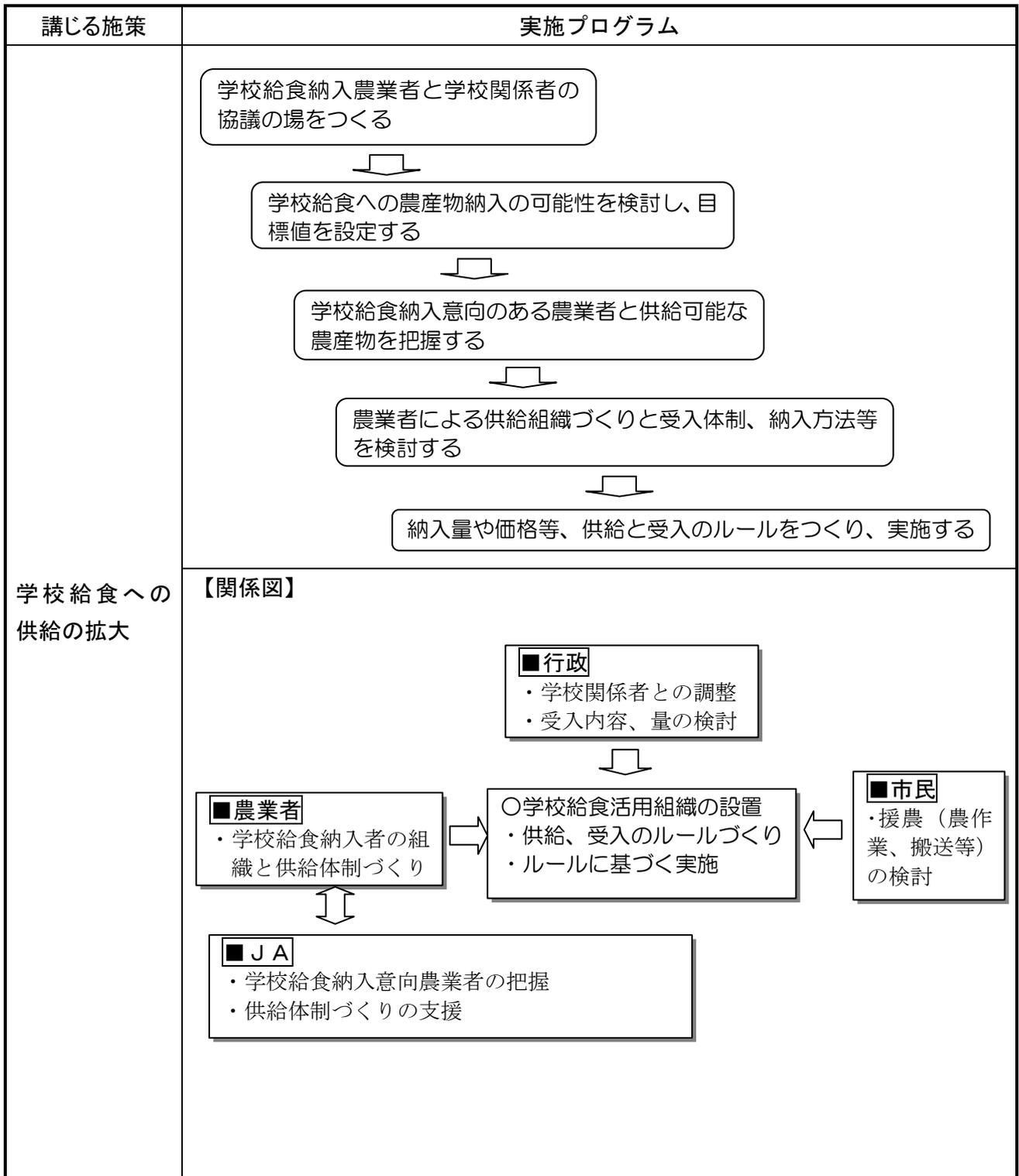
(2) 地域内資源循環のシステムづくり



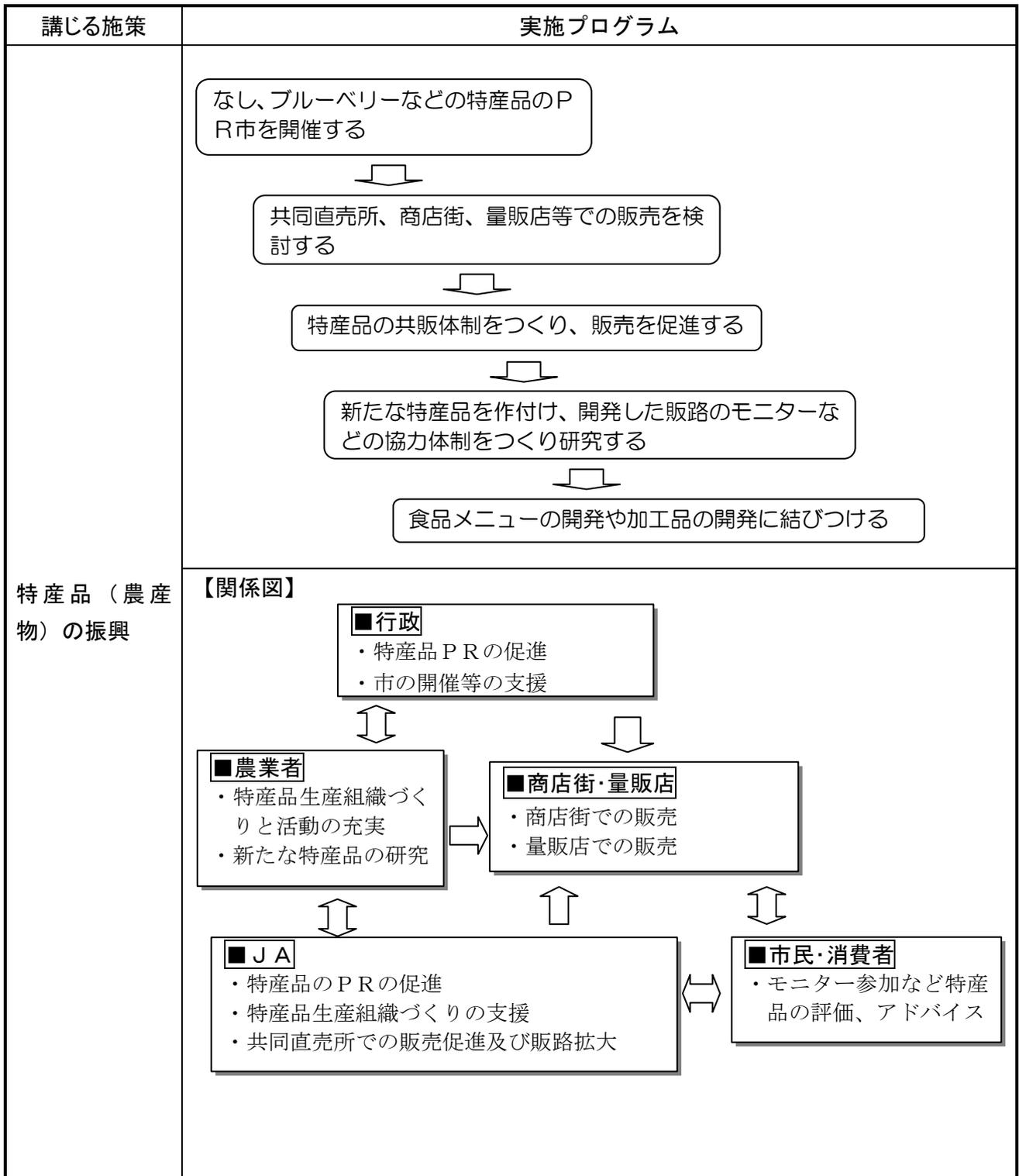
(3) 販売形態の拡大



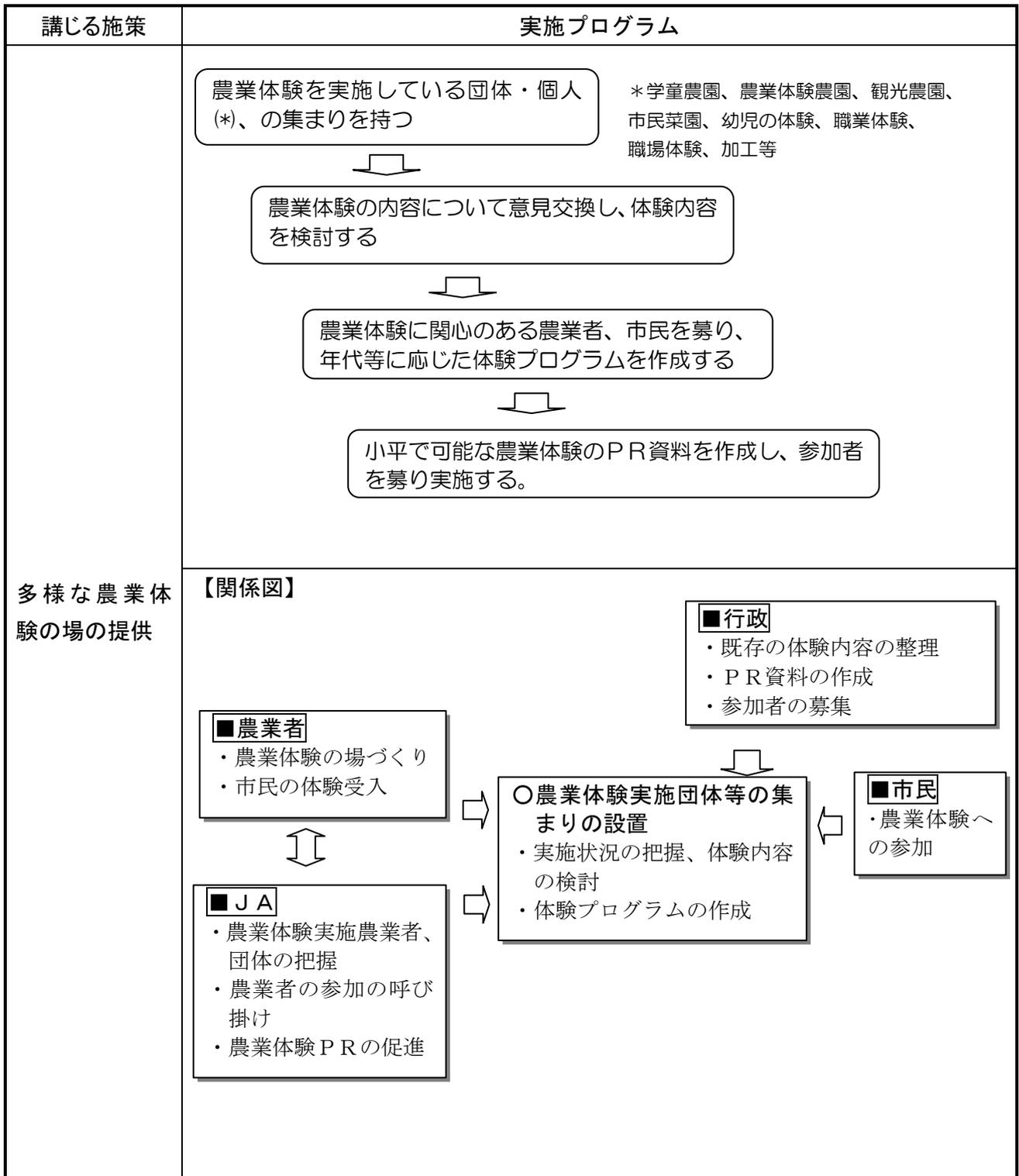
(4) 学校給食への供給の拡大



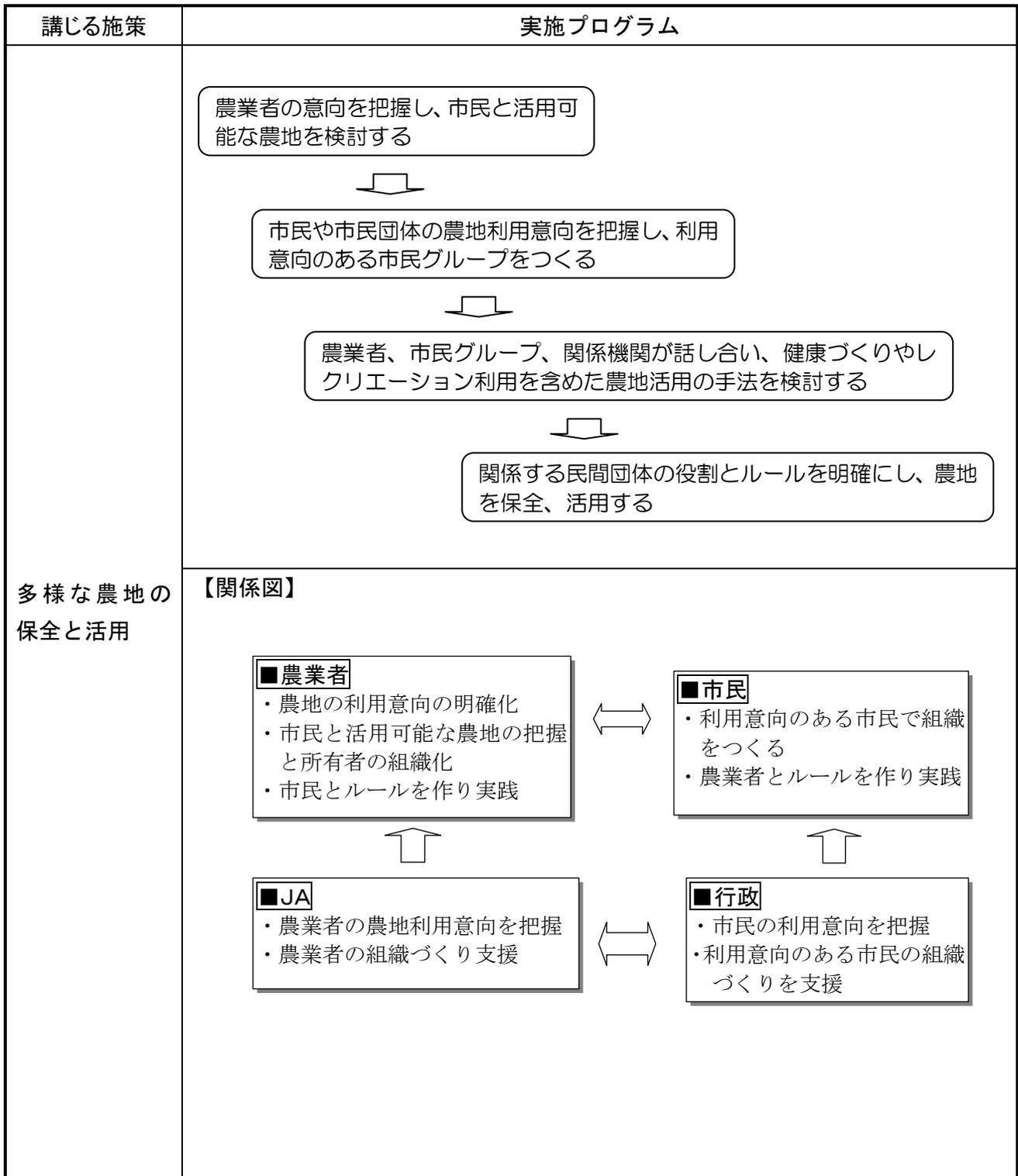
(5) 特産品（農産物）の振興



(6) 多様な農業体験の場の提供



(7) 多様な農地の保全と活用



(8) 関連計画による農地の位置づけ

講じる施策	実施プログラム
関連計画による農地の位置づけ (農業公園の検討を例として)	<pre> graph TD A[行政内の調整を行い、方針をつくる] --> B[地元農業者、地元住民、農業公園に関心のある市民で検討組織をつくる] B --> C[事例視察や研修及び小平農業の学習により、農業公園のイメージを検討する] C --> D[農業公園の内容、運営の仕組みなどを検討する] D --> E[検討内容を提案する] </pre>
	<p>【関係図】</p> <pre> graph TD subgraph "農業公園の検討組織" direction LR F[■農業者 ・市民と検討して提案をまとめる] --- C[■市民 ・農業者と検討し提案をまとめる] end JA[■JA ・農業公園でのJAの役割を検討する] <--> A[■行政 ・関係課の調整を行う ・関心のある市民、地区住民を募る] </pre>

第5章 構想の実現に向けて

1. 構想の実現に向けた推進体制

本構想は、市が進行管理にあたり、農業者、農業関係団体、消費者団体、商工団体、学識経験者、市民公募委員などの参加により発足した「農のあるまちづくり推進会議」が施策の実施状況や評価を行い、また、農業者、市民、各種関係団体間のつなぐ役割を担い、連携、協働し施策を展開します。

2. 構想の実現に向けた各主体の役割

本構想を実現していくにあたり、農業者はもとより、JA、市民、民間団体、行政など各種関係機関が連携した取り組みが重要です。構想の推進に向け、各主体が担う主な役割を以下に示します。

《農業者》

- ・ 農業の担い手、農地、農業環境の管理者として構想を主体的に推進
- ・ 消費者ニーズの把握や食育などの関心に対応した農業生産、販売活動
- ・ 農業を発展させるために、市民、民間との連携を図る

《JA東京むさし》

- ・ 農業者団体の活性化を図るための取り組みを推進
- ・ 農業技術の指導や農業経営を進めやすい環境をつくる
- ・ 農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たす

《市民・市民団体》

- ・ 安全な食生活、農地の保全や有効活用など地域環境の担い手として構想を主体的に推進
- ・ 農業の理解者として農業者との連携、支援を進める

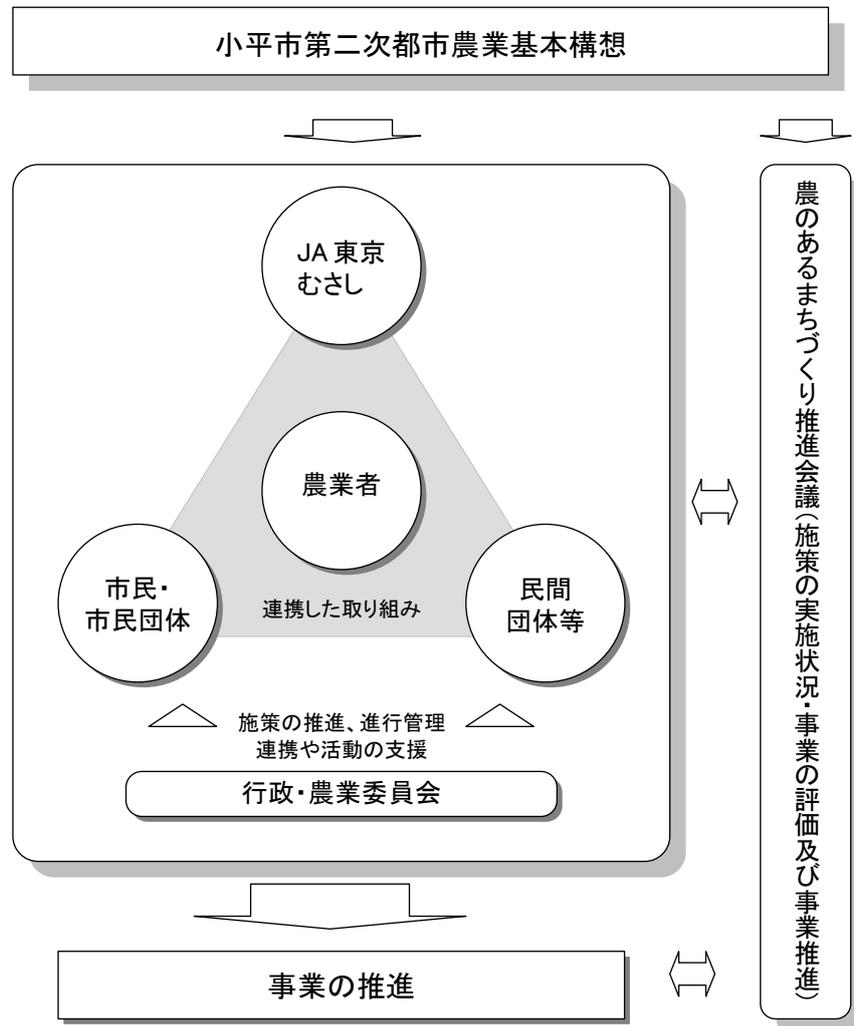
《民間団体（商工会・企業・NPO等）》

- ・ 地域の構成員として、地場流通など地域自給率向上への協力や農業者と市民を結ぶ役割を果たす
- ・ 人材や経営ノウハウなどを提供

《行政》

- ・ 市内推進体制の整備
- ・ 各団体や個人の連携や活動を支援
- ・ 構想に基づく施策や支援制度を推進
- ・ 構想に関する情報提供、進行管理を行う
- ・ 農業委員会は、上記項目のほか、市へ構想推進に必要な意見の提出、提案を行う

図 構想の実現に向けた推進体制



3. 国、東京都との連携

国に対し、農地制度の改善や農地に関わる税制の改正を要請するとともに、都市農業の振興のための新たな制度を提案するなど、相互に連携して構想の実現を図ります。

都に対し、農業振興に関わる各種事業や施策の一層の充実について、農業委員会とともに提案し、都と連携して構想の実現を図ります。

資料編

【目次】

○小平市都市農業基本構想懇談会設置要綱.....	77
○小平市都市農業基本構想懇談会委員名簿.....	79
○小平市都市農業基本構想懇談会 開催経過.....	80
○小平市農のあるまちづくり推進会議について.....	87
○小平市農のあるまちづくり推進会議設置要綱.....	87
○小平市農のあるまちづくり推進会議委員名簿.....	89
○小平市農のあるまちづくり推進会議からの提案....	90
○用語解説.....	95
○制度の解説.....	100

小平市都市農業基本構想懇談会設置要綱

平成17年9月15日制定
登録番号 4 - 54

(設置)

第1 小平市都市農業基本構想(以下「構想」という。)の改定に当たり、諸課題の検討を行うために、小平市都市農業基本構想懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 懇談会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 構想の改定等に関すること。
- (2) その他構想の改定等に必要事項に関すること。

(構成)

第3 懇談会は、農業に関する識見を有する者、農業団体の代表者及び市民のうち市長が依頼する委員13人以内をもって構成する。

2 委員のうち5人以内は、一般公募により選任する。

(座長及び副座長)

第4 懇談会に座長及び副座長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 座長は、懇談会の会議(以下「会議」という。)を主宰する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5 懇談会は、座長が招集する。

(会議の公開)

第6 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、懇談会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7 座長は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8 懇談会の設置期間は、その設置の日から平成19年3月31日までとする。

(庶務)

第9 懇談会の庶務は、市民生活部産業振興課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成17年9月15日から施行する。

小平市都市農業基本構想懇談会委員名簿

◎：座長 ○：副座長

区 分	氏 名	所 属 等
農業関係機関	○ 飯田 幸一	小平市農業委員会 会長
学識経験者	井出野 勉	東京都農業振興事務所 農務課 地域計画担当係長
農 業 者	尾崎 一三	小平市観光農業協会 会長
公 募 市 民	粕谷 英雄	
公 募 市 民	金子 義和	
公 募 市 民	岸 源三	
学識経験者	北沢 俊春	東京都農業会議 業務部長
農業関係団体	佐藤 純一	東京むさし農業協同組合 代表理事組合長
農 業 者	高橋 清一	小平市園芸組合 組合長
農 業 者	福島 和宏	東京むさし農業協同組合 小平地区青壮年部 部長
学識経験者	◎ 淵野 雄二郎	東京農工大学 農学部 教授
公 募 市 民	前田 三郎	
消 費 者	水口 和恵	小平市消費者団体連絡会

(50音順)

所属等は平成17年12月現在

小平市都市農業基本構想懇談会 開催経過

1. 小平市都市農業基本構想懇談会

	開催年月日	主な協議・検討内容
第1回	平成17年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会の目的及び進め方について 小平市の農業の概要報告 アンケート調査について
第2回	平成18年2月22日	<ul style="list-style-type: none"> 農家意向調査結果の概要について 小平市の農業振興施策の概要について
第3回	平成18年3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 農家意向調査及び市民意識調査の結果の検討
第4回	平成18年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市の農業の課題と方向性の検討
市内農地 見学会	平成18年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市農のあるまちづくり推進会議と合同で、市内の野菜（うど）、果樹、植木、花きの生産農家を見学
第5回	平成18年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市の農業の将来像と基本方向の検討
第6回	平成18年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市の農業の将来像と計画の体系の検討
第7回	平成19年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市第二次都市農業基本構想の素案の検討
第8回	平成19年3月7日	<ul style="list-style-type: none"> 小平市第二次都市農業基本構想の案の検討

2. 各団体との意見交換

(1) 対象団体と開催日程

開催年月日	対象団体	出席者数
平成 18 年 6 月 12 日 (月)	消費者団体連絡会	10 名
平成 18 年 6 月 13 日 (火)	商工会事務局	2 名
平成 18 年 6 月 14 日 (水)	観光農業協会	7 名
平成 18 年 6 月 14 日 (水)	援農ボランティアの会	5 名
平成 18 年 6 月 20 日 (火)	J A 青壮年部	13 名
平成 18 年 6 月 21 日 (水)	野菜組合・うど生産出荷組合	13 名
平成 18 年 6 月 26 日 (月)	ピクルスの会	4 名
平成 18 年 6 月 26 日 (月)	果樹組合	3 名
平成 18 年 6 月 27 日 (火)	J A 直売会	7 名
平成 18 年 6 月 28 日 (水)	J A 女性部	6 名
平成 18 年 6 月 29 日 (木)	園芸組合	7 名
平成 18 年 7 月 3 日 (月)	農業委員会・農業経営者クラブ	14 名
平成 18 年 7 月 12 日 (水)	J A 東京むさし職員	4 名
平成 18 年 7 月 20 日 (木)	環境の会	5 名
平成 19 年 1 月 16 日 (火)	農業関係団体役員等、J A 東京むさし職員	25 名

(2) 小平市第二次都市農業基本構想の方向性と課題検討経過のまとめ

関係団体の表示 消：消費者団体連絡会 援：援農ボランティアの会 観：観光農業協会 青：JA青壮年部 野：野菜組合 う：うど生産出荷組合 商：商工会事務局 ピ：ピクルスの会 果：果樹組合 直：JA直売会
女：JA女性部 園：園芸組合 農：農業委員会・農業経営者クラブ JA：JA東京むさし 環：環境の会

基本方向	実施事業	内容(17年度実績)	農家意向調査	市民意識調査	関係団体意見交換会	構想づくりの課題例	
農地の保全と有効活用	①農地の多面的機能活用	都市における農地の役割の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 環境保持や防災空間(46%) 営農継続意向高いが相続時に減少(相続時処分2/3) 手入れができない農地拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全意向高い(90%)が一生懸命やる農家評価(50%) 買い取りにも理解(63%)、負担の意向もある(67%)2.5億円/年(アンケート調査から換算) 	<ul style="list-style-type: none"> 相続税納税猶予の終身営農が問題→60歳を過ぎると労働がきつい、後継者がいないと継続不可、転職して帰農など(共通) 農業意欲の低下(JA) 農地は個人資産か市民の共有財産か、後者とすると個人で維持は限界(青) 生産緑地買い取りの実施(消) 農家による組織的な農地保全の支援(援) 植木畑は景観として貢献している(園) 緑を残すことを市民にPR(JA) 遊休農地の解消(JA) グリーンロードに付随する農地を残してほしい(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地の保全と肥培管理体制 ●農家相互、市民援農、多様な農園等 ●生産緑地追加指定の継続 ●買い取りや保全支援の財源の検討 ●農家組織による保全策の検討 ●市民による保全策の検討 ●ごみの投げ捨てなど市民への意識啓発、防止策の検討 	
	②生産緑地の保全と確保	適正管理推進(農業委員会活動)追加指定の働きかけ(追加指定実施)					<ul style="list-style-type: none"> ■納税猶予制度等の改善要請
都市型農業経営の確立	③認定農業者の育成と支援	認定農業者の認定推進 農業振興施策の適用 (農業経営基盤強化資金利子補給事業)	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者の認知度低い 	<ul style="list-style-type: none"> 農業施策要望：地場農産物購入体制(46%)、環境保全型農業、農産物の安定供給(各43%)、学校給食利用(38%) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興は所得の高い農家の振興か農家全体の振興か(う・野) 農業収入を上げる施策を(う・野) 10年前まで植木市場を開催。売上げ、交流もあり、団体もまとまっていた(園) 給料(月給制)が明確な農家が多く、そのため若くからの後継者が比較的多いのではないか(園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者制度のメリットの明確化と支援体制の充実(希望者への対応等) ●作目毎の経営支援策の検討 ●果樹野菜：共同出荷・販売、加工等 ●園芸：PR、新品種導入等 ●農業委員会・経営者クラブ等の経験者による指導体制 ●家族経営協定の検討等 ●経営の近代化・合理化 ●低所得農家への対応 	
	④農業経営セミナー	パソコン簿記講習会の実施 農業経営研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> 農業所得向上意向は高い 有機、減無農薬、少量多品目生産を指向 				
	⑤端境期対策	施設化の推進					
	⑥業種別団体の育成	事業実施主体として育成 新たな取組の支援 (地域と歩む農業推進事業)	<ul style="list-style-type: none"> 新たな作目(9%)施設導入(8%)、新技術導入(6%) 	<ul style="list-style-type: none"> ブルーベリー利用購入経験(24%)、利用購入希望(45%) 	<ul style="list-style-type: none"> 組織個々の充実や整備(JA) 経営個々の独自性が強くまとまりにくい(う・野) なし、ぶどうは品種、品質は安定、宅地化で日照が確保できず今後は生産量減少(果) 果樹は学校、スーパーに共同出荷(果) うどは労働がきつく後継者難(う・野) ブルーベリーは飽和状態になるので加工が必要(観、果・農) 植木は造園が主、小さいもの、果樹苗が売れる(直) 活動費が少なく、新品種の取組に消極的(園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●作目別組織の支援、組織間の交流と活動の活性化 ●後継者組織と経験者の交流 ●帰農就農者への支援 ●女性農業者(団体)への支援 ●組織形態の見直し(女性部) ●加工施設の検討(漬物、ブルーベリー等) 	
⑦意欲ある担い手育成	後継者団体・組織への支援 女性農業者への支援 (農業後継者対策事業)		<ul style="list-style-type: none"> 後継者のいる農家2/3 		<ul style="list-style-type: none"> 若い主婦の親睦と漬物づくりを実施、漬物はイベントで販売(ピ) 親子の経営への関わりは多様(ピ) 女性部は農家以外が多く農家は少ない(女) 後継者の高齢化(JA) 帰農者の仲間づくりや助け合い(JA) 		

基本方向	実施事業	内容(17年度実績)	農家意向調査	市民意識調査	関係団体意見交換会	構想づくりの課題例
都市型農業経営の確立	⑧ 援農ボランティア・農業ヘルパーの育成	援農ボランティアの組織化 農業ヘルパー制度の研究 (援農ボランティア事業)	・ボランティア等協力希望9% ・補助作業30%、熱心な市民25%	・畑仕事の手伝い(25%)、加工手伝い(10%)、販売手伝い(8%)	・農家への講習も必要(援) ・相続税納税猶予農地の肥培管理が求められ農家へのPRと援農の仕組みが大切(援) ・スポット応援隊は好評(援) ・販売、直売の援農は可能性あり(援) ・有償(400~500円)の方がよい農家もある(援) ・シルバーの方の協力(環)	●多様なボランティア体制づくり ・農作業、販売、加工、有償、市民オペレーター等 ●援農希望農家、援農希望市民の掘り起こし
	⑨ 環境保全型農業推進	有機質肥料・堆肥の使用促進 環境にやさしい農業資材の使用促進 (有機農業促進事業、地域と歩む農業推進事業、畜産公害防止対策事業)	・有機、減農薬栽培40%、関心あり28% ・施策要望は環境保全型農業、資源堆肥化システムが上位	・農業への期待：新鮮な農産物供給(72%)、安全な農産物供給(67%) ・通常と同程度かやや高い位なら購入(87%)	・品質保証と生産者明記必要(消、援) ・トレーサビリティの市民へのPR(野) ・エコファーマーは都市では困難(野) ・少量多品目生産への農薬散布指導を(野) ・なしの農薬散布は市民の理解が必要(消、観、果・農) ・農薬散布時は近隣に知らせ理解(観) ・堆肥利用モデル団地はどうか：津田団地(消) ・剪定枝チップは果樹のマルチに有効(青) ・剪定枝チップの堆肥化の仕組みを(青) ・堆肥づくりの落葉が不足(青) ・落葉や生ごみで堆肥をつくっている。堆肥を農家や学童農園、市民農園で使ってもらえないか(環) ・飛散の問題。ノズル交換等に対応。メーカーを含めた講習会を予定(園) ・有機・減農薬農産物の販売について、なぜ虫食いなのかなど、消費者が理解できるような表示が必要(環)	●生産者、消費者相互理解の推進 ●有機、減農薬栽培農産物の販路の検討 ●資源利用システムの検討 ・広域対応も検討 ●トレーサビリティの普及と認知 ●農薬の飛散対策の検討
	⑩ 有機性資源循環利用体制の整備	広域堆肥供給体制の研究 地域内リサイクルの検討				
	⑪ 多様な流通システムの推進	個人直売の充実 学校給食との連携支援 商店街等他業種との連携支援 消費者へのPR活動の充実 (地場流通促進事業)	・直売の多様化(共同直売、摘取・畝売、生協、スーパー等) ・学校給食：希望(11戸)関心(75戸)／飲食店供給：希望(10戸)関心(75戸)／農家レストラン：希望(2戸)関心(53戸) ・直売所(163戸)希望(32戸)	・地場農産物購入意向高い(85%) ・スーパー等への地場産コーナー設置(72%)、共同直売所の増設(32%)、八百屋地元商店(26%) ・直売所利用(79%) ・評価は新鮮、安価が上位 ・品数、開店時間の不満	・直売は近隣住民を大切にする、土日の男性も大切(観) ・学校給食をマーケットとした体制づくり(青、農)、栄養士との連携(JA) ・学校給食と農家のコーディネートが重要(消) ・幼稚園での地場農産物活用(消) ・空き店舗活用：西学園共栄会(商)、八百屋での販売の検討(青) ・小麦栽培を加工(商) ・スーパーでのスポット販売の検討(青) ・果樹は個人の宅急便が主、顧客の高齢化により販売量減少、販路拡大が課題になる(果) ・果樹組合はスーパーに共販(PR効果) ・地区ごとの販売ルート、独自の販路が必要(農) ・月1回(日曜日午前)、集会所で農産物と衣料品等をボランティアが販売(農・東部) ・商業等との連携で特産品などを作る(環)	●共同直売所の充実 ・日曜開催と旬の特産品販売 ・加工品、料理のレシピと実演等 ●スーパー、生協、地元商店等への働きかけ ●商工会等との交流による販路、加工の検討 ●消費者ニーズの把握 ●消費者との契約販売 ●地区ごとの販路の検討 ・定期市、他団体の催しとの連携 ●個人直売所のPR ●学校給食の連携支援 ●特産品、ブランド化の取り組みやPR

基本方向	実施事業	内容(17年度実績)	農家意向調査	市民意識調査	関係団体意見交換会	構想づくりの課題例
都市型農業経営の確立	⑫直売所ネットワーク整備	地域農家組織による直売所運営の推進 J A共同直売所を中心とした地域流通システム研究			<ul style="list-style-type: none"> 共同直売所は日曜も営業開始、工夫により売上増は可能、端境期対策が必要(直) 花き、植木の販売には三鷹の緑化センターのコンテナのような仕入れ、販売設備が必要(直) 共同直売所を増設しJ A職員を配置するには労務管理が問題、農家主体の共同直売を(直) 直売所のネットワーク管理(J A) 西地域に直売所、定期市の検討(青) 区画整理に伴い、農業公園、共同直売所設置の可能性(農・西部) グリーンロードの活用、駅前定期市：小平駅等、小平霊園(消、農) がす資料館駐車場の活用(商) J A施設を活用した直売(J A) 各農家が得意なものをつくる(個人ブランド)(観、農) J Aによる全量買い取りなど新たな対応(野) 共同直売所の日曜営業のPR(農) 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な共同直売の検討 ・定期市、商店街イベントとの連携 ・公共スペースの活用 ●共同直売所増設の検討 ・定期市、農家グループによる共同直売の実績、成果を積み上げ可能性を検討
ふれあい農業の推進	⑬体験農園の推進	体験農園の調査・研究	・希望(11戸)関心あり(68戸)	<ul style="list-style-type: none"> 多様な農園希望(観光農園、畝売り、ガーデニング、花の摘み取り、高齢者、障害者向け、市民菜園・農業体験農園) 野菜、花の栽培方法享受(50%)、料理、漬物講習(34%)、農作業体験(32%) 	<ul style="list-style-type: none"> 農業体験農園が必要(消、農) 	<ul style="list-style-type: none"> ●農業体験農園実施に向けた検討(モデルづくり) ●学童農園の使い方の充実 ●多様な農業体験の検討(年代に応じた体験) ●食育を通じた伝統料理の継承と農家と市民交流 ●青少対等、地域の交流活動の支援 ●観光農業の支援、充実
	⑭学童農園の推進	学童農園の指定推進 指導農家の育成 (学童農園事業)			<ul style="list-style-type: none"> 学童農園は学校により対応が違う(ピ、女) 自治会子供会の収穫体験を実施(青) 小学校の青少対を通じた交流が盛ん(ピ・女) 昔料理、ゆでまんじゅう講習を会の中で実施(ピ) 公民館や地域の集まりで料理指導(女) 農業の大切さ、大変さを知るために、種まきと収穫だけでなく、耕すことや草むしりを含めて教えることが大切(環) 食育として子供に環境循環を教えることは大切(環) 	
		観光農園の充実 (魅力ある都市農業育成対策事業)			<ul style="list-style-type: none"> 摘み取りなど農地の開放も必要(観) 	
	⑮農業イベントの促進	産業まつり推進 体験型イベントの充実 即売会・消費者交流会の充実 (地域と歩む農業推進事業、産業まつり補助事業)	・市民とふれあいは農産物販売交流(46%)、地域行事(17%)、農業体験(16%)、農地周辺緑化(13%)、学童農園、市民農園・農業体験農園(11%)		<ul style="list-style-type: none"> 構想づくりを契機としたイベント(シンポジウム等)の開催(野) 農家の悩みを聞く機会を、相互の情報交換が大切(消) だんごをつくりイベントで販売し好評(女) 寄せ植え講習会では大勢の市民が関心をもってくれた(園) 農家、市民、学生などと一緒に落葉掃き等の交流ができないか(環) 障害者や自立支援の会などのNPOでは農地があれば堆肥を使って農業をやってみたいと希望しているところもある(環) 	<ul style="list-style-type: none"> ●農家と市民の交流機会の拡大 ●農業情報提供の仕組みの検討

基本方向	実施事業	内容(17年度実績)	農家意向調査	市民意識調査	関係団体意見交換会	構想づくりの課題例
ふれあい 農業の推 進	⑩ I T 活用による農業情報提供	市のHPとの連携と農家への普及促進 消費者との交流の場としての活用推進	・インターネット等通販意向(14戸)			<ul style="list-style-type: none"> ●市ホームページの活用 ●J A、業種別団体等との連携
農のある まちづく りの推進	農のあるまちづくり推進会議形成	農のあるまちづくり推進会議の設置 (農のあるまちづくり推進会議) (屋上緑化推進事業)		<ul style="list-style-type: none"> ・施策要望：農業景観を活かしたまちづくり(31%)、子どもの農業体験(29%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と共存できる対策が課題(青) ・商工会まちづくり委員会との協議(商) ・緑に関するまちづくりの計画や施策づくりに参加し提言したい(園) 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区の農業の特性の検討 ●各地区の農のあるまちづくりの検討 ●市民との協働による農業景観づくり ●グリーンロードの活用
その他					<ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の問題、農家の悩みの市民の理解が必要：相続税納税猶予制度をどれだけ知っているか(野) ・市として農業の位置付けを明確に：日野市は条例化(野) 	<ul style="list-style-type: none"> ●小平農業の現状、課題の啓発 ●都市農業の位置付けの明確化、関連施策への反映

小平市農のあるまちづくり推進会議について

農のあるまちづくり推進会議では、都市農業基本構想の進捗状況の確認や「農業」をキーワードとして意見交換を行い、まちづくりのなかに農業を位置付けていくための様々な方法を検討しています。

農業が置かれている状況や制度をはじめ、現在の農業振興施策についての確認など、これまでの議論を踏まえ、平成 18 年 8 月、懇談会に対しての提案があり、基本構想の見直しのなかで検討しました。

農のあるまちづくり推進会議設置要綱、委員名簿、提案は以下のとおりです。

小平市農のあるまちづくり推進会議設置要綱

〔平成 17 年 5 月 6 日 制定〕
〔登録番号 4 - 50〕

(設置)

第 1 小平市都市農業基本構想（以下「構想」という。）の諸施策の着実な推進を図り、都市に農業や農地が定着した農のあるまちづくりを進めるために、小平市農のあるまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 構想の推進に関すること。
- (2) 農のあるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げる事項の実施に関し必要な事項

(構成)

第 3 推進会議は、農業に関する識見を有する者、農業団体の代表者、商業団体の代表者及び消費者団体の代表者のうち市長が依頼する委員 14 人以内をもって構成する。

2 委員のうち 2 人以内は、一般公募により選任する。

(委員の任期等)

第 4 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて所掌事項に関係ある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 推進会議の庶務は、市民生活部産業振興課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成17年5月6日から施行する。

小平市農のあるまちづくり推進会議委員名簿

(任期：平成17年8月19日～平成19年3月31日)

区 分	氏 名	所 属 等
農 業 者	小野 義雄	小平市野菜組合
	吉澤 美智男	小平市果樹組合
	根岸 祐次	小平市園芸組合
	久米 康裕	小平市観光農業協会
消 費 者	生駒 薫	小平市消費者団体連絡会
	鶴 美千代	小平市消費者団体連絡会
商業関係者	木村 芳夫	小平商工会
公 募 市 民	森 敦朗	
	馬場 悦子	
農業関係団体	内藤 雅夫	東京むさし農業協同組合
農業関係機関	山田 哲夫	小平市農業委員会
学 識 経 験 者	金井 信之	東京都中央農業改良普及センター
	北沢 俊春	東京都農業会議

所属等は平成17年8月現在

小平市農のあるまちづくり推進会議からの提案

平成 18 年 8 月

はじめに

農業をとりまく環境は依然として厳しいものがあります。国では認定農業者を中心とする担い手に農地や農業施策を集中させるとともに、企業や地域住民、あるいは農外からの新たな就農者に農地を開放することによって、農地を維持し、農業生産に結びつける方向性を打ち出しています。

都市の農地は生産緑地法や相続税納税猶予制度により保持され、耕作放棄地等農地の荒廃は抑制されているものの、農地面積あたりの農業収入は低迷しており、相続等に伴う生産基盤である農地の減少や、担い手の不足や高齢化が進んでいます。

一方で、都市農業は、新鮮で安全な農作物の提供、更には農業を体験する場の他に、オープンスペース機能、ヒートアイランド現象の緩和といった、都市地域の住民のニーズに応える機能が評価され、農地の保全意向を持ち、農業とふれあいたい、という地域住民の数は増えています。

農業者の求める、都市における貴重な資源としての農地の長期的な保全策や農業経営支援策と、農地のもたらす環境を享受しつつ、地元農産物を求め、気軽に農業に触れ合いたいという市民（消費者）の願いを効果的に組み合わせ、消費者が身近にいるという都市農業の特性を生かした販路拡大や農地保全の取り組みを進めるためには、農業者と市民の更なる相互理解が必要な状況です。また、その調整役となる行政、農業委員会、JAの役割も整理、強化していく必要もあります。

推進会議では、都市の貴重な資源となっている農業・農地を守るために、特に農業と市民とのふれあいという視点から、都市農業への市民の支援を得るための施策として以下のとおり提案事項をまとめました。

1 小平市の農業のおかれている状況を理解する

小平は、住宅地と農地の混在が進んでいて、身近な農地で農業が営まれていることを目にする機会が多い地域です。しかし、農業そのもの、また都市農業がどのような環境下におかれているかということについての市民の理解は未だに限定的です。

身近に農業・農地があることを支持する市民は増えていますが、新鮮な農産物を供給するとともに、防災や環境など多面的な機能を持ち、市民生活を支える都市農業の実態について、更に情報発信を強めていくことが必要です。

農業に対する市民の理解を深めていく。生産サイクルから生じる畑の土ぼこり、生産に必要な消毒、病害虫の防除のための野菜残渣の焼却などに対する苦情も、農業の営みを理解することによって漸減していくことが期待されます。また、農地へのごみの不法投棄や周辺の宅地化に伴う日照不足など、農業を継続していく上で困りごとになっている状況については、農業者側からの情報発信

が必要です。

農業者と市民との交流は、直売所等で農産物の販売を通じたものが基本となっていますが、多様な交流を通して都市農業への支援者を増やしていく取り組みが求められます。定期的な農園見学会を開催し、市民が農産物の消毒の現場に立ち会う。芋掘りをして、焼き芋をしながら野焼きについて話し合うなど、単なる農業体験だけでなく、農業の様々な営みを農業者が伝え、それを市民が理解していく作業が求められます。

提案する取り組み

- (1) 勉強会（消費者対象のシンポジウムなど）の開催
- (2) 定期的な交流会（見学会）・親子ツアーの開催

2 農地を残し、保全する

都市農地は、生産緑地法や相続税納税猶予制度等との関係から、貸し借りや、他人に耕作を任せることについては大きな制約があります。また、耕作が困難になった農地を他の農業者へ斡旋することも難しい状況です。

農業従事者の高齢化が進むなかでは、今後、農業経営を廃止する農家や、耕作しきれない農地が増加することが考えられます。農業経営はその性質上、家族や親戚での対応を基本に考えている農業者が多い現実があります。また、個々の農家で経営形態が違うため、ひとつの施策で広範な解決が難しい状況はありますが、良好な農地を保つためにも、市民の支援を検討していく必要があります。

直接農業生産の支援をしていく方策として、経営形態に応じたボランティアやヘルパーによる援農のメニュー化やNPO法人の活用が必要です。

また、花や麦など市民が管理可能な作物を検討し、作付けをすることにより、農家の負担を減らしていくことも考えられます。

農家一戸あたりの農業従事者が減少していることから、土づくりに必要な堆肥の材料となる落ち葉掃きを市民が手伝うということも考えられるでしょう。

いずれにしても、農業生産の主体となる農家のニーズに沿った、負担にならない支援が求められています。

提案する取り組み

- (1) ボランティア、ヘルパーなど援農メニューの多様化
- (2) 農作業の手伝いの体系化（市民にできること、できないことの整理）
- (3) NPO法人の活用
- (4) 花、麦などの作付けと、管理の支援
- (5) 落ち葉掃きなど、堆肥作りへの支援

3 市内産の農産物をもっと購入する

小平は、古くから農産物の直売が盛んな地域で、個人の直売所のほか、共同直売所や観光農園で市内産の農産物を購入する市民が多く、その支持も高いものがあります。農産物は市内産のものを購入したい、という市民の割合は高く、地産地消を更に推進するためには、これまでの直売を中心とした販売だけでなく、多様な地域内流通を検討し、市内産の農産物にもっと触れ、購入できる機会作りをしていく必要があります。

市民との交流を例にとれば、地元産の農産物を使った料理教室や、農家に伝わる漬物の技術の講習などを通じた交流も考えられます。

共同直売所の増設は、農業者、市民双方から求められています。消費者団体や市民団体が運営や販売にかかわることもできるのではないのでしょうか。

商業関係者等との連携により、商店街や駅前等に市内産農産物の販売拠点が増えれば、それだけ市民の目に触れる機会も増え、購入量も増えると思われます。市内の飲食店で地元産の旬の農産物を食材として活用すれば、その飲食店の個性化にも繋がります。

また、市内産の農産物をもっと買いたいだけでなく、いつ、どこに行ったら買えるのか良くわからない、という声もあり、個人直売所や旬の農産物の情報など、市民と連携したPRの手法の検討が必要です。

更に、学校給食への市内産農産物の供給を増やしていく取り組みを進めていくことは、保護者を巻き込んだ食育の観点からも重要です。既に学童農園で収穫した農産物を、給食で活用するほか、授業のなかで、漬物作りなどを児童と保護者で行っている例も見られます。農産物の学校への配送の支援などには市民のかかわりも考えられます。

提案する取り組み

- (1) 漬物、加工の講習会の開催
- (2) 地元産農産物を使った料理講習会の開催
- (3) 農産物共同直売所の増設（消費者団体との連携）
- (4) 駅前・商店街等（商工会との連携）販売拠点の発掘と多様化
- (5) 地元の飲食店やレストランで地場農産物を使用
- (6) 地場農産物のPR方法（インターネットやマップ）の検討
- (7) 学校給食での地元農産物の利用を増やす仕組み作り
- (8) 販売や流通への支援（NPOや生協組織との連携による契約出荷）

4 日常的に農業とふれあう

市街化が進んでいるとはいえ、小平にはしっかりとした農業、農地が多く残っています。身近なところで気軽に農業にふれあいたい、という市民の要望はこれから更に高まっていくと考えられます。その受け皿となる環境整備が進むことにより、都市農業への理解を進めることができます。

畑は身近にあります。そこは個人の土地であり、基本的に生産の場です。市民が入っていくことはできません。もぎとりや摘み取りなどの観光農園の整備は、それが可能となるものであり、農業と市民の交流を深める場となります。

小平は周囲をグリーンロードに囲まれており、接続する農地と一体となって緑豊かな環境が作られ、通勤・通学や散策に利用する市民のほか、ウォーキングを兼ねて遠方から訪れる観光客もあります。このグリーンロードを背骨として、観光農園と結びつけ、農とふれあう散歩道を形成していけば、わざわざ郊外に農業体験に出かけていなくても、身近なところで日常生活のなかで農業にふれあうことができます。

また、都市計画との関係がありますが、市内産の農産物が数多く栽培され、農業体験もできるような緑豊かな農業公園の構想が検討できないでしょうか。その候補地としての生産緑地の買取については、基金の設立の可能性もあります。

土に触れる機会の少ない市民にとっては、自分で野菜や花を育ててみたい、という望みは切実です。市民菜園のほか、農業体験農園などで、農業者との交流ができることは大きな魅力です。これらがグリーンロードや農業公園と結びつくことによって、「農のあるまち」のモデル地区を形成することができれば、市民と農業の結びつきは更に強くなります。

提案する取り組み

- (1) 気軽に農業とふれあえる観光農園（株売り・もぎとり・摘み取り）の充実
- (2) 小平グリーンロードの活用（農とふれあう散歩道）
- (3) 農業公園（市内産農産物のショーウインドウ）の検討
- (4) 市民農園の設備（農機具等）の充実（ファーマーズセンター）
- (5) 農業体験農園の実現と充実

「都市農業」の更なる情報発信と交流機会の拡大を

都市において農地はいったん失われると、再生することはほぼ不可能です。新鮮な農産物を供給し、豊かな環境を守る農業・農地を将来にわたって残していくためには、農業者の努力だけでは限界があります。

都市農業の現状や、農業を継続していくことの難しさについて、市民がその実態をつかむ。その上で、貴重な資源である農業を守り、育てていくことにかかわっていく。

そのためには、「都市農業」の更なる情報発信と、農業と市民の交流機会の拡大が必要です。推進会議も、今後その役割を担っていきたいと考えています。

おわりに

推進会議では、市民や消費者、商工会の方々に、農業者や関係機関の職員が加わり、5回にわたって意見交換をしてきました。

小平の農業の状況や課題について農業者から説明し、市民や消費者の方々からは、日常生活の中で、農業を見たり体験したり、直売農家の方と話をしたり、いろいろ触れたりしれ感じたり考えている農業への要望や提案がされました。

時には、率直な気持ちで意見が述べられ、もっと両者の意思の疎通や理解が必要だと思われる場面がありました。それだけ、委員の方々が本音で熱く語り合いました。それは、小平の農業と農地をもっと発展し高め、守っていこうとする気持ちや目標が同じベクトルの方向だからだと思います。

生産から販売までの間で、小平農業への市民の関わりと支援活動を思いつくまま意見を出す機会では、夜9時をオーバーするほど白熱したものでした。今回の提案は、そのときの意見を4つの分類に大別させていただきました。この提案の一つでも都市農業基本構想懇談会の中で議論され、市民と農業者が共に関わり・育てる・交流活動が、小平グリーンロードのどこかでモデル的に実践され、信頼関係が築かれまして委員一同甚大な喜びであります。

《用語解説》

【あ行】

○エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、堆肥などによる土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた農業者の愛称。認定されると、金融・税制上の特例を受けることができる。

○NPO法人

営利を目的としない民間の組織や団体。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金等を財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供している。

また、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。

【か行】

○家族経営協定

経営内の役割分担、就業条件、収益の分配、経営の継承などを家族の話し合いを通じてルール化するもので、これにより後継者や配偶者などの経営に対する意欲の向上と能力の発揮を促すことを目的としている。

○環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

○区画整理

区画整理は、事業の目的により2種類に分けられる。農業生産基盤の整備を目的とした土地改良法に基づくものと、宅地の利用増進と公共施設の整備改善を目的とした土地区画整理法に基づくものがある。双方とも「換地」という手法によって、分散している土地の交換・分合を行い、土地を集約するメリットがある。

○経営耕地面積

農家が経営する耕地の面積。

○兼業農家

世帯員が自家の農業以外の仕事から収入を得ている農家。農業所得を主とする兼業農家を第一種兼業農家、農業所得を従とする兼業農家を第二種兼業農家という。

【さ行】

○市民菜園

健全な余暇利用を目的として、小面積の農地を利用して自家用野菜などを栽培するための農園。平成 18 年現在、市内に 4 農園ある。

○食育

子どもの頃から、からだに良い食べ物を選ぶ目を育て、「食」の大切さを学び、好ましい食習慣と豊かなこころを身に付ける教育。

○食料・農業・農村基本法

昭和 36 年に制定された農業基本法に代わり平成 11 年制定。旧基本法が農業の発展と農業従事者の地位の向上、すなわち生産者中心の体系であったのに対し、新基本法は国民的な視点から、農業のみならず、食料・農村の分野まで対象を拡大。国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るために、「農業の持続的発展」と「農村の振興」を強力に推進することを通じて、「食料の安定供給の確保」と「多面的機能の発揮」を実現していくことを基本理念としている。

○生産緑地

都市計画法による地域地区の一種で昭和 49 年の生産緑地法により制度化され、「農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成に資する」ため、区市が指定する。生産緑地に指定されると、長期の営農が義務づけられる一方、税の軽減措置が受けられる。

○専業農家

世帯員の中に兼業従事者が 1 人もおらず、自家の農業所得のみで生計を営む農家。

○相続税納税猶予制度

農地に係る相続税を一定の条件を満たした場合、納税を猶予して農業を継続できるようにする制度。この制度は営農が行われることが前提となっているため、農業経営をやめた場合などは猶予されている税額に加えて、利子税も納めることになる。

【た行】**○宅地化農地**

市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地で、宅地並み課税を受けている農地。

○地産地消

地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

○定年帰農者

定年退職後、農村などに定住して農業を営む人をいう。近年、定年帰農指向が広まるとともに、農家以外からの参入希望者が増加している。農業の担い不足が深刻さを増すなか、定年帰農者を含む新たな担い手の活躍が期待されている。

○特別栽培農産物

国の「特別栽培農産物表示ガイドライン」による農薬や化学肥料を減らして栽培した農産物。農薬・化学肥料の両方を慣行の5割以上減らして栽培された農産物だけを「特別栽培農産物」と表示することができる。

○都市農業

広義には都市及びその周辺における農業一般を指し、大消費地に近い農業地域、都市の生産緑地、市民農園等において営まれる農業等を包含する概念。都市住民の生活空間に隣接し、新鮮で安全な農産物を供給するとともに、水や緑、自然空間の提供等により環境や景観を維持し、ゆとりやうるおいを提供するという貴重な役割を担っていると考えられている。

○トレーサビリティ

農産物や食品が、いつ・どこで・どのように生産、流通されてきたかという情報（生産履歴）を消費者が把握できる仕組み。

【な行】**○認定農業者**

農業者が、自ら作成する農業経営改善計画(5年後の経営目標)を市町村が認定し、その計画達成に向けて融資など様々な支援の措置を講ずる。

○農業委員会

「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会で、公選制の下での選挙委員と、選任委員（団体推薦、議会推薦）によって構成される農業者の代表機能を有した合議体組織。

農業委員会は、農地法等の規定により専属的な権限を行使する法令業務の執行機関及び優良農

地の確保や耕作放棄地の解消、認定農業者等への農地の利用集積等の取組を行う農業構造政策の推進・実施機関としての役割を担っている。

○農業経営基盤強化促進法

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、育成すべき農業経営の目標を明らかにし、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対して、農用地の利用の集積及びこれらの農業者の経営管理の合理化、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。

○農業所得

農業粗収入から専従者給与以外の必要経費を除いたもの。

○農業センサス

国際連合食糧農業機関の世界農林業センサス計画に沿って昭和25年から始まった統計調査で、10年ごとに世界農林業センサスとして、その中間年に日本独自で農業センサスとして実施される。

○農業体験農園

農家が経営・管理し、市民は指導を受け、作付けから収穫までの作業を体験し、農産物を購入する農園。

○農業ヘルパー

農業従事者の高齢化や人手不足に対応した補助的な担い手として、一定レベルの技能を修得して、有料で農作業を手伝う人材。

○農地利用集積

賃貸借や売買等により農地の利用権や所有権を移動し、経営規模の拡大を望む認定農業者等へ農地を集積すること。これにより、農地の有効利用や遊休農地の解消を図ることができる。

【は行】

○フェロモン剤

害虫のメスがオスを引き寄せるために出す匂いを人工的に合成したもので、オスがメスの位置を特定できなくなり交尾ができず、これにより子孫の数を減らすことになり、害虫被害を少なくする。

○普及指導センター（農業改良普及センター）

普及指導員の活動により得られた知見の集約、農業者に対する情報提供、新規就農促進のための情報の提供・相談等を実施する機関。都道府県の判断により設置できる。

○複合経営

農産物販売金額が一番多い部門の販売金額が、総販売金額の6割未満の経営。

○ブランド化

商品の品質、デザイン、イメージ、信頼感など、他の商品と差別化し、価値を見出すこと。

【や行】

○遊休農地

耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

《 制 度 の 解 説 》

■生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づく市街化区域内農地の保全の制度であり、生産緑地法制定当初は、公共用地の保留地として農地を指定することを位置づけていた。しかし、平成3年の法改正で保留地だけでなく、営農の継続による長期的（30年）な農地保全を位置づけ、小平市においても90%近い農地が生産緑地に指定され、農業生産と都市環境保全の役割を果たしている。

しかし、農家で相続が発生した場合、生産緑地であっても宅地並みの評価額になることもあり、相続税支払いのために生産緑地の買取りの申出をする例が多く、申出がされた生産緑地の大半が宅地等となる。また、農業者以外の市や団体に生産緑地を貸した場合、制度上農業の主たる従事者の証明が出ず、買取りの申出ができないことから、市民菜園などの市民利用が困難な状況もある。

概要	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区は、市街化区域内の土地のうち、生産緑地法に基づき管轄自治体の都市計画により定められた農地の区域である。 生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。
指定の要件	<ul style="list-style-type: none"> 公害又は災害の防止、都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の用地として適しているもの。 500平方メートル以上の規模の区域であること。 用排水その他の面から農業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの。 相当の期間にわたって農業経営が期待できること。
受けられる措置	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税が一般農地並みの課税となる。 相続税の納税猶予の特例などが受けられる。 農地等として維持するための助言や、土地交換のあっせんなどを求めることができる。
行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 当該土地の所有者または管理者等は、農地としての維持管理を求められる。 農地以外としての転用・転売はできない。 宅地造成、建築物等の新築・増改築などはできない。 上記に違反した場合、原状回復命令が出されることがある。
買取りの申出	<ul style="list-style-type: none"> 指定後30年を経過後、又は従事者の死亡や身体障害等により農業等の継続が困難になった場合には、市町村長に時価での買取りを申し出ることができる。 買取りの申出に当たっては、農業の主たる従事者の証明（農業委員会が証明）が必要になる。 市町村長は、申出があったときは、時価で買い取るか、買取りを希望する地方公共団体等を定める。また、市町村長は買い取らない旨の通知をしたときは、農地として取得を希望する農家のあっせんに努める。
行為の制限の解除	<ul style="list-style-type: none"> 買取りの申出の日から3月以内に所有権の移転が行われなかったときは、当該生産緑地の行為の制限が解除される。

■相続税納税猶予制度

後継者が終身営農することを条件（市街化区域では、平成4年1月1日以降に発生した相続。それ以前は適用後20年間の営農）に、相続を受けた農地について、相続税の納税を猶予する制度である。農業相続人の終身営農が条件となるため、農業継続が可能な農家でないと制度を利用しにくい。また、農地のみが対象であり、農業の用に供する納屋、雑木林などが対象となっていないため、相続を受けた農地以外の納税額が多額なために、農地を売却する例も多い。

概要	<ul style="list-style-type: none"> 農家の相続に伴う農地の細分化を防止し、農業後継者の育成を図る目的で、農地等について特例として相続税納税猶予制度が設置された（租税特別措置法）。
特例の対象となる農地等	<ul style="list-style-type: none"> 被相続人が農業用に使用していた農地で、次のいずれにも該当するもの。 <ul style="list-style-type: none"> 被相続人から相続又は遺贈により取得した農地等であること。 相続税の申告期限内に遺産分割協議により分割された農地等であること。 農地は、被相続人が農業の用に供していたものであること。 市街化区域においては生産緑地地区内に所在する農地であること。
特例の適用が受けられる者の要件	<p>【被相続人の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡の日まで農業経営を行っていた人。 農地等の生前一括贈与をした人。 <p>【相続人の要件】</p> <p>次のいずれかに該当する者で農業委員会が証明した者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相続税の申告期限までに、相続か遺贈により取得した農地等で農業経営を開始し、その後も農業を継続すると認められる人。 贈与税納税猶予の適用を受けた人で、農業者年金の経営移譲年金を受けるために、その推定相続人の一人に農地等を使用貸借による権利設定をして農業経営を移譲した人。
適用を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> 相続人が農地等を相続して農業を営む場合には、一定の要件のもとに、その相続した農地等の評価額のうち、農業投資価格※による評価額を超える部分に対応する相続税額は農業経営を継続する場合に限り納税が猶予される。 <p>※農業投資価格：恒久的に農業に利用されるべき農地等として自由な売買が行われた場合に通常成立すると認められる価格。</p>
適用を受けたあとの制限	<ul style="list-style-type: none"> 以下の事由が生じた場合は、猶予されているすべての相続税額と利子税を納付しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 特例農地等を譲渡、転用、貸付等した場合の面積が特例適用農地全体の面積の20%を超えるとき。 農業相続人が農業経営を廃止したとき。 等

小平市第二次都市農業基本構想

平成 19（2007）年 3 月発行

発行 小平市市民生活部産業振興課
〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目 1 3 3 3 番地

電話番号 （0 4 2）3 4 6 - 9 5 3 3

電子メール sangyoshinko@city.kodaira.lg.jp

¥ 5 0 0

